

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	14 06 01	中期総合計画主要施策番号	4-01,5-03			担当課	部・課	教育委員会事務局 教学指導課心の支援室	
事業名	学校人権教育振興事業					内線	4394		
						E-mail	kokoro@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	人権を尊重する社会を築いていく意欲と実践力を持った児童生徒を育成する。							
	事業の必要性	<p>[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童生徒が人権を尊重する社会を築いていく十分な意欲と実践力を持つには至っていない。 インターネット、携帯を使った新たな人権侵害等が発生している。 同和教育推進教員経験者が、学校現場を去る時代を迎え、地域に根ざして取り組んできた成果等の継承が課題である。 <p>[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 人権に関する知的理解を深めることが不十分であるとともに、自他の尊重を心がける十分な人権感覚が育っていない。 インターネット、携帯は新しいツールであるので、学校や家庭での対応が難しい面がある。 今までの人権教育の取組の評価を踏まえ、新たな人権教育の手法を学ぶ研修の場が求められている。 <p>[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 現実に存在する人権問題の学習を大切に、社会への関心や社会参加への意欲を培う。 各種研修会により、教職員自らの人権感覚の向上を目指すとともに、人権に関する知的理解を深め、新たな指導法を学べるようにする。 							
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 学校訪問による学校人権教育の推進(指導法の改善、講演による啓発等) インターネット、携帯等に関する講演会の開催、人権教育だよりの発行、ポスター・詩・作文の募集による人権啓発と広報の実施 教職員の人権意識の向上を図るための効果的な研修会の実施 							
	実施期間	S33 ~	根拠法令等	人権教育及び啓発に関する法律					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価	
	学校人権教育研修会や学校人権教育連絡協議会等において、教職員の人権感覚を高め、対応・校種間連携についての研鑽を図る。	<ul style="list-style-type: none"> 学校人権教育研修会を開催し、700人程度の参加を得る。 学校人権教育連絡協議会を開催し、1,500人程度の参加を得る。 			<ul style="list-style-type: none"> 学校人権教育研修会を2回開催。参加者688人。 学校管理者研修会を2回開催。参加者598人。 学校人権教育連絡協議会を県内11ブロックで2回ずつ開催。参加者合計1,590人。 			<ul style="list-style-type: none"> a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下 	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)	千円	480	427	511	国庫・県単	県単		
	決算額 (B)	千円	406	347		実施方法	直接		
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	406	347	511	歳出節別	内訳等		
	概算給与費	千円	14,298	14,156	14,156	(単位:千円)	<ul style="list-style-type: none"> 報償費: 206 旅費: 138 需用費: 3 		
概算事業費 (B(H22はA) + C)	千円	14,704	14,583	14,667					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	左記以外の21年度の実績			
	学校人権教育関係研修会開催回数	回	4	4	9	<ul style="list-style-type: none"> 各学校向け「人権教育だよりの」を2回発行。県内全校と公立幼稚園・保育園へ配布。 			
	学校人権教育連絡協議会開催回数	回	22	22	17				
人権意識の高揚を目指すポスター・作文・詩の募集	応募数		14,587	13,655	13,600				
事業の課題	区分	判定・説明							
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	<ul style="list-style-type: none"> 児童生徒育成の主体である教職員の人権感覚を高めるため、引き続き研修の機会を設けていく。 平成22年2月に策定された長野県人権政策推進基本方針に基づき、人権教育資料の充実を図る必要がある。 研修会等の参加者がより効率的・効果的に研修を行うことができるように内容や開催方法等の工夫を行う。 			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	<ul style="list-style-type: none"> 長野県人権政策推進基本方針に基づき、実践につながりやすい教材・資料の研究・開発を行うとともに、新たな指導法等を推進するための人権教育ファシリテーターの養成を行う必要がある。 効率的で密度の濃い研修となるよう、連絡協議会と研修会の同時開催等の検討が必要である。 性同一性障害等、認識や社会情勢の変化など様々な背景を持つ人権課題については、教職員自身の正しい理解を促進する必要がある。 インターネットによるいじめなど新たな形の人権侵害については、児童生徒の問題意識と人権感覚を高めるための指導方法を検討する必要がある。 								

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	14 06 03	中期総合計画主要施策番号	4-01	担当課	部・課	教育委員会事務局 教学指導課心の支援室		
事業名	こどもの権利支援事業			内線	4438			
				E-mail	kokoro@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	・いじめや体罰など子どもの権利侵害案件に個別に対応し、救済を図るとともに、学校や地域において、子どもの権利が尊重されるようにする。						
	事業の必要性	【現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)】 ・いじめや体罰、暴力などによる、子どもの権利侵害への関心は高まっている。 ・関係者の認識のギャップ等により問題の長期化や複雑化が見られる。						
		【原因分析(ギャップが発生している原因は何か)】 ・相手の人権を思いやる意識が欠如するなど家庭や地域の教育力が低下し、学校、家庭、関係機関の連携が不足している。						
		【課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)】 ・いじめや体罰など学校や地域における子どもの権利侵害について相談を受け付け、子ども・学校・家庭・地域の間を仲介・調整し、改善につなげる。 ・学校や地域において人権教育を実施し、児童生徒及び保護者の人権意識を高め、いじめ等を予防する。						
事業内容	・いじめ等の相談に対応する「こどもの権利支援センター」の運営 ・いじめの被害に遭った人を人権教育の講師として、学校等に派遣							
実施期間	H17 ~	根拠法令等						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況			評価		
	いじめ等の個別の権利侵害案件に対応し、救済を図る。	「こどもの権利支援センター」において保護者等からの相談を受け付け、問題の改善につなげる。	82件の相談を受け付け、相談者の同意の下、学校等の関係機関を直接訪問し、問題の改善に向けた支援活動を行い、おおむね一定の改善を図ることができた。			a.期待以上 b.期待どおり		
	学校等が開催する人権教育講演に講師を派遣し、児童生徒及び保護者などの人権意識を高める。	人権教育講演を100校程度、受講者数20,000人程度を得る。	新型インフルエンザの影響等により講演会の開催校等数は92校と若干現象したが、受講者数25,036人と見込みを上回った。			c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)	千円	2,100	1,714	1,455	国庫・県単	県単	
	決算額 (B)	千円	1,644	1,031		実施方法	直接	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	1,644	1,031	1,455	歳出節別内訳等	・報償費: 436 ・旅費: 343 ・使用料: 147	
	概算給与費	従事する職員数	人	2.50	2.50	2.50	(単位: 千円)	
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	17,873	17,695	17,695		
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	左記以外の21年度の実績		
	こどもの権利支援センター相談受付件数	件	72	82	82			
	人権教育講師派遣実施校数	校	115	92	92			
課題	区分	判定・説明						
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・相談件数(実数)は若干増えている。長期間、複数回にわたり相談支援を行うケースも増えている。 ・人権教育講師の派遣は、実践的な取組みであり、学校からのニーズは依然として高い。 ・実際の経験からいじめや暴力の苦しみを語っていただく人権教育講師の講演については、子どもたちの心に響く活動として参加者の評価が高い。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括	・いじめや体罰など子どもの権利侵害の相談は後を絶たず、子どもの成長を地域全体で支え、課題解決に取り組むために、今後も引き続き市町村教育委員会など関係機関と連携しながら取り組んでいく必要がある。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	14 06 02	中期総合計画主要施策番号	5-03	担当課	部・課	教育委員会事務局 教学指導課心の支援室	
事業名	社会人権教育振興事業			内線	4393		
				E-mail	kokoro@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・あらゆる人権問題に対する住民の理解と認識を深め、地域ぐるみの人権教育の推進を図る。 ・人権問題の解決に向け、地域住民とともに主体的に活動に取り組む指導者の資質の向上を図る。					
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]					
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]					
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]					
事業内容	・社会人権教育研究協議会、社会人権教育担当者会議、リーダー養成講座の開催(各教育事務所主催) ・社会人権教育リーダー研修会の開催、人権教育の指導法研究事業、人権通信の作成と企業人権教育への活用、啓発 ・市町村が実施する人権教育講座・識字学級への補助(補助率:〔県〕1/2、〔市町村〕1/2 1講座当たり補助限度額2万5千円)						
実施期間	S34 ~	根拠法令等	人権教育及び啓発に関する法律 人権教育促進事業補助金交付要綱				
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況		評価		
	地域において主体的に活動に取り組む人権教育指導者の資質の向上を図り、地域社会における人権教育を推進する。	社会人権教育研究会・研修会を10回以上開催し、1,500人程度の参加者を得る。	社会人権教育リーダー研修会を2回、社会人権教育研究協議会6回、社会人権教育リーダー養成講座を県内4地区全てで実施。参加延べ人数は、1,470人。他に、市町村担当者会議においても担当者向けのワークショップや研修を実施。参加延べ人数251人。		a.期待以上 b.期待どおり		
	市町村が実施する公民館等で行う小規模の人権教育講座に対して補助し、地域ぐるみの人権教育を推進し、地域住民の人権意識を高める。	各市町村の実施講座数を150回程度、参加者数35,000人程度を得る。	人権教育講座118・参加者36,065人、識字学級9(うち外国人対象6)・参加者延べ2,395人。佐久穂町、飯田市では日本語学級講座の開設が継続されている。この事業全体での参加延べ人数は、38,460人。		c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	20年度の概要	
	最終予算額 (A)	千円	4,182	4,015	3,908	国庫・県単 県単	
	決算額 (B)	千円	3,816	3,743		実施方法 直接、補助	
	B(H21はA)のうち一般財源	千円	3,816	3,743	3,908	歳出節別内訳等	
	概算給与費	従事する職員数	人	3.94	3.94	3.94	・補助金:3,110 ・報償費:633 (単位:千円)
	概算給与費 (C)	千円	28,167	27,887	27,887		
概算事業費 (B(H21はA)+C)	千円	31,983	31,630	31,795			
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績	
	社会人権教育研究会・研修会の開催回数	回	12	12	10	・市町村担当者会議を教育事務所単位で開催 ・企業、地域、各種団体・組織向け「人権つうしん」を2回発行 ・人権教育講師派遣のための人材バンク「長野県地域人権ネット」に新たな分野の講師、団体を登録	
社会教育促進事業補助金対象の実施講座数	回	135	128	126			
事業の課題	区分	判定・説明					
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 ・長野県人権政策推進基本方針及び人権教育・啓発に関する法律をふまえながら、市町村の実情に応じた地道な取り組みを支援していく必要がある。 ・財政規模の小さな市町村であっても継続的な取り組みにつながるよう県として支援するため、当面効率性を高める余地はない。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
課題の総括	・人権政策推進基本方針でも述べられているように、県の特筆される人権課題である「同和問題」「外国人の人権問題」についてより良い理解が得られるような講座の工夫をし、人権尊重意識の涵養を図る必要がある。 ・市町村による小規模な社会人権教育講座が参加者にとって魅力的で学習意欲を高められるものになるように、教育事務所と協力してリーダー養成研修とフォローアップを充実したものにしていける必要がある。						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 07 01	中期総合計画主要施策番号	5-03	担当課	部・課	企画部 人権・男女共同参画課	
事業名	人権啓発推進事業			内線	3743		
				E-mail	jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	人権啓発の広報・イベント等を実施し、県民一人ひとりの人権尊重意識の高揚を図り、互いの“ちがいを”尊重し合う共生社会の実現を図る。					
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・長野地方法務局の人権侵害事件受理件数がH21は394件(H19は437件、H20は351件)となっている。 ・女性、子ども、同和問題などに加え、インターネットによる中傷、犯罪被害者など人権課題として捉えるべき事象が拡大している。 ・平成21年度県政世論調査において、人権が尊重されている社会かとの質問に20.2%がそう思うと回答している。 [原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] あらゆる機会を通して人権啓発を実施しているが、県民の人権問題に対する正しい知識と理解や関心を持つことが不足している面がある。 [課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 学校、家庭・地域、企業・職場など様々な場を通じた啓発を行い、県民一人ひとりの人権尊重意識を高揚する必要がある。					
		事業内容	・人権フェスティバル、企業人権教育推進大会等の開催 ・統一デザインによるポスターの掲出、ラッピングバス広告、テレビ・新聞広告など各種広報媒体を活用した広報・啓発 ・ハンセン病問題啓発事業、みんなですすめる人権尊重プログラム支援事業(補助率: [県]2/3、上限50万円)、犯罪被害者等支援事業による各種啓発				
	実施期間	H9 ~	根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権啓発活動地方委託要綱			
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況	評価		
	人権啓発イベントや広報等を実施して、県民の人権尊重意識の高揚を図る。	人権フェスティバル(長野市で実施)や企業人権教育推進大会(松本市で実施)等の啓発イベントや研修会を開催し、概ね前年程度の参加者数を目指す。		人権フェスティバルや企業人権教育推進大会では、概ね前年程度の参加者があり、実施したアンケートでは、人権に対する理解が深まったとの意見も多く、人権意識の高揚が図れた。 また、人権啓発ラッピングバス広告、テレビCM・新聞広告等により県民への更なる啓発を実施した。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要	
	最終予算額 (A)	千円	23,618	24,869	27,552	国庫・県単 国庫・県単	
	決算額 (B)	千円	23,403	23,306		実施方法 直接、委託	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	2,273	1,540	3,067	歳出節別内訳等 ・報償費:288 ・旅費:100 ・需用費:2,929 ・役務費:7,551 ・委託費:10,691 ・使用料:315 ・補助金1,269	
	概算給付費	従事する職員数	人	2.00	2.20	2.40	(単位:千円)
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	14,298	15,572	16,987	
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績	
	人権フェスティバル参加者	人	500	500	550	・地域人権啓発活動活性化事業委託の実施(16市町村)	
	企業人権教育推進大会参加者	人	331	330	350	・ポスター(年2回)、ラッピングバス(2台)等による広報啓発 ・人権尊重プログラム支援事業の実施(5事業者) ・ハンセン病問題懇談会の実施(3回)	
事業の課題	区分	判定・説明					
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 ・県民の人権意識の高揚を図るために、人権啓発・教育が必要である。 ・県は、国、市町村と連携を図りながら、地域の実情を踏まえた効果的な人権啓発を実施する責務がある。 ・より効果的な啓発活動となるよう創意工夫して取り組んでいく必要がある。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
課題の総括	・県下全10広域で市町村による地域人権啓発活動活性化事業を実施する体制になったことから、平成21年度に地域別講演会を廃止し、効率化を図った。 ・人権意識の高揚を図るため、県民、民間、NPOなどから幅広く意見をいただきながら、啓発効果や効率性を十分検証し、事業を実施していく必要がある。						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	03 10 03	中期総合計画主要施策番号	5-01	担当課	部・課 内線 E-mail	総務部 市町村課 2127 shichoson@pref.nagano.lg.jp	
事業名	地域発 元気づくり支援金						
事業の概要等	事業の目的	市町村や公共的団体が住民とともに、自らの知恵と工夫により自主的、主体的に取り組む地域の元気を生み出すモデル的で発展性のある事業を支援し、地域主権のもとに豊かさが実感でき、活力あふれる輝く長野県づくりを進める。					
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 活力あふれる長野県づくりを進めるためには、地域の抱える多様な課題を解決する必要があるが、地域を挙げて自主的・主体的に課題解決に取り組む活動は、まだ十分な広がりがみられない。					
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 市町村及び公共的団体等が、地域課題解決のための事業を実施する際、財政的な裏付けが不足している。					
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 住民とともに自らの知恵と工夫により自主的かつ主体的に取り組む事業の支援を通じて、活力あふれる地域づくりを推進する必要がある。					
	事業内容	[交付対象者] 市町村、広域連合、一部事務組合 公共的団体等 [交付対象事業] 地域協働の推進 保健、医療、福祉の充実 教育、文化の振興 安全・安心な地域づくり 環境保全、景観形成 産業振興、雇用拡大 合併に伴う地域の連携の推進に関する事業 その他の地域の元気を生み出す地域づくり [交付率] ハード2/3以内 ソフト10/10以内					
実施期間	H19 ~	根拠法令等	地域発元気づくり支援金交付要綱、地域発元気づくり支援金交付要領				
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況	評価	
	自主的・主体的な地域づくり活動への取り組みを促す。 (参考) H24までに自主的・主体的な地域づくりを行う団体数を増加させる。	地域の課題解決に向けての多様な取り組みが、住民協働により継続的かつ発展的に実施されること。			1,033件、約16億600万円の要望があり、767件、約9億4千万円が事業実施され、地域の住民が、自主的・主体的に地域づくりに取り組む機運が醸成されつつある。自主的・主体的な地域づくりを行う団体数は、新たに320団体増加した。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要	
	最終予算額 (A)	千円	988,609	982,256	1,000,000	国庫・県単 県単	
	決算額 (B)	千円	951,699	940,674		実施方法 補助	
	B(H21はA)のうち一般財源	千円	951,699	940,674	1,000,000	歳出節別内訳等 補助金:940,674 (単位:千円)	
	概算給与費	従事する職員数	人	9.83	9.83		9.83
		概算給与費 (C)	千円	70,275	69,577		69,577
概算事業費 (B(H21はA)+C)	千円	1,021,974	1,051,833	1,069,577			
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	左記以外の21年度の実績	
	要望件数	件	1,135	1,033	1,115	県下各地域における優良な10事例を知事表彰し、そのうち「地域発 元気づくり大賞」として3事業を表彰した。	
	支援件数	件	779	767	790		
	支援額	千円	951,699	940,674	1,000,000		
事業の課題	区分	判定・説明					
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 ・予算枠に対し約1.6倍の要望があり、事業のニーズは非常に高いといえる。 ・中期総合計画に掲げる目標実現のための事業であり、県が主体となるべきである。 ・より多様な取り組みを促進するため、事業効果の周知を進めるとともに、複数年度実施する事業の取扱いについて検討する必要がある。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
課題の総括	事業に対するニーズは非常に高く、地域の課題解決に取り組む県民からの期待が大きいと考えている。事業の効果をより高めるため、選定委員会による評価を引き続き実施するとともに、表彰・事例発表会や事例集の作成などにより事業効果の周知、PRを多面的に行い、自主的・主体的な地域づくりへの取り組み機運を更に醸成していく。 また平成22年度から同一団体が、工夫や発展性を伴う同一内容の事業を複数年度にわたり実施する場合は、「原則3年以内」を限度として補助対象とすることとした。						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	06 06 01	中期総合計画主要施策番号	2-08,4-01,5-04			担当課	部・課	商工労働部 労働雇用課		
事業名	労働教育講座事業					内線	2474			
						E-mail	rodokoyo@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	・労使を対象に労働問題等に関する知識を習得するための講座を開催し、労働問題に関する正しい認識と理解を培い、安定した労使関係の形成に寄与し、労使紛争の未然防止を図る。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・労使間をめぐるトラブルは依然として多く、複雑化・多様化・深刻化している。								
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・使用者、労働者側ともに労働法令が正しく理解されていない。 ・企業の労働法令遵守の意識が低い。								
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・労働者が使用者と個別に対等な立場を確立し、安定した労使関係を築くことで労使間の紛争を未然に防止するには、労使双方が法令や制度等を正しく理解することが必要である。								
	事業内容	・地区労働フォーラム(12会場各1日間) ・心の健康づくりフォーラム(4会場各1日間) ・人権啓発講座(4会場各1日間) ・新社会人ワーキングセミナー(高校、短大等からの希望に応じて実施) ・労務管理改善リーダー研修会(4会場×3回連続講座)								
実施期間	S22 ~	根拠法令等	個別労働関係紛争解決促進法							
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価		
	労使双方の法令や制度等に対する正しい理解の普及を図る。	・講座の参加者数 : 7,000人程度を目標とする。(前年度実績から、1会場あたり70人程度×約100会場として積算。)			・91の講座を開設し参加者は6,460人であった。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	2,374	2,293	2,293	国庫・県単	国庫・県単			
	決算額 (B)	千円	2,224	1,960		実施方法	直接			
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	1,959	1,778	1,998	歳出節別内訳等	・報償費:687 ・需用費:531		
	概算給与費	従事する職員数	人	3.70	3.70	3.70	(単位:千円)			
		概算給与費 (C)	千円	26,451	26,189	26,189				
概算事業費 (B(H22はA)+C)		千円	28,675	28,149	28,482					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	講座の開設数	回	101	91	92					
	講座の参加者数	人	6,630	6,460	7,000					
	新社会人ワーキングセミナー実施校数	校	59	62	60					
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・個別労働関係紛争解決促進法第20条に、地方公共団体は情報の提供等必要な施策を推進するよう規定されている。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	・成果主義等企業の人事労務管理の個別化や、労働組合の組織率が低下し未組織労働者が増加するなど、集団(組織)から個への変化の中、労働者が使用者と個別に対等な立場を確立し、安定した労使関係を築くことで労使間の紛争を未然に防止するには、労使双方が法令や制度等を正しく理解することが不可欠であるため、引き続き労働教育講座を開催する必要がある。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 07 04	中期総合計画主要施策番号	5-03	担当課	部・課	企画部 人権・男女共同参画課
事業名	人権啓発センター情報発信事業			内線	3743	
				E-mail	jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp	
事業の概要等	事業の目的	人権問題に関する資料の展示などを行い、広く県民に人権に関する情報を提供し、人権尊重意識の高揚を図る。				
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・長野地方法務局の人権侵害事件受理件数がH21は394件(H19は437件、H20は351件)となっている。 ・女性、子ども、同和問題などに加え、インターネットによる中傷、犯罪被害者など人権課題として捉えるべき事象が拡大している。				
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] あらゆる機会を通して人権啓発を実施しているが、県民の人権問題に対する正しい知識と理解や関心を持つことが不足している面がある。				
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 人権啓発センターへの来館等を通じて、一人ひとりが人権に関心を持てるよう、個々の人権意識を高める必要がある。				
事業内容	・来館者への人権啓発 ・展示等による啓発 ・啓発資料の作成・配布 ・人権学習会への講師派遣 ・啓発パネル等の貸出し 等					
実施期間	H12 ~	根拠法令等	人権教育及び人権啓発の推進に関する法律、人権啓発活動地方委託要綱			
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況	評価		
	人権問題に関する資料の展示や啓発を行って、県民の人権意識を高め、もって人権問題の解決に資する。	入館者数9,500人、貸出人権啓発ビデオ視聴者数19,000人を目標とする。また、要望に応じて人権学習会(出前講座)を開催する。	年間8,450人が人権啓発センターを利用し、啓発ビデオは13,246人が利用した。また、人権学習会(出前講座)を13回実施し、人権啓発が進んだ。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要
	最終予算額 (A)	千円	10,890	10,320	14,849	国庫・県単 国庫・県単
	決算額 (B)	千円	10,338	10,131		実施方法 直接
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	7,507	7,716	12,693	歳出節別内訳等
	概算給与費	人	0.30	0.30	0.50	・報酬:5,526 ・旅費:47 ・役務費:397 ・使用料:225
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	12,483	12,254	18,388	・共済費:679 ・需用費:3,055 ・委託料:195 ・負担金:7
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績
	入館者数	人	8,508	8,450	8,500	・人権啓発センター広報誌の発行(年2回、各2万5千部) ・啓発パネルの貸出し 17件(H20 10件)
	人権学習会の実施回数	回	17	13	15	
	貸出人権啓発ビデオ視聴者数	人	18,836	13,246	13,000	
事業の課題	区分	判定・説明				
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 ・人権課題として捉えるべき事象が拡大しており、資料展示や情報提供等を通じた人権啓発に継続して取り組んでいく必要がある。 ・人権問題に関する正しい知識を展示等を通じて発信するには、県の関与が必要である。 ・事業の有効性を高めるためには、人権啓発センターの利用促進の取組が必要である。	
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
課題の総括	・人権啓発センターの利用は概ね例年並みであったものの、社会福祉施設等で集中的に研修を行った20年度と比較すると、利用者減となった。 ・人権啓発センターの利用促進が必要であることから、人権問題に関する啓発及び情報発信の拠点として、資料展示や情報提供の充実を図るなど、より効果的な事業を展開していく必要がある。 ・人権啓発と併せて、平成22年度から人権啓発センターに人権に関する総合相談窓口を設置し、人権問題の早期解決が図られるよう支援することで、事業の有効性を更に高めていく。					

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 05 03	中期総合計画主要施策番号	2-06、3-04、3-06	担当課	部・課 健康福祉部 地域福祉課			
事業名	介護センター研修事業			内線	2330			
				E-mail	chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	・介護に対する県民の理解を深めるとともに、介護保険制度の円滑な運営を図るため、県民に対する介護知識・技術の普及研修や介護従事者の資質向上のため専門研修、福祉用具の展示や介護に関する相談・助言などの啓発活動を行う。						
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・介護保険指定事業所及び利用者は年々増加し、介護サービスの提供に携わる人が増加している。 ・サービスの量が増加し、それとともにより一層質の高いサービスの提供が求められている。 ・介護サービス従事者は専門的な知識・技術を身につけて利用者に満足してもらえるサービスを提供する必要があるが、苦情や相談も発生している。						
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・介護サービスの必要量が増加して新たな従事者が増えるとともに、介護サービスが多岐にわたり、制度改正等頻繁に行われる中、専門的研修がないと知識・技術を習得することは困難である。 ・介護保険制度を維持するための人材育成や資質向上のため研修の充実は不可欠である。						
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・介護従事者の人材育成や資質向上により、サービスの質の向上を図る必要がある。						
事業内容	・介護サービス事業者等を対象とする研修を実施する。 ＜介護従事者＞認知症介護実践研修(実践者研修・実践リーダー研修)、認知症対応型サービス事業者管理者研修、認知症対応型サービス事業開設者研修、小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修、福祉用具プランナー研修ほか ＜介護支援専門員＞実務研修・再研修、実務従事者基礎研修、専門研修・更新研修							
実施期間	H7 ~	根拠法令等	介護実習・普及センター運営要綱					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況	評価			
	・県民の介護に関する基礎知識が高まること、また介護従事者等の専門的かつ最新の知識・技術の習得が得られることにより、介護サービスの質の向上を図る。	・介護従事者、介護支援専門員等を対象に必要な研修を実施する。		・介護従事者1,337人、介護支援専門員1,808人、その他1,826人の受講者があり、介護従事者等の専門的な知識・技術の習得が図られた。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下			
事業コスト	区分		単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要	
	最終予算額 (A)		千円	22,906	24,921	27,823	国庫・県単	国庫・県単
	決算額 (B)		千円	22,816	24,921		実施方法	直接
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	14,318	17,649	10,348	歳出節別内訳等	・報償費:9,556 ・需用費:2,635 ・使用料:3,801
	概算給与費	従事する職員数	人	5.90	5.90	5.90	(単位:千円)	
概算事業費 (B(H22はA)+C)		千円	64,995	66,681	69,583			
事業実績	内容		単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績	
	介護支援専門員専門・更新研修修了者		人	822	741	650		
	介護支援専門員実務研修修了者		人	568	611	700		
	研修講座数		講座	17	17	19		
事業の課題	区分		判定・説明					
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・介護保険制度維持のための人材育成であり、県の関与が望ましい。 ・介護サービス提供事業者に必要な義務的研修を実施。 ・外部の専門的な能力の活用等、更なる研修の質の向上、充実に向け、研修の外部委託を含め検討をする必要がある。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括		・介護サービスの提供に携わる人の増加に対応し、一層質の高いサービスを提供するため、人材育成と資質向上のための実践的な研修の充実が必要である。 ・介護支援専門員研修に、医療に関する内容を取り入れなど改善をしたが、今後、e-ラーニングの導入等も含め、各種研修のあり方を検討する必要がある。						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 10 02	中期総合計画主要施策番号	3-03			担当課	部・課	健康福祉部 こども・家庭課	
事業名	児童虐待防止強化事業					内線	2355		
						E-mail	kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・深刻化する児童虐待問題に迅速・的確に対応するため、児童相談所の適切な運営に加えて、相談等を行う職員のスキルアップを図るとともに、市町村の児童相談体制の整備への支援を行なう。							
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・児童の安全確認等のための立入調査の強化等を内容とした児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正が20年4月から施行される等、児童虐待問題は依然として社会全体で早急に解決すべき重要な課題となっており、子どもの安全確保を最優先とした迅速かつ適切な対応が可能となる体制の整備が求められている。							
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・児童虐待問題は当事者や一機関だけの解決は難しい。 ・児童虐待防止については、児童相談所の体制整備とあわせて住民に身近な市町村の体制強化が必要であるが、人材の養成・資質向上が困難という意見もある。							
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・24時間体制での相談窓口による緊急時等への対応が必要。 ・市町村の「要保護児童対策地域協議会」の設置に向けた研修や市町村職員等に対する研修による相談体制の整備促進が必要。 ・児童福祉施設職員等のカウンセリング技術の向上による専門性の高い相談等への対応が必要。							
事業内容	・児童虐待通告に24時間体制で対応する。(児童虐待・DV24時間ホットライン) ・市町村職員、要保護児童対策地域協議会構成員等関係者に対し専門研修を行う。 ・児童福祉施設職員等を対象に、カウンセリング技術等の習得研修会を実施する。								
実施期間	H12 ~	根拠法令等	児童虐待の防止等に関する法律						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価	
	・相談等を行う職員のスキルアップを図るとともに、市町村の児童相談体制整備への支援を行なうことで、深刻化する児童虐待問題に迅速・的確に対応する。	・市町村職員等関係者に対し専門研修を実施する。 ・施設職員等向けの研修を、基礎編と専門編に分けて実施し、経験等に応じたスキルアップを図る。 ・要保護児童対策地域協議会の設置については、21年度末までに全市町村での設置を目指す。			・市町村職員等向け専門研修には、延べ455人が参加した。 ・施設職員等向けの研修は、基礎編と専門編に分けて実施し、延べ231人が参加した。また、安心子ども基金を活用して職員を専門研修に派遣した。 ・要保護児童対策地域協議会は、21年度末現在2村を残して設置済(うち1村は4月1日設置見込み)。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)	千円	10,251	11,405	10,375	国庫・県単	国庫・県単		
	決算額 (B)	千円	9,341	9,638		実施方法	直接		
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	4,975	4,869	6,288	歳出節節内訳等	報酬:7,564 ・共済費:428 ・報償費:230 ・旅費:493 ・需用費:20 ・役務費:747 ・負担金:156		
	概算給与費	従事する職員数	人	0.70	0.70	0.70	(単位:千円)		
概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	5,004	4,955	4,955				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績			
	児童虐待対応職員専門性強化研修参加者	人	90	272	214				
	児童虐待・DVホットライン実績	件	926	993	1000				
	要保護児童対策地域協議会設置率	%	93.8	97.4	100				
事業の課題	区分	判定・説明							
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・20年4月施行の児童虐待防止法及び児童福祉法の一部改正により、児童相談所の役割と責務が従来よりも増して重要となっている。 ・21年4月施行の児童福祉法の一部改正において、被措置児童等虐待防止のための枠組みが規定された。 ・17年4月より市町村が児童家庭相談を受けることが児童福祉法上義務化され、県はより専門的な知識や技術を必要とする事例への対応や、市町村への後方支援が重点的な役割とされたため、職員のより一層の資質向上を図り有効性を高めていく必要がある。			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	・17年度から市町村でも児童家庭相談を受けることが児童福祉法上義務化され、児童相談所はより専門的な知識や技術を必要とする事例への対応や市町村への後方支援が重点的な役割とされた。引き続き職員のより一層の資質向上を図るとともに、市町村の相談体制の要である要保護児童対策地域協議会の機能強化に向けた支援等を重点的に行う必要がある。 ・児童虐待に係る通告義務についての認識が広まっている。児童虐待通告等に24時間体制で対応する児童虐待・DVホットラインの役割は大きく、県の関与は継続していく。								

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	15 01 02	中期総合計画主要施策番号	3-10、5-03			担当課	部・課	警察本部 警務課		
事業名	犯罪被害者支援事業					内線	4505			
						E-mail	police-keimu@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	・犯罪被害者が、再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、被害の状況及び原因、被害者等が置かれた個々の状況等に応じ、適切かつ途切れることのない支援を推進する。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・平成17年に施行された犯罪被害者等基本法により、国、地方公共団体、国民の責務が規定されるとともに、同法に基づく基本計画が策定されるなど、各種施策が進められている一方、自治体との連携・協働が施策に十分反映されていない。								
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・行政機関における被害者支援に関する認識は未だ十分とは言えない。								
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・国、県、警察、市町村、関係団体等の連携を強化し、県レベル、地域レベルでの犯罪被害者等支援ネットワークを構築するとともに、関係機関における取組みの強化を図る必要がある。								
事業内容	・診断書料、カウンセリング費用の公費負担等被害者の経済的・精神的負担の軽減等、支援体制の整備 ・県内唯一の民間被害者支援団体である長野犯罪被害者支援センターの被害者支援事業に対する補助 補助率：[県]定額 ・関係機関・団体とのネットワークによる連携の強化等、被害者等に対する社会的支援システムの構築									
実施期間	不明 ~	根拠法令等	警察法、犯罪被害者等基本法、犯罪被害者支援法							
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価		
	・県レベル、地域レベルでの犯罪被害者支援ネットワーク活動を積極的に行うことにより、被害者等の心情に配慮したきめ細かな被害者支援を推進する。	・犯罪被害者支援ネットワーク活動を前年以上に活性化させる。 ・長野犯罪被害者支援センターに対する活動支援を継続する。			・県内各所において、協議会、研修会、検討会を19回実施し、各ネットワークとの連携強化を図った。 ・警察署単位ネットワーク3団体で被害者支援ハンドブックが作成配布され、1団体で独自の会報が発行されている。 ・長野犯罪被害者支援センターの活動について、積極的な支援を実施した。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	5,312	5,174	5,168	国庫・県単	国庫・県単			
	決算額 (B)	千円	3,950	4,025		実施方法	直接、補助			
		B(H22はA)のうち一般財源	千円	2,729	2,314	3,414	歳出節別内訳等	・報償費：155 ・需用費：227 ・備品購入費：1,155 ・補助金：1,745	・旅費：394 ・役務費：349	
	概算給与費	従事する職員数	人	2.00	2.00	2.00	(単位：千円)			
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	14,298	14,156	14,156				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	診断書料等の公費負担[()は金額]	件(円)	80(4,230)	66(5,314)	-	長野犯罪被害者支援センターの活動支援				
	対象事件被害者への経済的支援の平均額	円	4,230	5,314	5,000	・事業活動補助金150万円				
	民間団体との協働による講演会	回	3	5	3	・市町村に対する財源援助要請活動支援				
	長野犯罪被害者支援センター相談受件数	回	209	244	-	・センター職員養成講座・継続研修への講師派遣3回				
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・「犯罪被害者等基本法」では、地方公共団体に対して、地域の実情にあわせた被害者支援の施策を策定し、実施する責務を課しており、国民に対してもこれに協力する責務を明示している。警察は、本来の責務として犯罪被害者に対する支援の中核となり、行政や民間団体との協働による、地域としての被害者支援を推進していかなければならない。 ・被害者からの相談受理、付添等は長野犯罪被害者支援センターの事業に補助をしており、効率性が高い。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	・刑法犯の発生件数は減少しているものの、凶悪犯罪の発生は後を絶たず、子どもや女性が狙われる犯罪も続発していることから、犯罪被害者支援については、今後も必要性が高まるものと推察される。 特に、本県には、被害者支援に積極的に関与できる「早期援助団体」がないことから、現在積極的に活動している長野犯罪被害者支援センターへの支援を進めていく必要がある。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 07 03	中期総合計画主要施策番号	5-03			担当課	部・課	企画部 人権・男女共同参画課			
事業名	人権・共生のまちづくり事業費補助金					内線	3743				
						E-mail	jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp				
事業の概要等	事業の目的	地域住民の社会的、経済的かつ文化的な生活の向上を図るとともに、生活上の課題や様々な人権課題の解決を図り、人権・共生のまちづくりを推進する。									
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・長野地方法務局の人権侵害事件受理件数がH21は394件(H19は437件、H20は351件)となっている。 ・女性、子ども、同和問題などに加え、インターネットによる中傷、犯罪被害者など人権課題として捉えるべき事象が拡大している。									
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] あらゆる機会を通して人権啓発を実施しているが、県民の人権問題に対する正しい知識と理解や関心を持つことが不足している面がある。									
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 市町村における人権・共生のまちづくり施設等を活用した人権問題に関する取り組みを支援し、福祉、教育などの関係分野との連携を図り、今日的な人権課題の解決を図る必要がある。									
事業内容	・市町村が実施する次の事業に補助 ・人権・共生まちづくり施設運営補助 ・人権・共生のまちづくり施設デイサービス事業 ・地域交流促進事業 ・継続的相談援助事業 ・公的施設利用事業 ・補助率【国】1/2、【県】1/4、【市町村】1/4(但し、施設運営事業は、【国】1/3、【県】1/6、【市町村】1/2<17年度~>)										
実施期間	H9 ~	根拠法令等	人権・共生のまちづくり事業補助金交付要綱、地方改善事業費(隣保館運営費等)補助金交付要綱								
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況			評価					
	地域住民の生活上の課題や様々な人権課題の解決を図り、人権・共生のまちづくりを推進する。	人権に関わる相談に適切に対応するとともに、交流事業(講習会、各種教室など)を2,000回程度実施する。	人権に関わる相談2,507件に適切に対応するとともに、交流事業を1,961回実施するなど、地域における人権課題の解決に一定の成果が得られた。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下					
事業コスト	区分		単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)		千円	80,542	77,030	80,419	国庫・県単	国庫・県単			
	決算額 (B)		千円	80,297	77,030		実施方法	補助			
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	26,610	25,683	26,812	歳出節別内訳等	補助金 77,030			
	概算給与費	従事する職員数	人	0.40	0.40	0.40					
	概算給与費 (C)		千円	2,860	2,831	2,831	(単位:千円)				
概算事業費 (B(H22はA)+C)		千円	83,157	79,861	83,250						
事業実績	内容		単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	対象市町村数		市町村	21	21	21					
	交流事業の総実施回数		回	2,089	1,961	2,000					
	対応した相談の総件数		件	2,709	2,507	-					
事業の課題	区分		判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	市町村は、この補助金により、教養文化活動などを通じて福祉の向上、住民交流が進むとともに、生活相談、人権相談など生活上の課題の解決のための事業を行い、一定の成果を得ている。					
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり							
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり							
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり							
課題の総括	引き続き、市町村に、地域住民のニーズに応じた人権課題に対応する事業の実施の徹底を図るとともに、県下各地における人権・共生のまちづくり事業の取組を推進する。										

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	07 03 03	中期総合計画主要施策番号	5-05			担当課	部・課	観光部 国際課		
事業名	国際交流員設置事業					内線	2811			
						E-mail	kokusai@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	・国際交流活動等に国際交流員を派遣することにより、県民の異文化理解、国際理解の促進を図り、地域の国際交流を推進する。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・地域住民が主体となった国際交流の取り組みとして、料理教室などを通じて外国籍県民と交流する事業が行われているが、県民が諸外国の事情、文化等の理解を進めるには十分ではない。								
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・外国籍県民は一般に日本語能力や国際理解講座等を行う知識・ノウハウが乏しく、県民の異文化理解、国際理解を促進する役割を担うのは難しい。								
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・日本語が堪能で国際理解講座等を行う知識・ノウハウのある人材を地域に派遣する必要がある。								
	事業内容	・外国青年招致事業により招致された外国青年を国際交流員として配置し、県民が行う国際交流活動への派遣等を行う。(小中学校への訪問、国際理解講座等での講演、交流イベントへの参加や国際交流員自主企画イベントの開催等)								
実施期間	S63 ~	根拠法令等	外国青年招致事業実施要綱							
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況			評価				
	国際交流員を派遣し、県民の国際交流活動を支援する。	県民からの派遣要望(260件程度)に応えること。	県民からの要望に応じ国際交流員を派遣(実績261件)し、国際交流活動を支援した。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下				
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	21,449	20,262	19,946	国庫・県単	県単			
	決算額 (B)	千円	19,634	18,791		実施方法	直接			
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	19,536	18,747	19,858	歳出節別内訳等	・報酬15,423 ・共済費1,849 ・旅費874 ・需用費169 ・役務費108 ・使用料141 ・負担金227		
	概算給与費	従事する職員数	人	0.68	0.68	0.68	(単位:千円)			
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	4,861	4,813	4,813				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	国際交流員設置数	人	4	4	4					
	国際交流員の派遣延べ回数	回	288	261	260					
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・現在の派遣要請に応えるためには、人員体制のこれ以上の削減は困難。 ・国際交流員はより効果的な国際交流事業の実施に必要な情報や技術を得るための研修に参加するなど研鑽に努めている。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	・国際交流は県民が主体的に進めていくことが望ましいとの観点から、国際交流員については、人員を随時見直ししており、平成20年度に4人に削減したところである。 ・また、観光部としてインバウンド(海外からの訪日旅行招致)を積極的に推進していく上で、外国人観光客の誘客活動に取り組む中、海外からの視察団の随行など、これまでの国際交流事業にとどまらない派遣要請が増加傾向にあるので、引き続き効果的な業務推進に努めながら、派遣要請に対応していく。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 07 08	中期総合計画主要施策番号	5-05	担当課	部・課	企画部 人権・男女共同参画課		
事業名	多文化共生推進事業			担当課	内線	3747		
					E-mail	jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	外国籍県民の増加、国籍や滞在形態の多様化に伴い、国籍などの異なる人々が、互いの文化的違いを認め合い、対等な関係を築こうとしながら共に生きていくことができる多文化共生社会の実現を目指す。						
	事業の必要性	【現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)】 ・日本の法律・行政制度を知らず、日本語も十分理解できないため、外国籍県民が行政サービスを受けられない現状がある。 ・製造業を中心として解雇された多くの日系ブラジル人は、日本語が不自由なため再就職が困難な状況にあり、生活困窮に陥るなど緊急に対応する問題を抱えている。また、不就学の外国籍児童生徒が急増している。						
		【原因分析(ギャップが発生している原因は何か)】 日本語が十分に理解できない、母国と法律、行政、社会制度、文化等の違いにより、行政サービスを受けられなかったり、日本語が不自由であるために再就職が難しい外国籍県民や、就学したくても経済的な理由や学校になじめず不就学になる児童生徒がいる。						
		【課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)】 ・母国語による情報発信、相談窓口の設置や行政と外国籍県民のパイプ役として活動するボランティアを支援する必要がある。 ・失業による生活困窮から生ずる様々な問題に緊急に対応し、日本語指導等を通じて失業者への就職支援を行うとともに、不就学児童生徒を減少させる必要がある。						
事業内容	多文化共生支援員の設置、多文化共生くらしのサポーターの設置、外国籍児童支援会議の活動推進、母国語情報誌の提供、災害時語学サポーターの育成、法律・行政相談会の開催、地域共生コミュニケーターの活動支援、通訳派遣、生活ガイドブックの提供、緊急時母国語情報の提供、日系ブラジル人のための行政出張コーナーの設置、緊急行政相談会の開催							
実施期間	H13 ~	根拠法令等						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況		評価	
	多言語による情報発信や相談窓口の設置、日本語指導を通じての失業者への就職支援、外国籍児童生徒への支援や行政と外国籍県民とのパイプ役となる地域共生コミュニケーターの活動により、多文化共生社会の実現を目指す。 (平成24年度までに地域共生コミュニケーター登録者数を300人にする。)	・外国籍県民の抱える諸問題の相談について適切に対応する。 ・日本語指導を通じて失業者への就職支援を行う。 ・不就学外国籍児童生徒を減少させる。 ・地域共生コミュニケーター登録者数を240人程度に増加させる。			・法律・行政相談会を4回開催し、29件の相談に対応したほか、緊急行政相談会を実施した。 ・5か所の母国語教室で52人の失業している保護者等に日本語指導を実施した。 ・不就学児童生徒19人が就学援助金の交付により、母国語教室に就学できた。 ・地域共生コミュニケーター登録者は236人に増加し、平成24年度の目標達成に向け概ね期待どおりの成果が得られた。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)	千円	16,355	25,397	30,316	国庫・県庫	国庫・県庫	
	決算額 (B)	千円	16,204	24,077		実施方法	直接・負担金	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	15,754	14,465	14,473	歳出節別内訳等	報酬7,085 旅費:688 使用料:233 報償費:390 需用費:1,436 負担金:13,174 (新経済対策 10,486)	
	概算給与費	従事する職員数	人	3.00	3.00	3.00	(単位:千円)	
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	21,447	21,234	21,234		
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
	地域共生コミュニケーター委嘱者数	人	221	236	260	・日系ブラジル人のための行政出張コーナー(上小、上伊那地事)相談件数87件		
	コミュニケーション・アシスタント登録者数	人	188	208	220	・緊急行政相談会相談件数40件/6会場		
	法律・行政相談会相談件数/回数	件/回	28 / 4	29 / 4	22 / 3	・多文化共生推進連絡会議3回開催		
	多文化共生くらしのサポーター相談件数/配置人員	件/人	4,371 / 4	4,735 / 4	4,800 / 4	・外国籍県民施策に関わる庁内調整会議3回開催		
	就学援助金交付人数	人	407	588		・母国語情報誌発行部数49,380部/年		
就学援助金により母国語教室に就学できた児童生徒数	人	7	19		・コミュニケーション・アシスタント派遣43件 ・地域共生コミュニケーター連絡会議4地域で開催			
事業の課題	区分	判定・説明						
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・経済情勢の悪化に伴い、不安定な雇用形態にある外国籍県民が抱える問題が増加している。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		・地域共生コミュニケーターを増加させ活動体制を整備することや、法律・行政相談会や通訳派遣制度の周知方法に関して更に有効性を高める余地がある。		
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括	・経済情勢の悪化に伴い、平成20年秋頃から失業する外国人労働者の抱える問題が増加していることから、平成22年度においても、相談体制を充実させるとともに、再就職支援のための日本語指導を引き続き実施する必要がある。 ・ボランティアである地域共生コミュニケーターの登録者数を増やし、より地域で積極的に活動できるように支援していく必要がある。 ・法律・行政相談会や県機関への通訳派遣制度をより多くの外国籍県民が利用できるように、新聞や情報誌等を使って、広く周知する必要がある。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	06 06 02	中期総合計画主要施策番号	2-08			担当課	部・課	商工労働部労働雇用課		
事業名	労働相談事業					内線	2474			
						E-mail	rodokoyo@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	・中小企業・未組織労働者のセーフティネットとして、労働相談を実施し、労使間に生じたトラブルの解決のための支援を行う。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・厳しい経済情勢や多様化する雇用形態などにより、労使関係が複雑化・多様化・深刻化しており、労働相談件数は、依然として高い水準にある。								
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・多様化する雇用形態により非正規社員など立場の弱い労働者が増加。 ・労働組合に属さない未組織労働者が増加。								
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・労働組合に属していない中小企業・未組織労働者のセーフティネットとして、労働相談体制の一層の充実を図る必要がある。								
事業内容	(1) 労働相談員(嘱託)の設置・・・労政事務所に常勤・専任の労働相談員を配置 (2) 特別労働相談員の設置・・・弁護士等を特別労働相談員に委嘱し、高度で専門的な労働相談へ対応 (3) 巡回労働相談所・勤労者心の相談室の開設・・・市町村等と連携し、地域に出向いて行う「巡回労働相談所」、メンタルな相談に対応する「勤労者心の相談室」を開設									
実施期間	S22 ~	根拠法令等	個別労働関係紛争解決促進法、中小企業福祉事業補助金等交付要綱等							
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況			評価				
	労働相談を実施し、労使間に生じたトラブルの解決のための支援を行い、安定した労働関係の維持を図る。	内容が多様化・高度化する労働相談に適切に対応すること。	・1,499件の相談に対し、常勤・専任の労働相談員の対応を軸とし、高度で専門的な相談に対しては、弁護士等の特別労働相談等で迅速な対応を行い適切に対応した。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下				
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	15,080	10,664	10,584	国庫・県単	県単			
	決算額 (B)	千円	14,421	9,803		実施方法 直接				
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	14,371	9,803	10,532	歳出節別内訳等	・報酬:8,640 ・共済費:1,080		
	概算給与費	従事する職員数	人	1.00	1.00	1.00	(単位:千円)			
		概算給与費 (C)	千円	7,149	7,078	7,078				
概算事業費 (B(H22はA)+C)		千円	21,570	16,881	17,662					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	労働相談件数	件	1,822	1,499	1,500					
	労働相談員	人	6	4	4					
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・個別労働関係紛争解決促進法第20条に、地方公共団体は相談等必要な施策を推進するよう規定されている。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	・労働相談件数が依然として高い水準で推移するなか、その内容も複雑化・多様化・深刻化しており、労働組合に属していない中小企業・未組織労働者のセーフティネットとして、労働相談体制の整備を図る必要がある。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 07 05	中期総合計画主要施策番号	5-04	担当課	部・課 内線 E-mail	企画部 人権・男女共同参画課 3745 jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp	
事業名	男女共同参画社会づくり推進事業						
事業の概要等	事業の目的	男女共同参画の意識の啓発を図り、男女共同参画社会づくりを推進する。					
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 男女共同参画に関する県民の意識は徐々に高まってきているが、固定的役割分担の意識が根強く残る分野があるなど、男女共同参画社会づくりはまだ中途にある。					
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 男女共同参画意識の啓発、普及を分野毎に実施しているが、県民の男女共同参画に対する正しい知識と理解が不足している面がある。					
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・県民の男女共同参画に関する認識を深め、女性も男性も固定的な役割分担に捉われず、様々な活動に参加できる環境を整える。 ・フェスティバルや地域フォーラムを毎年地域を変えて実施することで、より多くの県民に男女共同参画の意識の高揚を図る必要がある。					
事業内容	・男女共同参画審議会の運営 ・男女共同参画社会づくり県民協働事業 ・男女共同参画地域づくり講座 ・男女共同参画社会づくり啓発事業 ・女性の活躍支援・トップセミナー ・男女共同参画推進指導委員の設置						
実施期間	S54 ~	根拠法令等	長野県男女共同参画社会づくり条例				
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況		評価	
	男女共同参画フェスティバルや地域フォーラムを開催し、県民の男女共同参画意識の高揚を図る。また、地域づくり講座の実施等により多くの住民に男女共同参画に関する意識の啓発を図る。	・男女共同参画フェスティバル(小諸市で実施)や地域フォーラム(高山村で実施)を開催し、概ね前年程度の参加者数を旨す。 ・地域づくり講座4地区で160人程度の参加を目指すことで、地域における男女共同参画を推進する。 ・女性の活躍支援・トップセミナーを4会場で実施し、企業経営者の意識改革を促進する。 ・依頼に応じ、前年並みの出前講座を実施する。		フェスティバル723人、地域フォーラム450人、地域づくり講座4地区167人、女性の活躍支援・トップセミナー3会場201人、出前講座5回66人の参加がそれぞれあり、男女共同参画意識の高揚や、男女共同参画に関する知識と理解が深められた。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要	
	最終予算額 (A)	千円	5,265	4,743	3,523	国庫・県単	国庫・県単
	決算額 (B)	千円	4,113	3,727		実施方法 直接	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	1,957	1,124	1,989	歳出節別内訳等	・報酬:77 ・旅費:251 ・役務費:89 ・報償費:1,098 ・需用費:1,874 ・使用料:338
	概算給与費	従事する職員数	人	3.70	2.20	1.60	(単位:千円)
概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	26,451	15,572	11,325		
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	30,564	19,299	14,848			
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績	
	男女共同参画フェスティバル参加者	人	750	723	600	啓発普及の効果をねらい、県民向け、高校生向けのパンフレット等を作成、配布した。	
	男女共同参画地域フォーラム参加者	人	541	450	200		
出前講座参加者(回数)	人	(12回) 686	(5回) 66	(6回) 100			
事業の課題	区分	判定・説明					
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・地域や職場での啓発では、パンフレットでの説明が有効であり、出前講座などで広報活動を継続していく。 ・市町村における計画策定や条例制定の機運が高まり、計画策定・条例制定市町村が増加している。 ・女性の参画が必ずしも十分でない分野において、引き続き取り組む必要がある。	
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
課題の総括	・フェスティバルや地域フォーラムの実施に当たっては、開催市町村と県民会議構成団体と連携し、若年層を含めたより多くの県民の参加が得られるよう事業を実施していく。 ・地域づくり講座や女性の活躍支援・トップセミナーにおいては参加者の声を活かした講座にしていく。						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 07 07	中期総合計画主要施策番号	5-04	担当課	部・課	企画部 人権・男女共同参画課		
事業名	男女共同参画センター管理運営事業			内線	3745			
				E-mail	jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	男女共同参画社会の形成促進を図るための拠点施設として、広く県民の活動の場の提供と男女共同参画に関する講座、研修、情報提供及び相談業務を実施し男女共同参画社会の実現を図る。						
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 男女共同参画に関する県民の意識は徐々に高まってきているが、固定的役割分担の意識が根強く残る分野があるなど、男女共同参画社会づくりはまだ中途にある。						
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 男女共同参画意識の啓発を実施しているが、県民の男女共同参画に対する正しい知識と理解が不足している面がある。						
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 男女共同参画センターの一層の機能強化を進め、男女共同参画意識の高揚を図る必要がある。						
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・研修事業:各種セミナーの実施 ・情報提供事業:情報の収集・提供 ・相談支援事業:相談員連携支援セミナー、DV防止セミナー、あいとびあ相談 ・施設管理事業、貸館事業(指定管理) 						
実施期間	S59 ~	根拠法令等	長野県男女共同参画社会づくり条例、長野県男女共同参画センター条例					
成果と達成状況	事業の目指す成果		達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況		評価	
	啓発普及活動及び相談・支援事業を行い、男女共同参画社会づくりを推進する。		<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー28講座を開講し、1,700人程度の受講を目標にする。 ・悩みを持つ相談者に対して適切な支援を行う。 		<ul style="list-style-type: none"> ・セミナー30講座を実施し、1,929人が受講した。 ・女性相談は1,308件あり、それぞれの相談に対して関係機関と連携して支援した。 		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分		20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)		千円	89,940	68,769	59,190	国庫・県単	国庫・県単
	決算額 (B)		千円	88,499	67,278		実施方法	直接・委託
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	86,686	63,159	58,250	歳出節別	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬:5,188 ・報償費:1,997 ・需用費:6,522 ・役務費:784 ・委託料:39,347 ・使用料:1,948 ・工事請負費:10,185 (新経済対策 3,306)
	概算給与費	従事する職員数	人	3.30	3.30	3.30	内訳等	
		概算給与費 (C)	千円	23,592	23,357	23,357	(単位:千円)	
概算事業費 (B(H22はA)+C)		千円	112,091	90,635	82,547			
事業実績	内容		単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績	
	セミナー総数		回	30	30	28	出前講座7回165人の参加があった。	
	セミナー受講者		人	1,790	1,929	1,600		
	センター利用者数		人	54,674	62,852	60,000		
事業の課題	区分		判定・説明					
	事業のニーズの変化		増加	横ばい	減少	判定の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・条例に定める基本理念の浸透や計画の達成に向けて具体的な事業を展開する男女共同参画センターへのニーズは高い。 ・長野県男女共同参画社会づくり条例第24条に基づく拠点施設として設置され、県民、企業、市町村、関係団体等の自立的な取組を促すためにも県が直接取り組む必要がある。 		
	県の関与を見直す余地		余地なし	当面余地なし	余地あり			
	有効性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり			
	効率性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり			
課題の総括		男女共同参画に関する人材育成、啓発及び情報発信の拠点として引き続き効果的な事業を展開していく必要がある。						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	08 06 03	中期総合計画主要施策番号	2-03			担当課	部・課	農政部 農村振興課
事業名	農業リーダー育成事業					内線	3109	
						E-mail	noson@pref.nagano.lg.jp	
事業の概要等	事業の目的	本県農業生産の中核を担っている青年農業者、先進的・企業的農業者、女性農業者等を、地域の営農活動や農村集落社会で重要な役割を担うリーダーとして位置付け育成するとともに、効率的かつ安定的な農業経営者としての経営発展を支援する。						
	事業の必要性	〔現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)〕 ・全国に先駆けて取り組んでいる、本県独自の称号制度である、農業士、農業経営士、農村生活マスターの認定制度等を通じ、経営・技術能力向上研修などの支援策を講じてきたが、農業リーダー(農業士、農業経営士、農村生活マスター等)の高齢化によるリタイアと担い手不足により、農業リーダーが減少し、地域農業の推進役の確保が困難な状況にある。						
		〔原因分析(ギャップが発生している原因は何か)〕 ・農村集落の過疎化、高齢化、混住化等農村集落の構造的な変化、生活様式の変容により、農業リーダーが果たす役割が多様化・複雑化している。 ・農産物価格の低下や消費者ニーズの変化など、流通チャネルの多様化・複雑化への対応の遅れによる農業経営の弱体化。 ・農業経営の発展のための、農産物加工・直売等の経営の多角化・6次産業化や、ブランド化の促進など競争力を高める取組の遅れ。						
		〔課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)〕 ・地域農業の振興を図るために、社会情勢に適切に対応できる農業リーダーの育成とネットワーク化による組織・仲間づくり。 ・農業リーダーに対し、経営管理能力向上によるステップアップ、環境保全や高付加価値型の農業、農商工連携による経営の多角化に向けた技術指導・研修の支援の充実。 ・女性の地位向上、農業・農村の活性化のため、農村女性が男性と対等なパートナーとして農業経営や地域社会に参画し活躍できる環境づくり。						
事業内容	・本県農業の推進役となる農業士、農業経営士、農村生活マスターの認定を行い、農業リーダーの相互の連携・自己研鑽の場づくり ・農業リーダーの育成、ステップアップ、仲間づくりのための研修会や新たな商品開発を促す信州の味コンクール等の開催 ・農業リーダーの社会的な活動への参画(家族経営協定)を促し、その社会的地位の向上(女性農業委員・JA理事)や、リーダーとしての活動環境整備の推進 ・農業リーダーの連携強化、消費者との情報交換のための農業フェスティバル等のイベント開催							
実施期間	S42 ~	根拠法令等	農業改良助長法、長野県農業士認定要領、長野県食と農業農村振興計画 等					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況		評価		
	農業リーダーである農業士、農業経営士、農村生活マスターを核として、農業・農村の振興と活性化が図られるとともに、農村地域における男女共同参画社会の推進が図られる。 (参考)平成24年度目標 ・家族経営協定の年間締結数130/年 ・女性農業委員の複数選出市町村数77市町村	平成21年度目標は次のとおりとする。 ・農業リーダーの認定目標。 農業士10名、農業経営士5名、農村生活マスター20名 ・家族経営協定の締結目標 130戸 ・女性農業委員複数選出市町村目標数74市町村となるよう推進。		平成21年度実績は次のとおりであった。 ・農業リーダーの認定実績 農業士12名、農業経営士18名、農村生活マスター34名 ・家族経営協定の締結数114戸 ・女性農業委員複数選出市町村61市町村		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)	千円	6,989	6,862	7,085	国庫・県単	県単	
	決算額 (B)	千円	6,262	5,875		実施方法	直接	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	1,513	979	2,189	歳出節別内訳等	報償費901、旅費1,203、需用費1,625、役務費684、使用料1,462 (単位:千円)	
	概算給与費	従事する職員数	人	3.20	3.20	3.20		
概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	22,877	22,650	22,650			
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
農業経営士等認定者数	人	14	30	40	「信州の味コンクール」の開催を通じ、地場農産物を活用した新たなふるさと料理の創出促進などにより、農産物の高付加価値化や商品化の向上が図られた。			
農村生活マスター認定者数	人	28	34	30	農業フェスティバルにおいて、33千人の来場者があり、県産農産物の販売や農業士の取組状況をPRし、青年農業者と消費者との交流が図られた。			
地域セミナー受講者数(延べ)	人	936	1945	1400				
事業の課題	区分	判定・説明						
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・農業士、農業経営士、農村生活マスターは目標を上回っており、事業ニーズは増加していると判断される。 ・地域セミナーの参加者も増加傾向にあり、本県農業の維持発展させていくためには地域リーダーの育成や、農業者のスキルアップが重要であり、農業の指導・普及体制を有する県の関与・支援が今後も必要と判断される。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	・農業者の高齢化により担い手が減少し、高齢農業者や遊休農地の増加が危惧されることから、地域における営農活動の維持や農村社会の振興を図る上で、地域農業の推進役となる農業リーダーの育成・支援は継続する必要がある。 ・農業リーダーの育成に向けて、社会情勢の変化やニーズに見合った取組となるよう、関係機関・団体を交えて各種セミナーの持ち方等について引き続き検討する必要がある。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	14 07 01	中期総合計画主要施策番号	4-02, 5-11			担当課	部・課	教育委員会事務局 文化財・生涯学習課		
事業名	生涯学習推進センター事業					内線	4405			
						E-mail	bunsho@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	県民誰もが、自らの個性や能力を伸ばし、その成果を地域や社会の中で活用して、生きがいのある充実した人生を送るために、生涯にわたる学習活動を総合的に支援する。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 少子高齢化、情報化等の社会環境の変化、個人の価値観の多様化などを背景に、地域における人間関係や支え合い意識の希薄化、教育力の低下が指摘されており、個人のニーズに応じた学習活動の支援のみならず、地域社会が抱える自らの課題に対して自らの力を統合して解決していくなど、地域の学習基盤強化につながる支援が求められている。 [原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 熟年者や団塊の世代をはじめとして、社会貢献、社会参加など、生涯を通じた生活の充実を求める県民意識が高まっているものの、こうした人々の意欲や自己実現のために学んだ成果を、地域活動等に適切に活かしていく仕組みが根付いていない。 [課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・地域における生涯学習活動、まちづくりなどの指導的役割を担う人材を育成する必要がある。 ・各個人のニーズにあった生涯学習に取り組むことができるよう、学習活動に必要な情報を提供する必要がある。								
		事業内容	・公民館職員、社会教育指導者、ボランティア関係者など地域活動に意欲を持つ人を対象とした、指導者養成講座を開催する。 ・インターネットを活用した「信州らんらんネット」(生涯学習情報提供システム)を運用して、県民に学習情報を提供する。							
	実施期間	H8 ~	根拠法令等	教育基本法、社会教育法、生涯学習振興法、県生涯学習基本構想						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況		評価			
	地域社会が抱える様々な課題の解決に向かって、実践活動をリードできる人材を養成する。 県民誰もが、必要なときに必要な情報を閲覧できるよう、最新の情報を収集・提供する環境をつくる。(H24までに生涯学習情報提供システム情報登録件数を年間13,500件にする。)	各種指導者養成講座等を開催し、募集人員数1,322名以上の参加を目指す。 H24の目標達成に向けて、便利な情報の収集・提供及びPRに努め、「信州らんらんネット」の情報登録件数を増加させる。(H21登録件数を12,900件程度まで増加させる。)	各種講座の受講者数は2,023人となった。 情報登録数は13,160件となり、H24の目標達成に向けては、概ね順調である。新規登録数は1,439件(H20 1,087件)に増加した。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下					
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	9,524	9,384	8,751	国庫・県単	県単			
	決算額 (B)	千円	7,549	6,773		実施方法	直接、委託			
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	7,549	6,773	8,751	歳出節内訳等	報償費:967 旅費:788 需用費:914 役務費:934 委託料:2,769			
	概算給与費	従事する職員数	人	4.00	4.00	4.00	(単位:千円)			
		概算給与費 (C)	千円	28,596	28,312	28,312				
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	36,145	35,085	37,063					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	研修講座の受講者数	人	1,430	2,023	1,531					
	情報提供システム情報登録件数(期末)	件	12,593	13,160	13,300					
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・高齢者社会の進行や核家族化、過疎化など様々な社会の変化に対応できる人材の育成の場が求められており、事業の必要性は引き続き高い。 ・生涯学習振興法により努力義務が規定されている。 ・研修事業は、厳選した講師による講義を実施している。 ・「信州らんらんネット」は情報登録件数が増加しており、より多くの情報発信に務めている。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	・研修事業は、少子高齢化、家庭や地域の教育力向上などの現代的諸課題に柔軟に対応した講座を編成しているところだが、引き続き内容の充実を図り、地域や市町村の生涯学習振興、生涯学習によるまちづくりへの支援を推進していく。 ・「信州らんらんネット」は、利用者の視点に立った便利な情報、知りたい情報の収集・提供に努めるとともに、県民に一層の利用促進をPRしていく。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 07 06	中期総合計画主要施策番号	5-04			担当課	部・課	企画部 人権・男女共同参画課		
事業名	第3次長野県男女共同参画計画策定事業					内線	3745			
						E-mail	jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	男女が、お互いの人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現にむけた施策を推進するため、第3次長野県男女共同参画計画を策定する。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 第2次長野県男女共同参画計画に基づく取組の結果、政策・方針決定などの場への女性の参画割合も徐々に上昇しており、市町村においても男女共同参画計画の策定なども進んでいる一方で、仕事と家庭生活が両立できる環境の整備や地域組織における女性の参画が進んでいないなどの状況がある。 [原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 男女共同参画意識の啓発、普及を分野ごとに実施しているが、男女の固定的役割分担意識の払拭がされていない面があるほか、環境整備や支援体制整備等の総合的な取組が十分でない分野もある。 [課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 社会経済情勢の変化に対応し、男女共同参画社会の実現に向けた施策を総合的に推進するため、県民、県、市町村等が各々の立場で取組むべき方向性や施策等を明らかにした基本計画を策定する必要がある。								
		事業内容	・男女共同参画に関する県民意識調査の実施 ・第2次長野県男女共同参画計画の推進状況の評価 ・男女共同参画審議会の開催							
	実施期間	H21 ~ H22	根拠法令等	長野県男女共同参画社会づくり条例						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価		
	男女共同参画社会の実現に向け、これまでの成果を踏まえ、総合的な施策を推進するため、第3次長野県男女共同参画計画を策定する。	・男女共同参画に関する県民意識調査を実施し、計画を策定するための基礎資料とする。 ・男女共同参画計画の基本的な考え方について審議会の意見を求める。			・県全域1,000名を対象に県民意識調査を実施し、計画を策定するための基礎資料とした。 ・男女共同参画計画の策定について審議会上に諮問し、計画の方向性について意見を求めた。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円		1,457	1,632	国庫・県単	国庫・県単			
	決算額 (B)	千円		965		実施方法	直接			
	B(H22はA)のうち一般財源	千円		146	738	歳出節別内訳等	・報酬:102 ・旅費:21 ・役務費:18 ・委託料:819			
	概算給与費	従事する職員数	人		1.50	2.10	(単位:千円)			
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円		10,617	14,864				
		千円		11,582	16,496					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	審議会の開催	回		1	5	男女共同参画に関する県民意識調査を実施				
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	男女共同参画社会基本法、長野県男女共同参画社会づくり条例に基づき、平成22年度中に第3次計画を策定することから、現在のところ県の関与の見直しや有効性、効率性を高める余地はない。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	県民意見の聴取を行い、現行計画の推進状況の評価、男女共同参画審議会の答申等を踏まえ、平成22年度中に第3次計画を策定する。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 01 02	中期総合計画主要施策番号	3-03			担当課	部・課	企画部 企画課		
事業名	子ども・子育て応援事業					内線	3716			
						E-mail	kikaku@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	少子化対策を総合的に講じ、県民誰もが安心して子どもを産み育てられる環境をつくる。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・県内の合計特殊出生率は長期的には低下傾向が続いている。 ・少子化の大きな要因である未婚化、晩婚化が進んでいる。 ・約7割の人が子育てに不安や負担を感じており、安心して子どもを産み育てられる環境整備が求められている。 [原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 核家族化、仕事と家庭の両立の困難、個人の価値観の変化、医療供給体制の問題など原因は多岐にわたっている。 [課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 社会の様々な主体の連携・協働のもとに、県民が一体となった総合的な少子化対策を推進する必要がある。								
		事業内容	「ながの子ども・子育て応援県民会議」を通じた連携・協働による取組の推進 ・県民会議補助金(ながの子育て家庭優待パスポート、男性の子育て参加促進事業、県民会議の開催)(補助率:【県】10/10) ・結婚支援ネットワーク事業補助金(補助率:【県】1/2、【長野商工会議所】1/2) 次世代育成支援対策推進法に基づく後期行動計画、「ながの子ども・子育て応援計画」(H22~26)の策定							
		実施期間	H20 ~	根拠法令等	次世代育成支援対策推進法、ながの子ども・子育て応援県民会議規約					
	成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況			評価			
社会を構成する様々な主体が連携・協働することにより、県民全体で子どもと子育て家庭を支える取組を推進する。		・パスポート事業及び男性の子育て参加促進事業については、制度設計や方法等について関係機関と協議や調整を図り事業をスタートさせる。 ・結婚支援のための検討組織を設置し、システムの検討やイベントの開催を行う。 ・各部署や関係機関と連携し「ながの子ども・子育て応援計画」を策定する。	・パスポート事業はH22年4月から開始できるように、15市町村と参加について調整準備し、男性の子育て参加促進のための講座は年7回開催した。 ・結婚支援ネットワーク会議を設置し、団体間の連携イベントを2回開催した。 ・少子化対策推進会議で「ながの子ども子育て応援計画」を決定した。(H22.2)			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下				
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	2,234	4,751	29,068	国庫・県単	国庫・県単			
	決算額 (B)	千円	1,222	4,567		実施方法	直接、補助			
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	1,222	3,685	2,224	歳出節別内訳等	需用費:353、役務費:50、委託料:882、補助金:3,282 (単位:千円)		
	概算給与費	従事する職員数	人	2.50	2.50	2.50				
概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	17,873	17,695	17,695					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	ながの子ども・子育て応援県民会議 部会の開催	回	6	8	6	・結婚支援ネットワーク会議を設置し、マッチングシステムの検討や団体間の連携によるイベントを2回開催した。 ・庁内会議、県民会議等で検討を行い、「ながの子ども・子育て応援計画」を策定した。				
	ながの子育て家庭優待パスポート事業参加市町村数	市町村	-	-	34					
	男性の子育て参加促進のための講座の開催	回	-	7	10					
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・少子化問題がクローズアップされ、子育て支援に対するニーズは増加している。 ・「ながの子ども・子育て応援県民会議」を中心に、様々な主体の連携・協働により事業を具体化しており、引き続き県の関与は必要である。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	・少子化の要因は、核家族化、仕事と家庭の両立の困難、個人の価値観の変化、医療供給体制の問題など原因は多岐にわたっており、行政だけでなく様々な主体が連携・協働し、息の長い子育て支援の取組を積み重ねていくことが大切である。 ・そのため、引き続き「ながの子ども・子育て応援県民会議」を中心に、様々な連携・協働による子育て支援の取組の充実を図る必要がある。									

平成22年度事務事業評価シート(21年度実施事業分)

事業番号	04 10 08	中期総合計画主要施策番号	3-03	担当課	部・課	健康福祉部 こども・家庭課		
事業名	保育対策等促進事業			内線	2360			
				E-mail	kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	・仕事等の社会的活動と子育て等の家庭生活との両立を容易にするとともに子育ての負担感を緩和し、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進する。						
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・一般的な保育ニーズに対しては、市町村で対応をしているが、一時預かり、休日保育等の特別な保育施策及び子育てに負担を感じている世帯に対する相談や支援の場所の常設等の特別な支援が必要となっている。						
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・近年の核家族化や女性の社会進出、産業構造の変化に伴う都市化、過疎化の進行、生活水準の向上に伴うライフスタイルの変化、価値観の多様化等により家庭と子育てをめぐる環境が大きく変化してきている。						
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・多様な保育ニーズに応じた保育サービスの提供を行う必要がある。						
	事業内容	・一時預かり及び休日保育等の特別な保育対策及び子育ての負担感等の緩和を図り、安心して子育て・子育てができる環境の整備のための地域の子育て支援の拠点に係る事業を実施する市町村に対し補助を行う。(補助率:国庫対象【国】1/3【県】1/3【市町村】1/3)						
実施期間	S46 ~	根拠法令等	長野県次世代育成支援行動計画、保育対策等促進事業補助金交付要綱等					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況		評価		
	・一時預かり、休日保育等の特別な保育及び地域の子育て支援拠点事業等を行う市町村に助成し、仕事と子育ての両立支援や子育ての負担感を緩和するなど、安心して子育てができるような環境整備を総合的に推進する。	・市町村の要望に応じて多様な保育ニーズに対応する。		・市町村の要望に応じて、多様な保育ニーズに対応した。 一時預かり事業 38市町村 地域子育て支援拠点事業 50市町村		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)	千円	494,675	475,718	311,145	国庫・県単	国庫・県単	
	決算額 (B)	千円	482,198	464,100		実施方法	補助	
	B(H21はA)のうち一般財源		千円	262,826	223,535	155,573	歳出節別内訳等	・補助金:464,100
	概算給与費	従事する職員数	人	4.00	4.00	4.00	(単位:千円)	
	概算給与費 (C)		千円	28,596	28,312	28,312		
概算事業費 (B(H21はA)+C)		千円	510,794	492,412	339,457			
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
	地域子育て支援拠点事業補助数	市町村	49	50	49	・休日保育事業 17市町村		
	一時預かり事業補助数	市町村	42	38	42			
	病児・病後児保育事業	箇所	15	12	14			
事業の課題	区分	判定・説明				判定の説明		
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	・仕事と子育ての両立を望む世帯は多く、県民ニーズは横ばいである。 ・例年、決算時に不用額を生じていることから部内の県単事業補助金と統合を図ることで、市町村が各々の実情に応じて活用できるようH21から整備した。			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括	・高いニーズに対し、概ね期待どおりの成果が得られているが、本事業は、子育て支援施策の中核事業であり、今後も地域の実情に応じた多様なニーズの増加が見込まれることから、引き続き継続していく必要がある。 ・H22からは地域子育て支援拠点事業と一時預かり事業が次世代育成支援対策交付金に移替することから、運営面における県の支援の関与がなくなるが、事業が後退しないよう、引き続き市町村に対し助言する必要がある。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 10 19	中期総合計画主要施策番号	3 - 03			担当課	部・課	健康福祉部 こども・家庭課		
事業名	女性の健康ライフ支援事業					内線	2353			
						E-mail	kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	女性の生涯を通じた健康を支え守るため、健康に関する一般相談、あるいは不妊の悩み等の専門相談を行うなど、相談支援・情報提供を行う。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 近年の生殖補助医療は、急速な技術進歩がなされ、着実に普及してきている。しかし、人工受精や体外授精などの成功率がまだまだ低いことから不妊に悩む方にとって身体的、精神的に大きな負担となっている。								
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 不妊に悩む方、特に女性の場合は、世間の目や子どもができないことに対して、自分自身を追い詰めてしまうなど、悩みを抱えていても、人にはなかなか話せず一人で悩んでいる方も多い。								
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・専門的な立場から正確な情報を提供する必要がある。 ・専門的な知識を持った者が、相談者の心身の悩みを受け止め自己的決定を支援する必要がある。								
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・不妊に悩む者に対して、不妊専門相談センターにおいて、専門相談を実施する。 ・健康不安のある女性に対して、全保健福祉事務所において女性生き生き健康相談を実施する。 ・不妊専門相談センター及び女性生き生き健康相談の活用について、ラジオ等での広報及びパンフレットにより継続した周知活動を行う。 									
実施期間	H13 ~	根拠法令等	生涯を通じた女性の健康支援事業実施要綱(国)、長野県健康増進計画							
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価		
	不妊に悩む方の身体的、精神的な負担を軽減する。	<ul style="list-style-type: none"> ・不安を抱える方の相談に適切に対応する。 ・不妊専門相談センター及び女性生き生き健康相談の活用について、ラジオ等での広報及びパンフレットにより継続した周知活動を行う。 			<ul style="list-style-type: none"> ・不妊専門相談センター及び女性生き生き健康相談において正確な情報の提供やメンタル面の相談等に適切に対応し、相談者の不安の軽減、自己決定への支援を行った。 ・相談に関し、ラジオ等で3回の広報を実施した。 			<ul style="list-style-type: none"> a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下 		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	1,119	1,067	1,011	国庫・県単	国庫・県単			
	決算額 (B)	千円	1,034	1,016		実施方法	直接、委託			
		B(H22はA)のうち一般財源	千円	517	508	506	歳出節別内訳等	<ul style="list-style-type: none"> ・報償費: 14 ・需用費: 40 ・委託料: 962 		
	概算給与費	従事する職員数	人	0.60	0.60	0.60	(単位: 千円)			
		概算給与費 (C)	千円	4,289	4,247	4,247				
	概算事業費 (B(H22はA) + C)	千円	5,323	5,263	5,258					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	女性生き生き健康相談者数	件	65	67	70	女性生き生き健康相談及び不妊専門相談センター女性生き生き健康相談について、ラジオやテレビにおいて周知した。				
	不妊専門相談センター相談数	件	200	216	220					
事業課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	ラジオやテレビで周知を行ったところ相談者が増えたこと、また、女性の生き生き健康相談では、女性医師に相談ができるという理由で相談を受け、受診につながるケースもありニーズは高いと考えられ、継続した周知が必要である。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	不妊や女性特有の疾病等に関する相談機関のニーズは引き続き高いと考えられるため、継続してラジオ、テレビ、リーフレット等により周知を行う。22年度は新たに、6月にコンビニエンスストアへリーフレットを置き周知する予定である。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	06 06 04	中期総合計画主要施策番号	2-08,3-03,5-04	担当課	部・課 内線 E-mail	商工労働部 労働雇用課 2474 rodokoyo@pref.nagano.lg.jp	
事業名	仕事と子育て両立支援推進事業						
事業の概要等	事業の目的	・企業における従業員の仕事と子育ての両立を可能にする、働きやすい職場環境整備を促進することを目的とする。					
	事業の必要性	<p>【現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)】(調査:21.7企画課で実施した「職場における子育て支援に関する調査」より)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・女性の約8割が結婚・出産を契機に仕事を辞めており、その理由としては、家事に専念したかったが36.4%と最も多いが、次いで両立が困難なこと(27.1%)や職場において仕事を続けにくい雰囲気があったこと(10.9%)をあげている。 ・約8割(78.9%)の人が勤務先に育児休業制度のあることは知っているが、その半数以上(42.6%)の人が内容については知らないとしている。 ・「仕事と生活の調和」(ワークライフバランス)について、言葉も内容も知らない人が約6割に及んでいる。 <p>【原因分析(ギャップが発生している原因は何か)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・育児・介護休業法等の制度や「仕事と生活の調和」(ワークライフバランス)の取組みが十分に周知されていない。 ・育児・子育てのための支援制度や年次有給休暇の取得促進について、経営者や管理職の理解が進んでいない。 ・育児休業や年次有給休暇等を取得しやすい職場環境が整っていない。 <p>【課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・仕事と生活の調和(ワークライフバランス)に対する意識の醸成を図るため、広く周知啓発を行う必要がある。 ・企業に働きかけることにより、従業員の仕事と子育ての両立を可能にする、働きやすい職場環境整備を促進する必要がある。 					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・ワークライフバランス推進セミナーの開催 ・「社員の子育て応援宣言!」企業の登録 ・従業員の子育てを支援する先進的な取組みを行っている企業の表彰 ・事業主向け、労働者向け啓発リーフレットの作成 					
	実施期間	H19 ~	根拠法令等	「仕事と生活の調和憲章」および行動指針、長野県「社員の子育て応援宣言!」登録制度要綱			
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況	評価		
	従業員の仕事と子育ての両立を可能にする、働きやすい職場環境整備を進める。	・セミナーの参加者200人、表彰企業3社、宣言の登録企業は40社の達成を目標とする。		・セミナーの参加者180人、表彰企業2社、宣言の登録企業は48社であった。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要	
	最終予算額 (A)	千円	682	685	12,046	国庫・県単 県単	
	決算額 (B)	千円	613	671		実施方法 直接	
	B(H21はA)のうち一般財源	千円	613	671	608	歳出節別内訳等	
	概算給与費	概算給与費 (C)	千円	10,724	10,617	10,617	・報償費:109 ・需用費:538 (単位:千円)
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	11,337	11,288	22,663		
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績	
	ワークライフバランス推進セミナー	回	1	1	1	従業員の子育て支援に積極的に取り組んでいる2企業の表彰を行った。	
	啓発パンフレット作成・配布	部	50,000	46,000	53,000		
	宣言登録の企業(累計)	社	22	48	70		
事業の課題	区分	判定・説明					
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 「仕事と生活の調和憲章」に基づく労働時間等の改善や仕事と子育て・介護などの両立ができる職場環境の整備について、一層、企業が積極的に取り組むことができるよう、セミナーへの参加者や子育て応援宣言の登録企業を増やしていく工夫が必要である。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
課題の総括	仕事と生活の調和が実現できる職場環境の整備について、企業が積極的に取り組むことができるよう、関係団体と連携をし、より多くの企業(事業所)に対し、関係法規の趣旨、育児・介護休業制度等について周知・啓発を行う。						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 10 13	中期総合計画主要施策番号	3-07, 5-04	担当課	部・課	健康福祉部 子ども・家庭課
事業名	女性保護事業			内線	2360	
				E-mail	kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp	
事業の概要等	事業の目的	配偶者からの暴力の防止等に関する啓発活動を行い、保護を必要とする女性の早期発見に努め、適切な支援を行う。				
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]				
		配偶者からの暴力により被害を受けている女性が多く、その内容も複雑化し、解決が困難なケースが多くなっている。				
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]				
事業内容	社会的要因(経済状況、国際結婚等)を背景に、複雑化するDVケースが多く、解決までに長い時間を要している。					
	[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]					
実施期間	S32 ~	根拠法令等	売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律、長野県配偶者からの暴力の防止及び被害者のための支援基本計画			
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況		評価	
	配偶者からの暴力を受けている被害者の保護、救済を図り、自立を支援する。	・DV被害者等の相談に的確に応じ、必要な助言及び自立に向けた支援を行う。 ・保護の必要な女性を保護する。	・支援が必要な被害者に必要な支援を行った。 相談件数 3,539件 一時保護延人数 940人 女性保護施設入所延人数 329人 ・一時保護委託施設を7施設に増やし、広域的なバランスのとれた配置とした。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要
	最終予算額 (A)	千円	23,519	25,659	26,800	国庫・県単
	決算額 (B)	千円	21,661	20,771		実施方法
	B(H21はA)のうち一般財源	千円	13,974	13,488	16,142	直接、委託
	概算給与費	従事する職員数	人	5.70	5.70	5.70
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	62,410	61,116	67,145	(単位:千円)	・賃金:2,726 ・需用費:5,521 ・委託料:9,303 他
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績
	女性相談員(兼務含む)	人	12	12	12	
	女性相談件数	件	3,475	3,539		
	緊急避難人数	人	117	77		
事業の課題	区分	判定・説明				
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・前年度に比較し、相談件数、緊急避難人数は若干減少しているが、ニーズは高く、横ばいである。 ・女性相談員を設置している市は6市にとどまり、県関与の見直しについては当面余地がない。 ・多くの市町村において、取組(女性相談員設置や保護施設設置)が進めば、相談受理や被害者保護の効率性が高まるが、現在のところ設置の動きは少ない。
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
課題の総括	・DV相談件数はあまり変化はないが、解決に困難な問題が多くなっているため、研修等により女性相談員の資質向上を図る必要がある。 ・保護を必要とする被害者に対し、引き続きその受け入れ体制の充実を図る。 ・同伴児童のための対応等指導員を配置することによって一時保護所の同伴児童に対する支援を円滑に行うことができたが、指導員の配置は平成23年度までの基金事業となっている。					

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 10 14	中期総合計画主要施策番号	3-07	担当課	部・課	健康福祉部 こども・家庭課		
事業名	家庭福祉相談事業			内線	2357			
				E-mail	kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	母子家庭、寡婦及び保護を必要とするDV被害者等の福祉の増進のため、適切な助言・支援を行う。						
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 母子家庭又はDV被害等の相談件数が高い水準で推移しており、相談のニーズは高い状況である。						
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 経済状況(就労、賃金)など社会的要因を背景に、母子家庭又はDV問題は複雑化している。						
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 様々な問題を抱える相談者に適切に助言・支援を行う必要がある。						
事業内容	・母子家庭及び寡婦の生活全般の相談に応じ、必要な助言や指導と併せて求職活動の支援を行う。 ・DV被害者及びそのおそれのある女性への適切な助言、支援を実施する。							
実施期間	S39 ~	根拠法令等	母子及び寡婦福祉法、売春防止法、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況		評価	
	母子家庭及び寡婦の生活全般に関する相談、DV被害者の相談及び家庭児童福祉の相談に適切な助言、支援を行う。	・母子自立支援員:21年度の相談ケースは、特別な事情を除いては、当該年度中に解決する。 ・女性相談員:DV被害者等の相談に的確に応じる。			母子自立支援員の21年度の相談件数は、2,335件のうち解決済件数は2,186件、女性相談員の21年度相談件数は3,539件であり、相談に対して適切に助言・支援を行なった。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)	千円	26,495	27,872	27,989	国庫・県単	国庫・県単	
	決算額 (B)	千円	25,440	26,652		実施方法	直接	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	22,074	21,271	22,466	歳出節節内訳等	・報酬:23,189 ・共済費:3,083 ・報償費:45 ・旅費:266 ・負担金:69 (単位:千円)	
	概算給与費	人	2.10	2.10	2.10			
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	40,453	41,516	42,853				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
	母子自立支援員兼女性相談員	人	8	8	8			
	母子自立支援員の相談件数	件	2,778	2,335				
	女性相談員の相談件数	件	3,475	3,539				
事業の課題	区分	判定・説明						
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 ・相談受付件数は概ね横ばいである。 ・市の女性相談員の設置の動きが少ないため、県の関与は当面維持する必要がある。 ・H21年8月に実施したアンケート調査の結果、養育費が支払われていないという回答が約6割と多いことから、母子家庭の自立のための養育費取得支援の充実が必要である。			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括	・母子家庭の経済的自立を促進するため、個々の実情に応じた就労支援や養育費取得支援の必要性が増しており、母子自立支援員の支援機能の強化が求められている。 ・相談内容の複雑、困難化に対応すべく、相談員の資質の向上を図る必要がある。 ・女性相談員の設置を市に積極的に働きかける必要がある。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 10 16	中期総合計画主要施策番号	3-01,3-03	担当課	部・課 健康福祉部 こども・家庭課				
事業名	思春期保健事業			内線	2353				
				E-mail	kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp				
事業の概要等	事業の目的	思春期特有の問題及び、性に関する悩み等に対する相談や、正しい知識の普及を行うことにより、健康的で人間性豊かな母性、父性の育成が図られる。							
	事業の必要性	【現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)】 ・思春期の若者は悩みがあっても相談に結びつくことが難しい状況にある。 ・相談しやすい環境づくりが求められている。							
		【原因分析(ギャップが発生している原因は何か)】 対象者に対して保健所での思春期クリニック等に関する、情報が十分に行き届いていない。							
		【課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)】 ・地域の関係者の連携を図りながら地域における思春期保健対策の推進を検討していく。 ・悩み事は同世代の友達に相談しているため、仲間相談活動を促進する必要がある。							
事業内容	・全保健所において思春期の男女に対して性、心身に関する個別の保健相談である思春期クリニックの実施 ・正しい知識の普及のため思春期保健セミナーの開催 ・仲間相談活動である思春期ピアカウンセラー(仲間相談者)の養成、育成								
実施期間	S63 ~	根拠法令等	都道府県及び市町村における母子保健事業指針、長野県健康増進計画						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況		評価				
	・思春期の子どもたちが抱える健康問題に対して気軽に相談できる機会の増加を図る。 ・思春期の当事者が主体的に自らの健康問題へ取り組める取組みの拡大をする。	・思春期クリニックにおいて心やからだ等の悩みや不安を抱える若者の相談に適切に対応する。 ・学校の要請に応じて、思春期セミナーを開催する。 ・思春期ピアカウンセラー養成講座を3回開催する。 ・思春期ピアカウンセラーの活動内容を拡大する。	・思春期クリニックを実施し若者の相談に適切に対応した。(相談件数490件) ・学校の養成に応じて、思春期セミナーを開催した。(91回) ・思春期ピアカウンセラー養成講座を3回実施し54人が受講した。 ・思春期ピアカウンセラーの活動をガールスカウトへの実施や思春期セミナーにおいて保健師と役割分担しながら実施するなど、拡大した。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下					
事業コスト	区分		単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)		千円	440	397	382	国庫・県単	県単	
	決算額 (B)		千円	437	394		実施方法	直接	
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	437	394	382	歳出節別内訳等	・報償費 : 337 ・旅費 : 47 ・需要費 : 10	
	概算給与費	従事する職員数	人	2.00	2.00	2.00	(単位: 千円)		
概算事業費 (B(H22はA) + C)		千円	14,735	14,550	14,538				
事業実績	内容		単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
	思春期クリニック相談者数		人	729	490	500	思春期ピアカウンセリング等実施回数14回		
	思春期セミナー実施回数		回	140	91	100			
	思春期ピアカウンセラー育成		人	46	54	50			
課題	区分		判定・説明						
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・思春期セミナーは性感染症予防など実情を踏まえ専門的な立場で引き続き実施する必要がある。 ・育成された思春期ピアカウンセラーは、地域により人数等に差があるが、保健所のサポートにより中学・高校以外での活動が拡大しはじめており当面は県が主体で行う必要がある。 ・より効果的な思春期ピアカウンセラーの活動方法について検討が必要である。			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括		・思春期ピアカウンセラーの中学、高校以外での活動場所の拡大および効果的な実施方法等について、引き続き検討する必要がある。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 08 07	中期総合計画主要施策番号	4-02	担当課	部・課 内線 E-mail	企画部 生活文化課 2851 seibun@pref.nagano.lg.jp
事業名	健全な社会環境づくり推進事業					
事業の概要等	事業の目的	青少年に有害な社会環境排除県民運動の普及促進を図るとともに、自主規制業界、青少年健全育成関係機関・団体と連携しながら、青少年の健全育成にとってよりよい環境づくりを推進する。				
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 有害図書等自動販売機、インターネット・ケータイ等によって配信される有害情報、酒類、タバコや薬物等青少年の健全な成長を阻害する恐れのある環境や物が増加している。				
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 従来から問題視されていた有害環境に加え、新たに携帯電話、インターネット等の情報技術の進歩などメディア上の有害環境が生じている。				
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 自主規制業界、営業者等の自主的な協力を得なければ推進が不可能な運動であることから、相互の理解を得ながら県民運動を展開し、青少年の健全育成に有害な社会環境を排除していく。				
事業内容	「青少年に有害な社会環境排除県民運動推進要綱」に基づき有害環境チェック活動、関係業界への自主規制の要請及び青少年健全育成協力店の指定推進を行う。					
実施期間	S53 ~	根拠法令等	青少年に有害な社会環境排除県民運動推進要綱			
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況		評価
	自主規制業界、青少年健全育成関係機関・団体と連携しながら、青少年に有害な社会環境の排除を促進する。	・有害図書等自動販売機の設置箇所、設置台数を減少させる。		・有害図書等自動販売機の設置状況 箇所数 H20 45箇所 H21 40箇所 台数 H20 261台 H21 217台		a.期待以上
		・有害図書等の取扱店における青少年への配慮率を90%以上とする。		・有害図書等取扱店配慮率 97.7%(H20.11末)		b.期待どおり
		・「青少年健全育成協力店」の指定を促進し、青少年の非行防止を図る。		・飲食店やコンビニエンスストア等の指定を促進した。 新規指定店 201店		c.やや下回る d.期待以下
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要
最終予算額 (A)	千円		1,444	1,072	1,087	国庫・県単 県単
決算額 (B)	千円		1,261	1,049		実施方法 直接
B(H22はA)のうち一般財源	千円		1,165	1,049	1,087	歳出節別 内訳等
概算 給与費	従事する職員数	人	0.50	0.50	0.50	旅費 37千円 需用費 1,012千円
概算 給与費 (C)	千円		3,575	3,539	3,539	
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円		4,836	4,588	4,626	(単位: 千円)
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績
	有害環境チェック活動	回	4,611	3,830	5,000	
	青少年健全育成新規指定	店	360	201	300	店舗等への自主規制の要請 284回
事業の課題	区分	判定・説明				
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・インターネット等によって配信される有害情報に対する認識が県民の間で高まっており、従来の有害環境とは異なる分野のニーズが増加している。 ・市町村と連携し、地域に精通した方々と活動を展開するなど、効率的に推進している。
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
課題の総括	インターネット等によって配信される有害情報に対する認識が県民の間で高まっており、従来の有害環境とは異なる分野のニーズが増加している一方、本県は「青少年は地域からはぐむ」という観点から条例によらず県民一人ひとりの理解と協力による住民運動で青少年の健全育成を図ることとしているため、自主規制業界団体や更なる地道な活動と県民意識の高揚に向けて県が各種団体と連携し取り組んでいく必要がある。					

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 08 06	中期総合計画主要施策番号	4-02	担当課	部・課	企画部 生活文化課	
事業名	心豊かなたくましい青少年育成事業			内線	2851		
				E-mail	seibun@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・青少年の健全育成を図るための推進体制を確立し、県民総ぐるみの青少年健全育成運動を展開する。 ・子どもの声に耳を傾け、その心を受け止める「居場所」をつくる。					
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・青少年による凶悪事件の多発や犯罪の低年齢化、いじめや暴力、インターネット上の出会い系サイト等有害な情報を介した事件、子どもの安全を脅かす事件の多発など青少年に関わる問題は深刻な状況となっている。 ・いじめ、不登校などの問題が深刻化している。 [原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 核家族化、少子化や携帯電話、インターネット等の情報技術の進歩など青少年を取り巻く社会環境が変化している。 [課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・家庭、学校、地域住民、企業、団体及び行政が一体となって青少年の健全育成に取り組む機運を高める。 ・インターネット上の青少年に有害な情報への対応方法などを子ども、保護者などに正しく理解してもらう。 ・悩みを抱える子ども・若者からの相談に対応する。					
	事業内容	・青少年健全育成県民運動の推進母体である長野県青少年育成県民会議に対する補助(補助率:定額) [県民会議の主な事業] ・青少年健全育成県民大会、少年の主張長野県大会、親子で学ぶセーフネット講座、大人が学ぶセーフネット講座など ・子どもの声を受け止める「チャイルドライン」を運営する団体に対する補助(補助率:定額)					
	実施期間	S45 ~	根拠法令等	長野県青少年育成県民会議事業補助金交付要綱、チャイルドライン支援事業補助金交付要綱			
成果と達成状況	事業の目指す成果		達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況	評価	
	青少年健全育成県民運動の推進母体である長野県青少年育成県民会議が主体となり、青少年健全育成強調月間などを中心に青少年育成県民大会等を実施し、青少年健全育成の機運を高める。 チャイルドラインの運営団体を支援することにより問題を抱える子どもの「居場所」をつくる。		・非行少年総数を前年より減少させる。	・非行少年総数 H20 1,740人 H21 2,010人	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
			・補導された不良行為少年数を前年より減少させる。	・不良行為少年数 H20 9,906人 H21 9,515人			
			・セーフネット講座を開催し、5,000名程度の参加者を集める。	・セーフネット講座参加者 H21 5,220人			
		チャイルドラインの運営費を補助することにより、子どもの電話相談に対応する。	チャイルドラインが242日開設され、11,037件の電話相談に適切に対応することにより、子どもの「居場所」をつくることのできた。				
事業コスト	区分		単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要
	最終予算額 (A)		千円	12,060	11,817	10,993	国庫・県単 県単
	決算額 (B)		千円	12,060	11,817		実施方法 補助
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	12,060	11,817	10,993	歳出節別内訳等 ・補助金:11,817 (単位:千円)
	概算給与費	従事する職員数	人	0.50	0.50	0.50	
	概算給与費 (C)		千円	3,575	3,539	3,539	
概算事業費 (B(H22はA)+C)		千円	15,635	15,356	14,532		
事業実績	内容		単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績
	親子で学ぶセーフネット講座開催数		回	20	19	22	・青少年健全育成県民大会 平成21年11月7日(土) 大町市文化会館 ・少年の主張大会 平成21年9月18日(金) 中野市立高社中学校
	親子で学ぶセーフネット講座参加者数		人	6,464	3,720	4,000	
	大人が学ぶセーフネット講座開催数		回	14	16	16	
	大人が学ぶセーフネット講座参加者数		人	2,024	1,500	2,000	
チャイルドライン電話受付件数		件	11,663	11,037	10,000		
事業の課題	区分		判定・説明				
	事業のニーズの変化		増加	横ばい	減少	判定の説明 ・青少年を取り巻く環境は、社会環境の変化により深刻な状況となっており、「青少年は地域からはぐくむ」という観点から、県民総ぐるみの青少年健全育成運動を展開しており、その推進母体である県民会議を引き続き県が主体的に支援する必要がある。 ・非行少年数の増加分の大部分は万引きであり、青少年に対する万引き防止対策が必要となっている。	
	県の関与を見直す余地		余地なし	当面余地なし	余地あり		
	有効性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり		
	効率性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり		
課題の総括		・携帯電話、インターネットの安全利用に関する保護者等の関心が高まるなど一定の効果を挙げているが、青少年を取り巻く社会環境も厳しさを増しており、また、長期に減少傾向であった非行少年数も万引きを中心に増加に転じつつあることから、関係機関・団体と連携し、県民総意の運動として一層の取り組み等が必要となっている。 ・青少年に万引き防止を効果的に訴える啓発を実施する必要がある。					

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 10 03	中期総合計画主要施策番号	3-03			担当課	部・課	健康福祉部 こども・家庭課	
事業名	児童相談所費 (児童相談所運営費、一時保護所運営費)					内線	2354		
						E-mail	kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・児童に関する各般の問題につき、家庭その他からの相談に応じ、児童が有する問題、真のニーズ、置かれた環境等を的確に捉え、最も効果的な処遇を行い、児童の福祉の向上を図るとともにその権利を保護する。							
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・児童虐待相談事例に代表される緊急かつより高度な専門的対応が求められる一方で、育児不安等を背景に身近な子育て相談ニーズも増加している。							
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・急激な社会の変化、核家族化や地域社会のつながりの希薄化の進行等により、家庭の養育力が低下していることが要因の一つとして考えられる。各市町村の実情に応じた市町村と児童相談所との役割分担の調整が求められており、要保護児童対策地域協議会にはその役割を担うことも期待されている。							
	事業内容	[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・市町村では対応が困難な事例等に対して、立入調査や一時保護、児童福祉施設への入所等、県にのみ行使が可能な手段も活用しつつ、より専門的な支援を行い、児童の福祉の向上を図る。							
実施期間	S39 ~	根拠法令等	児童福祉法第12条						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価	
	・児童相談所と市町村がそれぞれの役割や機能を効果的に活かし、連携・協力しながら相談援助活動を展開する。	・市町村と役割分担・連携を図りつつ、児童に関する相談に適切に対応するとともに、必要に応じて適切に保護をする。			・市町村と役割分担・連携を図りつつ、4,892件の児童相談に適切に対応するとともに、保護が必要な児童を4,547日一時保護した。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)	千円	88,870	80,133	78,383	国庫・県単	国庫・県単		
	決算額 (B)	千円	79,595	75,661		実施方法	直接、委託		
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	60,448	60,808	64,257	歳出節別内訳等 (単位:千円)	・報酬:22,688 ・賃金:8,533 ・旅費:5,420 ・需用費:17,985 ・役務費:4,100 ・委託料:8,880 等		
	概算給与費	人	80.00	82.00	83.00				
概算給与費 (C)	千円	571,920	580,396	587,474					
概算事業費 (B(H22はA) + C)	千円	651,515	656,057	665,857					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績			
	児童保護日数	日	5,646	4,547					
	児童相談件数	件	4,554	4,892					
	うち児童入所措置件数	件	236	179					
事業の課題	区分	判定・説明							
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 ・子どもを取り巻く社会情勢は複雑多様化しており、児童相談所に対するニーズは高く横ばいである。 ・今後市町村の児童家庭相談体制が確立しても、児童相談所にはより専門的な相談体制を維持していくことが求められる。 ・一時保護所については、狭隘化や混合処遇の解消等が課題である。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	・20年4月に施行された児童虐待防止法及び児童福祉法において、児童相談所の役割と責務は従来よりも増して重要となっており、職員の資質向上等により、更なる機能強化を図っていく必要がある。 ・狭隘化やプライバシー確保に問題を抱えていた中央児童相談所については、相談室や一時保護所児童居室の不足の解消及び少年法改正に伴う重大事件対応の緊急保護施設機能付加のため、旧公衆衛生専門学校に移転改築することとした。 ・老朽化と環境問題を抱える諏訪児童相談所については、あり方を検討する。								

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 10 11	中期総合計画主要施策番号	3-03、3-07			担当課	部・課	健康福祉部 こども・家庭課		
事業名	安心こども基金事業					内線	2360			
						E-mail	kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を行うため、安心こども基金を活用し、各種事業を実施する。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 地域の子育て力の低下や、保育所や児童養護施設等における課題の複雑困難化、ひとり親家庭の経済的支援の必要性の高まりなど、子どもをめぐる様々な環境が悪化している。								
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 核家族化や経済不況など社会の様々な要因が関係している。								
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 養育者等の当事者のみならず、地域や行政、事業者などのあらゆる主体がそれぞれの役割を担うことで、子育て支援の取組を推進する必要がある。								
事業内容	・保育所等緊急整備事業(補助率:[基金]1/2、[市町村]1/4) ・保育の質の向上のための研修事業(補助率:[基金]1/2、[市町村]1/2) ・認定こども園等整備事業(補助率:[基金]1/2、[市町村]1/4) ・地域子育て創生事業(補助率:[基金]10/10) ・高等技能訓練促進費等事業(補助率:[基金]3/4、[市町村]1/4) ・児童養護施設等緊急環境改善事業(補助率:[基金]1/2、[県]1/2) ・児童養護施設等の職員の資質向上のための研修事業(補助率:[基金]1/2、[県]1/2) 等									
実施期間	H21 ~	根拠法令等	子育て支援対策臨時特例交付金(安心こども基金)交付要綱、安心こども基金事業補助金交付要綱							
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況			評価				
	保育サービスの充実、すべての子ども・家庭への支援、ひとり親家庭・社会的養護等への支援の拡充により、子どもを安心して育てることが出来るよう体制整備を行う。	・市町村等が行う、保育所の整備、保育の質の向上のための研修、すべての子ども・家庭への支援の取組み等、子どもを安心して育てられる環境づくりに対して支援を行う。 ・児童相談所等の県施設における環境改善事業や児童養護施設等の職員の質の向上のための研修を行う。	・市町村等の私立保育所整備計画及び地域の実情に応じた創意工夫ある取組み(地域子育て創生事業)に対して支援を行った。特に、独自の事業として本の読み聞かせの取組を促進し、地域での子育て支援の機運を高めた。 ・児童相談所等の県施設における、環境改善事業や児童養護施設等の職員の質の向上のための研修を行った。	a.期待以上	b.期待どおり	c.やや下回る	d.期待以下			
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	-	522,716	1,923,067	国庫・県単	国庫・県単			
	決算額 (B)	千円	-	429,421		実施方法	補助・直接			
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	-	474	2,588	歳出節別内訳等	・需用費:17,536 ・工事請負費:5,459 ・備品購入費:9,418 ・補助金:393,748 ・扶助費:1,896 他			
	概算給与費	従事する職員数	人	-	4.00	4.00	(単位:千円)	注)基金積立金を除いた金額(新経済対策 188,881)		
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	-	28,312	28,312				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	保育所等整備事業	箇所数	-	4	14					
	地域子育て創生事業	市町村	-	59	67					
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・県が基金を設置することになっているため、関与を見直す余地はない。 ・「地域子育て創生事業」については、地域の実情に応じた創意工夫のある子育て支援活動に関する取組に対し支援が可能であるため、事業実施にあたっては有効性、効率性において余地がある。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	・平成22年度までの事業(一部、平成23年度以降もあり)であることから、基金の有効活用を図り、地域の子育て力をはぐくみ、子どもを安心して育てることが出来るような体制整備を推進する。 ・「新待機児童ゼロ作戦」による保育所の整備については、対象が民間保育所に限定されているため、公立保育所も対象とするなど、再三、国に対して改善を要望しているところである。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 10 09	中期総合計画主要施策番号	3-03、4-02			担当課	部・課	健康福祉部 こども・家庭課	
事業名	児童館施設整備事業					内線	2360		
						E-mail	kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・全ての児童を対象とし、放課後や休日等の安全・安心な居場所として健全な遊びや生活の場を与え、その健康を増進し、情操を豊かにする。							
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・子どもが被害者となる痛ましい犯罪が発生するなど、子どもの安全、安心な居場所を求めるニーズが増加しており、充足しているとはいえない。平成21年10月に実施した保護者に対するアンケートで、設けてほしい施設として児童館、児童センターを要望する意見は54%を超えている。							
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・整備主体である市町村の取り組みに差があり、十分に施設整備が行われているとは言えない。							
	[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・児童館、児童センターを整備する市町村等に対し、その建設費用の一部を補助し、安心、安全な居場所を確保する必要がある。								
事業内容	・児童館、児童センターを整備する市町村等に対し、その建設費用の一部を補助する。 (補助率: [国] 1/3 [県] 1/3 [市町村] 1/3)								
実施期間	S43 ~	根拠法令等	児童福祉法第7条第1項						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価	
	・市町村の整備計画に基づき、施設を設置する経費を補助することにより、子どもの安全・安心な居場所を提供する。	・市町村の整備計画に基づき、必要な補助を行う。 補助対象: 1か所。			・市町村の整備計画に基づき、児童館の施設整備費を補助した。 補助対象: 1か所。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)	千円	39,048	41,578	55,479	国庫・県単	国庫・県単		
	決算額 (B)	千円	39,048	41,578		実施方法	補助		
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	19,524	9,789	27,740	歳出節別内訳等	・補助金: 41,578千円		
	概算給与費	従事する職員数	人	0.20	0.20	0.20	(単位: 千円)		
概算事業費 (B(H22はA) + C)	概算給与費 (C)	千円	1,430	1,416	1,416				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績			
	補助対象施設数(児童館)	箇所	1	1	1				
事業の課題	区分	判定・説明							
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・子どもの安全・安心な居場所として有効に活用されており、都市部を中心に一定のニーズがある。 ・市町村が補助を受けるには県費補助が必要であるため、県の関与は当面見直す余地がない。 ・利用可能な既存の公共施設を利用した施設整備や検討等を市町村が行っている。			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	・新たな施設の設置や老朽化した施設の改築等の際は、利用可能な既存の公共施設を活用した施設整備などを行うことで事業費の圧縮を図り、整備計画については保護者、地域住民の意見をより反映させたものとする必要がある。 ・ニーズに対して整備が進んでいないことから、整備促進を図る必要がある。								

平成22年度事務事業評価シート(21年度実施事業分)

事業番号	04 10 10	中期総合計画主要施策番号	3-03、4-02			担当課	部・課	健康福祉部 こども・家庭課	
事業名	放課後児童健全育成事業					内線	2360		
						E-mail	kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に放課後や休日に安全で適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図る。							
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・年々利用児童数が増えており、利用を希望するすべての児童を受け入れられる状況にあるとはいえない。							
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・共働き家庭の増加、核家族化の進行等により利用希望者が増加し、受入可能な施設数が十分ではない。							
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・運営費等を補助することにより、受け入れ可能な施設数を増加させ、質の向上を図る。							
事業内容	・放課後児童クラブを実施及び委託する市町村に対し運営費等を補助する。 (補助率:国庫対象【国】1/3【県】1/3【市町村】1/3)								
実施期間	S61 ~	根拠法令等	長野県次世代育成支援行動計画、児童福祉法第6条の2第2項						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価	
	・放課後児童クラブの運営費等を補助し、子どもたちに安全で適切な遊びや生活の場の提供し、健全な育成を図る。	・平成20年度程度の放課後児童クラブ数、登録児童数を維持する。 20年度クラブ数 355か所 児童数 19,376人			・放課後児童クラブ数については増加した。 21年度クラブ数 358か所 ・登録児童数についてはやや減少した。 21年度児童数 19,259人			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)	千円	459,147	536,330	671,210	国庫・県単	国庫・県単		
	決算額 (B)	千円	441,048	486,971		実施方法	補助		
	B(H21はA)のうち一般財源	千円	202,444	224,488	335,607	歳出節別内訳等	・補助金:486,971		
	概算給与費	従事する職員数	人	3.25	3.25	3.25	(単位:千円)		
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	464,282	509,975	694,214					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績			
	補助対象児童クラブ数	箇所	277	278	312				
	放課後児童クラブ数(補助対象外を含み、中核市を除く)	箇所	295	304					
事業の課題	区分	判定・説明							
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・保護者が就労している家庭等から、一定のニーズがある。 ・国庫補助とならない小規模クラブの運営については、地域福祉総合助成金により県単補助を行っているため、地域の多様なニーズに対応している。 ・利用児童数を70人以下にするなど、適正な規模による有効かつ効率的な運営の必要がある。			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	・保護者が就労等により昼間家にいない小学校に就学しているおむね10歳未満の児童に対し、放課後や休日にも、運営費等の補助は継続して実施する必要がある。 ・利用児童数が71人以上の放課後児童クラブに対しては、70人以下にするなど適正規模による運営を行うよう助言を行う必要がある。 ・小学校高学年の児童を受け入れていない放課後児童クラブが、平成21年度においては県下12市町村で見られるため、積極的に受け入れるよう市町村に助言を行う必要がある。								

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 10 20	中期総合計画主要施策番号	3 - 03			担当課	部・課	健康福祉部 こども・家庭課		
事業名	児童虐待予防事業					内線	2353			
						E-mail	kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	育児不安を抱える親を早期に把握し、適切な支援を展開することで虐待への移行を未然に防ぎ、健康な親子の増加を図る。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]								
		出生数が減少する中で低出生体重児、多胎児など虐待においてもハイリスクといわれている児童は増加し、虐待予防への対策が求められている。								
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]								
	事業内容	育児の孤独化や家族機能の低下により育児不安を抱える者の増加に対する対応が十分に行われていない。								
[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]										
実施期間	H18 ~	根拠法令等	児童虐待防止法第4条							
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価		
	・育児不安を抱える親を早期に把握し、虐待を予防するための効果的な支援体制を整備する。	・児童虐待予防事業へ取り組む市町村を増加させる。 ・8保健所において育児不安を抱える親を支援するグループ活動を実施し、参加者が虐待に至らないよう自らの行動を変えられるよう支援する。			・全市町村で生後4か月までに乳児訪問等を実施し、育児不安が強い時期への取り組みがなされた。 ・8保健所で虐待予防のための親支援グループ活動を実施し、育児不安を抱える親を支援した。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	517	440	361	国庫・県単	県単			
	決算額 (B)	千円	447	403		実施方法	直接			
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	447	403	361	歳出節別内訳等	・報償費: 350 ・旅費: 53		
	概算給与費	従事する職員数	人	2.00	2.00	2.00	(単位: 千円)			
		概算給与費 (C)	千円	14,298	14,156	14,156				
概算事業費 (B(H22はA) + C)		千円	14,745	14,559	14,517					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	生後4ヶ月までに乳児訪問している市町村の割合	%	100	100	100	・虐待予防に関する全県での研修会を1回開催(参加者数 94人)				
	親支援グループ活動の開催(参加者)	保健所(人)	7(316)	8(156)	7(150)					
	研修会参加者数(参加者)	回(人)	6(204)	11(232)	11(235)					
	母子保健関係者連絡会等	回	10	10	10					
区分	判定・説明									
事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・引き続き市町村と保健所が連携し、虐待予防の視点を持ちながら妊娠・出産・育児に関して継続した取り組みを実施することが重要。 ・今後、親支援グループの開催について、各市町村での実施を視野にいれ実施する必要があるが、市町村において当事者の参加に結びつけるところに課題があり、そのための方策について検討が必要のため、当面は県が主体で実施していくことが必要。					
県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり							
有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり							
効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり							
課題の総括	・引き続き、市町村、保健所、関係機関での育児不安を抱える親の早期発見、支援を効果的に行うための体制整備を図る。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 10 04	中期総合計画主要施策番号	3-03			担当課	部・課	健康福祉部 こども・家庭課	
事業名	中央児童相談所移転改築事業					内線	2354		
						E-mail	kodomo-katei@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	相談件数の増加及び一時保護需要の変化により狭隘化が進んでいる中央児童相談所を早期に移転改築し児童の処遇の改善を図る。							
	事業の必要性	<p>[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]</p> <p>現在の中央児童相談所は社会福祉総合センターの一部を占有する形であり、一時保護所児童居室が不足しており、また児童の生活空間も狭隘化が進んでいる。</p> <p>また、複合施設のため相談者等のプライバシーが確保しづらい環境である。</p> <p>[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]</p> <p>社会福祉総合センターの一部を占有する現在の形態では、相談室が5室しか確保できないため、増加する一方の相談に充分対応できない。また、相談者等のプライバシーを確保することもできない。</p> <p>一時保護所については、児童居室が3室しかないため、年齢や性別、虐待や非行など児童の特徴・個別事情に対応できず、増加する一時保護需要に対応できていない。</p> <p>[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]</p> <p>現地では施設の拡幅が見込めないため、旧公衆衛生専門学校に移転することにより相談体制、一時保護体制を強化する。また、重大事件対応のための個室等を整備するなどし新機能も付加する。</p>							
	事業内容	早期移転完了のため、平成21年3月をもって閉校となった旧公衆衛生専門学校を改修する。 ・基本設計・実施設計業務 ・移転改築工事、工事監理業務委託							
	実施期間	H21 ~	根拠法令等	児童福祉法第27条第7項					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価	
	平成23年度中の移転開所を目指し、基本設計・実施設計業務を着手する。	寄せられる各種相談に充分対応可能な相談室数及び児童の特徴・個別事情に対応可能な児童居室数を確保した上、相談者等のプライバシーにも充分配慮した施設となる改修を行うための基本・詳細設計業務を着手する。			寄せられる各種相談に充分対応可能な相談室数及び児童の特徴・個別事情に対応可能な児童居室数を確保した上、相談者等のプライバシーにも充分配慮した施設となる改修を行うための基本・詳細設計業務を着手した。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)	千円		9,944	0	国庫・県単	国庫		
	決算額 (B)	千円		0	0	実施方法	直接		
	B(H22はA)のうち一般財源	千円		0	0	歳出節別内訳等			
	概算給与費	従事する職員数	人		0.70	0.70			
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円		4,955	4,955	(単位:千円)	(H22繰越額:8741)	
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績			
						改修のための基本・詳細設計業務に着手。			
事業の課題	区分	判定・説明							
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもを取り巻く社会情勢は複雑多様化しており、児童相談所に対するニーズは増加している。 ・今後市町村の児童相談体制が確立しても、県はより専門的な相談体制を維持していくことが求められるとともに、児童相談所は県に設置義務があり、県の関与を見直す余地はない。 ・相談室、居室の拡充による相談及び一時保護体制を強化するとともに、生活空間の確保等により、処遇環境が改善される。 			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	・相談及び一時保護体制の強化と処遇環境の向上の早期実現を図るため、既存の施設を有効に活用して、23年度中の移転開所を目指し準備を進める。								

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	15 01 01	中期総合計画主要施策番号	3-10,4-01,4-02			担当課	部・課	警察本部 少年課	
事業名	子ども安全総合対策事業					内線	4518		
						E-mail	police-shonen@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・子どもが被害者となる凶悪事件等の未然防止に向けた諸対策及び少年非行防止・健全育成活動の推進を図る。							
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・子どもが被害者となる重大事件やその前兆となる声かけ事案の発生が後を絶たず、また、児童虐待や児童買春・児童ポルノ等、少年の心身に有害な影響を与え、少年の福祉を害する犯罪が発生しているなど、憂慮すべき状況にある。 ・県内で発生する街頭犯罪の検挙人員のうち、約6割を少年が占め、また刑法犯少年の約7割が、万引き、自転車盗などの初発型非行である。							
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・少子化、核家族化、情報化等の社会環境の変化や人間関係の希薄化等を背景に、学校におけるいじめや不登校、携帯電話やインターネットを利用した犯罪の増加、凶悪犯罪の低年齢化など、子どもを取り巻く環境が大きく変化しているほか、産業構造の変化や厳しい雇用情勢の下、ニートや引きこもりなど社会的に自立できない若者の増加など、様々な要因が複合している。							
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・子どもが被害者となる事件を未然に防止し、かつ、少年非行防止・健全育成活動の推進を図る必要がある。							
事業内容	・スクールサポーターの配置 (学校等への訪問・指導助言、非行防止・薬物乱用防止教室、不審者侵入訓練、街頭補導活動などを実施) ・少年補導活動強化推進 ・有害環境浄化推進 ・万引防止等対策 ・少年保護活動 ・少年健全育成読本の作成・配付 ・「こどもを守る安心の家」の設置 など								
実施期間	H19 ~	根拠法令等	警察法、少年法、児童福祉法、少年警察活動規則など						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価	
	・子どもが被害者となる事件を未然に防止する。 ・少年非行防止・健全育成活動の推進を図る。	・少年が被害者となる刑法犯認知件数を減少させる。 ・粗暴犯被害少年数を減少させる。			・平成21年中の少年が被害者となる刑法犯の認知件数は3,598件(前年比-272件,-7.0%)であり、前年と比べ減少した。 ・平成21年中の粗暴犯被害少年は128人(前年比-7人,-5.2%)であり、前年と比べ減少した。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)	千円	25,164	24,593	24,801	国庫・県単	国庫・県単		
	決算額 (B)	千円	23,691	22,741		実施方法	直接		
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	19,200	18,417	20,572	歳出節別内訳等	報酬:12,364	共済費:1,661	
	概算給与費	従事する職員数	人	0.01	0.01	0.01	報償費:4,797	旅費:561	
	概算給与費 (C)	千円	71	71	71	需用費:2,373	役務費:569		
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	23,762	22,812	24,872	(単位:千円)	委託料:344	使用料:56	
							負担金補助及び交付金:16		
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績			
	スクールサポーター配置人数	人	7	7	7	・スクールサポーター制度の継続実施、子ども緊急通報装置の活用や少年警察ボランティア等民間ボランティア団体等との協働活動等により、少年非行防止・健全育成活動及び児童・生徒の安全対策を図った。			
	県下の少年被害認知件数(1~12月)	件	3,870	3,599	-				
	県下の粗暴犯被害少年総数(1~12月)	人	135	128	-				
事業の課題	区分	判定・説明							
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・少年を取り巻く環境は、依然として憂慮すべき状況が続いており、その環境浄化を求める声は当県のみならず、全国的に見ても高まっている傾向にある。 ・子どもの安全確保と、健全育成を図るためには、警察がその責務を全うする必要がある。			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	・子どもが被害者となる事件の認知件数は、減少の兆しが見えつつあるものの、未だ児童虐待、児童買春及び児童ポルノ等、子どもが被害に遭う情勢は、依然として予断を許さない状況にある。 ・引き続き本事業を強力に推進することで、子どもを取り巻く環境浄化の促進、子どもの明るい未来の構築及び子どもを非行に走らせない環境づくりに資する必要がある。								

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 07 04	中期総合計画主要施策番号	3-04、3-06			担当課	部・課	健康福祉部 健康長寿課	
事業名	認知症高齢者対策・高齢者虐待防止県民運動事業					内線	2436		
						E-mail	kenko-choju@pref.nagano.lg.jp		
						事業の目的	・「認知症高齢者とその家族を地域で支えていく」、「高齢者虐待を許さない」という意識の浸透を図ることにより、高齢者が安心して生活できる社会の形成を目的とする。		
事業の概要等	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]								
	・認知症は、徘徊など一部の行動障害が強調されたり、本人は何もわからないといった誤ったイメージで理解されることが多く、住民の理解が不足しているとともに、虐待事例が後を絶たない。								
	[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]								
・市町村が認知症の啓発を行うためのパンフレットなど有効な資源が少ないことや、魅力ある講演会の開催など住民への啓発機会の提供が、個々の市町村特に小さな町村では難しいこと。									
[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]									
・住民が認知症を正しく理解することにより、早期発見と適切なケアを実現し、本人及び家族の負担を軽減することが必要である。									
・高齢者の尊厳を守る意識を高め、虐待を防止することが必要である。									
事業内容	・講演会等の実施(県内4か所)による地域啓発事業の実施 ・認知症理解・高齢者虐待防止啓発パンフレット等の作成								
実施期間	H元 ~		根拠法令等	人権啓発活動地方委託要綱					
成果と達成状況	事業の目指す成果		達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況		評価	
	・認知症や虐待事例に関する知識の普及を図る。		・講演会等を県内4か所で開催すること。 ・パンフレットを作成・配布すること。			・講演会等を県内4か所で開催するとともに、パンフレット(35,000部)を作成・配布し、認知症や虐待事例に関する知識の普及を図った。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分		単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)		千円	1,638	1,349	1,349	国庫・県単	国庫	
	決算額 (B)		千円	1,517	1,145		実施方法	直接	
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	0	0	0	歳出節別内訳等	報償費:222,050円 旅費:31,609円 需用費:890,685円	
	概算給与費	従事する職員数	人	0.50	0.50	0.50	(単位:千円)		
	概算事業費 (B(H22はA)+C)		千円	5,092	4,684	4,888			
事業実績	内容		単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
	地域啓発事業		箇所	4	4	4			
	パンフレット作成		部	50,000	35,000	35,000			
事業の課題	区分		判定・説明						
	事業のニーズの変化		増加	横ばい	減少	判定の説明	・認知症高齢者数が増加する見込みであることから、ニーズは増加すると考えられる。(長野県高齢者プランH17:3万5千人 H27:4万7千人 推計) ・パンフレットの印刷や講演会の実施など、県が実施した方がスケールメリットを得やすい。		
	県の関与を見直す余地		余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括		・事業のスケールメリットを考慮し、引き続き講演会の開催等により認知症や虐待事例に関する知識の普及を図っていく。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 07 06	中期総合計画主要施策番号	3-04	担当課	部・課	健康福祉部 健康長寿課		
事業名	認知症地域支援体制構築等推進事業			担当課	内線	2436		
					E-mail	kenko-choju@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・認知症高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域で支え合う仕組みをつくる。						
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]						
		・認知症高齢者は増加しているが、認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることが困難な状況にある。						
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]						
事業内容	・地域住民の認知症に対する理解が不足している。 ・地域で支え合うネットワークが整っていない。							
	[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]							
実施期間	H19 ~	根拠法令等	「認知症対策等総合支援事業の実施について(地域支援体制構築等推進事業)」 厚生労働省老健局長通知					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況		評価			
	・認知症の人を住み慣れた地域で支える仕組みづくりをモデル地域で実施し、県内他市町村へ普及する。	・推進会議を2回開催し、伊那市の取組状況について、有識者のアドバイスを受ける。 ・事業開始に当たり、モデル地域と比較地域(伊那市長谷)の住民意識調査を実施する。	・モデル地域の活動支援や取組状況を評価するため、有識者を招いて推進会議を開催した。(6月、3月) ・7月と2月にモデル地域で意識調査を実施し、事業の実施前後での意識変化を分析した。また、比較地域においても8月に実施した。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下				
事業コスト	区分		20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)	千円	11,495	11,426	11,426	国庫・県単	国庫	
	決算額 (B)	千円	11,495	8,788		実施方法	直接、委託	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	0	0	0	歳出節別内訳等(単位:千円)	報償費:139 旅費:82 需用費:13 委託料:8,554	
	概算給与費	従事する職員数	人	0.10	0.10			0.10
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	12,210	9,496	12,134				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
	推進会議の開催	回	2	2	2	小中学校での啓発事業 認知症講習会(2校)の実施		
	住民意識調査の実施	地区	49	2	2			
事業の課題	区分	判定・説明						
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・認知症になっても周りの人の支えがあれば住み慣れた地域で生活できるという意識を多くの市町村で感じてもらい、モデル事業の効果を伝えていく必要がある。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括	・認知症高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、地域住民の理解のもと認知症高齢者とその家族を地域で支えあうネットワークを構築する必要があるため、当該補助制度を有効に活用し、地域支援体制の構築を進めていく。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 07 03	中期総合計画主要施策番号	3-04、4-02			担当課	部・課	健康福祉部 健康長寿課		
事業名	長野県長寿社会開発センター運営事業補助金					内線	2634			
						E-mail	kenko-choju@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	・(財)長野県長寿社会開発センター(以下「センター」)が実施する高齢者の生きがいと健康づくり事業を支援し、豊かで活力ある長寿社会の実現を図る。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・超高齢社会を迎えている中、高齢者等が社会参加活動等により生きがいと健康づくりに取り組むことが見込まれるが、それに対する「活動の場づくり」「仲間づくりの場」「気運づくり」が十分とはいえない。								
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・具体的にどのような社会参加活動をしたいかが明確でなかったり、どこに相談したらいいのかもわからない。								
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・社会参加活動等により生きがいと健康づくりをしようとする高齢者に対し、多様な「活動の場」「仲間づくりの場」を提供するとともに、「気運づくり」を一層推進していく必要がある。								
	事業内容	センターが実施する次の事業及び事務局経費に対し、補助を行う。(補助率:定額) ・信州ねんりんピック(スポーツ交流大会、高齢者作品展、講演会等)の開催 ・全国健康福祉祭(スポーツ交流大会、文化交流大会等)への参加 ・シニア大学の運営 等								
実施期間	H元 ~	根拠法令等	(財)長野県長寿社会開発センター運営事業補助金交付要綱							
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価		
	・高齢者の生きがいと健康づくり事業を支援し、豊かで活力のある長寿社会の実現を図る。	・シニア大学入学者を前年度(H20:1,488人)程度を目指すとともに、満足いただける講座を提供する。 ・信州ねんりんピックの参加者数について、南信地区での前回の開催時(平成17年)と同程度(約3,000人)の参加を目指す。 東信、北信、中信、南信の持ち回り開催			・シニア大学入学者数は1,302人で前年度の約9割を確保できた。 ・シニア大学生アンケートで、84%の方が概ね満足していると回答。 ・信州ねんりんピックの参加者数は、2,700人で南信地区での前回開催時参加者数の9割の参加があった。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	116,539	114,124	102,537	国庫・県単	県単			
	決算額 (B)	千円	116,539	105,872		実施方法	補助			
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	108,970	98,407	95,072	歳出節別内訳等	補助金:105,872		
	概算給与費	従事する職員数	人	0.20	0.20	0.20				
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	1,430	1,416	1,416				
		千円	117,969	107,288	103,953	(単位:千円)				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	信州ねんりんピック参加者	人	3,200	2,700	2,600					
	シニア大学入学者数	人	1,488	1,302	1,300					
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・高齢化社会が進展する中、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加活動のニーズは引き続き高いと見込まれる。 ・県下10広域に支部を構築し、全県的に事業を実施していくためには、県の関与が妥当である。 ・参加者が減少傾向にあることから有効性を高める余地がある。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	・センターは県補助事業のほか、独自事業を実施しており、高齢者の生きがいと健康づくり、社会参加の機会提供に寄与している。 ・高齢者の社会参加活動を更に活性化するため、関係機関との更なる連携が必要である。 ・参加者が減少傾向にある中で、特にシニア大学については、状況を慎重に見極めながら必要に応じて見直す必要がある。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	06 06 09	中期総合計画主要施策番号	2-08,3-04	担当課	部・課 内線 E-mail	商工労働部 労働雇用課 2478 rodokoyo@pref.nagano.lg.jp	
事業名	シルバー人材センター支援事業						
事業の概要等	事業の目的	・高齢者の活力ある地域づくりを促進するために、「社団法人長野県シルバー人材センター連合会」の事業運営を支援する。					
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・国の新雇用戦略において、センターの会員数を2010年度までに100万人とする目標が示され、会員獲得や各種事業の取組みの強化が求められている。 ・少子高齢化の進展に伴い、高齢世帯の生活支援や子育て支援等のニーズが高まっている。 ・団塊世代が定年を迎え、多様な就業機会の確保が求められている。					
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・定年の引上げ、継続雇用制度の導入等により働き方が多様化している。 ・指定管理者制度の導入等により、公共部門の受注が減少している。また、雇用情勢の悪化により、民間における受注額の減少が顕著になっている。					
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・「長野県シルバー人材センター事業活性化計画基本方針」に基づき、連合会が行う会員拡大や就業確保・職域開拓等の事業を支援する必要がある。					
事業内容	・(社)長野県シルバー人材センター連合会が行う就業先の開拓や会員の拡大等の業務に対する補助。 (補助率: [国] 1/2、[県] 1/2)						
実施期間	H10 ~	根拠法令等	「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」、「高齢者就業機会確保事業費等補助金交付要綱」				
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況		評価		
	センター事業の活性化を図ることにより、多様な就業機会の確保など、魅力ある事業の展開を図り、会員獲得や各種事業の取り組みを強化する。	会員数の増加を図り、契約金額の維持・確保を目標とする。	平成22年度の実績は、会員数19,066人と伸び、契約金額 8,829百万円であった。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要	
	最終予算額 (A)	千円	7,217	16,226	16,179	国庫・県単 国庫・県単	
	決算額 (B)	千円	7,217	16,226		実施方法 補助・委託	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	6,629	6,629	6,582	歳出節別内訳等	
	概算給与費	従事する職員数	人	0.50	0.50	0.40	・補助金: 6,529 ・委託料: 9,597
	概算事業費 (B(H22はA) + C)	概算給与費 (C)	千円	3,575	3,539	2,831	
		千円	10,792	19,765	19,010	(単位: 千円)	
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績	
	登録会員数	人	18,316	19,066	19,500		
	契約金額	万円	949,600	882,900	900,000		
	就業率	%	94.2	93.2	-		
事業の課題	区分	判定・説明					
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・一昨年からの世界的な不況により、極めて厳しい雇用情勢が続くなか、シルバー人材センターにおける就業を希望する者の入会が増えているが、契約金額は特に民間部門の受注が回復しないため減となり就業率も下がった。しかし、全国的には高いレベルにあるため、前年度並みの維持・確保に努め、さらに新たなニーズや今後伸びていく分野の事業開発等、新しい就業分野の拡大が必要である。	
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
課題の総括	・「長野県シルバー人材センター事業推進連絡会議」(構成員: 労働局・県・長野県シルバー人材センター連合会)等を通じて協議・検討する中で、労働局との連携を更に密にして、魅力ある事業や時流にあった運営基盤の確立に向けた支援を行っていく。 ・また、一昨年度末から県下4ブロックに配置している、緊急事業開拓支援アドバイザーにより、今後ニーズが見込まれる新たな分野について、事業開拓の支援を引き続き行っていく。						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 08 09	中期総合計画主要施策番号	3-04	担当課	部・課	健康福祉部健康長寿課介護支援室	
事業名	老人福祉施設等整備事業			内線	2439		
				E-mail	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・社会福祉法人、市町村等が行う特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、軽費老人ホーム(ケアハウス)等の整備に要する経費に助成し、長野県高齢者プランの推進及び施設入居者の安全の確保、居住環境の向上を図る。					
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]					
		・特養等では、多くの入所希望者が生じている。また、老朽化し改築時期に来ている施設や、旧基準により整備され居住環境が十分でない施設が多い。					
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]					
	・高齢化率の上昇とともに、在宅介護が困難な重度の要介護認定者が増加している。 ・補助金単価の削減等により、施設整備を行う法人の負担が重くなっている。						
	[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]						
	・法人等の負担軽減と計画的な整備推進のため、老人福祉施設整備への補助が必要である。						
事業内容	老人福祉施設の整備を進める事業者(社会福祉法人、市町村等)に対する補助 (補助率:県単、定額 / H18~一般財源化)						
実施期間	不明 ~	根拠法令等	老人福祉施設等整備事業補助金交付要綱 / 長野県老人福祉計画・第4期介護保険事業支援計画				
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況	評価			
	特別養護老人ホーム等入居希望者が低額な負担で入居できるようにする。老朽施設の危険区域からの移転及び入居者の居住環境の向上を図る。第4期長野県高齢者プラン目標(23年度末入所定員) ・特別養護老人ホーム 9,807人 ・介護老人保健施設 7,886人	第4期長野県高齢者プランに基づき、23年度までの特養等の必要数を整備する。 ・21年度整備予定数:特養1か所 ・特養入所定員:21年度末目標 9,101人	・特養1か所、養護2か所の整備に対し助成を行った。 ・今後も第4期プランの目標に沿って計画的な施設整備を進めていく。 ・21年度末特養入所定員の達成状況は9,105人。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下			
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要	
	最終予算額 (A)	千円	815,216	831,273	2,582,960	国庫・県単 県単	
	決算額 (B)	千円	731,947	411,947		実施方法 補助	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	731,947	330,198	2,188,960	歳出節別内訳等	
	概算給与費	従事する職員数	人	1.50	1.50	1.50	・補助金:411,947 (H22への繰越金:419,326) (新経済対策 391,102)
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	10,724	10,617	10,617	
		千円	742,671	422,564	2,593,577	(単位:千円)	
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績	
	特別養護老人ホーム開設・改築数	箇所	2	1	12		
	養護老人ホーム改築数	箇所	1	2	0		
	ケアハウス開設数	箇所	1	0	0		
事業の課題	区分	判定・説明					
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・長野県高齢者プランに基づき必要数を整備している。	
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
課題の総括	・第4期長野県高齢者プランに基づき、計画的に事業を採択し、施設整備を行っていく。						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 07 27	中期総合計画主要施策番号	3-04	担当課	部・課 健康福祉部 健康長寿課		
事業名	地域支援事業交付金			内線	2633		
				E-mail	kenko-choju@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・要支援・要介護状態になることを予防するとともに、要支援・要介護状態となった場合においても、可能な限り、地域において自立した日常生活を営むことができるよう支援する。					
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者(特定高齢者)を対象とした介護予防事業が18年度から介護保険制度に新たに位置付けられ、効果的な介護予防の充実が求められている。					
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・介護給付費が増大を続けており、要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者も増え続けている。					
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・要支援・要介護状態になる前からの効果的な介護予防を推進するため、市町村が実施する地域支援事業に要する費用の一部を負担し、介護給付費の増大を抑制する。					
	事業内容	・要支援・要介護状態になるおそれのある高齢者を対象に、保険者(市町村等)が行う相談支援事業・介護予防事業等に要する費用の一部を負担する。 ・負担割合:介護予防事業【国】25%、【県】12.5%、【保険者】12.5%、【被保険者】50% 包括的支援事業及び任意事業【国】40%、【県】20%、【保険者】20%、【被保険者】20%					
実施期間	H18 ~	根拠法令等	介護保険法第115条の44				
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況	評価		
	・市町村が特定高齢者の調査を進め、介護予防事業を実施することで身体状態の改善を図る。 ・地域における包括的・継続的ケアマネジメント機能を強化するため、市町村の地域包括支援センターの設置を進める。	・市町村が高齢者の生活機能の調査・評価を行い、厚生労働省が示す「高齢者人口の5%程度」を目安に特定高齢者の調査を進め、できるだけ多くの特定高齢者に介護予防事業を実施する。 ・市町村の地域包括支援センターの設置予定数を118か所とする。	・特定高齢者の把握率は、H19の4.23%からH20の4.57%へ増加しており、厚生労働省が示す目安(5%)に近づいている。(H21の実績は調査中) ・市町村の地域包括支援センターの設置箇所数について、予定どおり118か所設置している。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下			
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要	
	最終予算額 (A)	千円	593,270	628,513	688,072	国庫・県単 県単	
	決算額 (B)	千円	559,459	599,170		実施方法 補助	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	559,459	599,170	688,072	歳出節別内訳等	
	概算給与費	従事する職員数	人	0.50	0.50	0.50	・交付金:599,170 (単位:千円)
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	3,575	3,539	3,539	
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績	
	特定高齢者の決定数	人	25,521	調査中	-		
	通所型介護予防事業の参加延人数	人	99,309	調査中	-		
	地域包括支援センターの設置箇所数	箇所	118	118	119		
事業の課題	区分	判定・説明					
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 ・高齢化の進行、要支援(要介護)状態に陥る恐れのある高齢者の増加により、事業のニーズは増加していると思料される。 ・介護保険法により、地域支援事業費の定率負担が義務付けられているため、有効性や効率性を高める余地は当面認められない。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
課題の総括	・介護予防事業の効果が実際に現れるまでには一定程度の時間を要すると思われるが、市町村において特定高齢者の調査を一層進め、できるだけ多くの方に介護予防事業を実施するとともに、効果的な介護予防事例についても県から情報提供を行うこととする。						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 08 01	中期総合計画主要施策番号	3-04			担当課	部・課	健康福祉部健康長寿課介護支援室		
事業名	介護給付費負担金					内線	2434			
						E-mail	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	・被保険者が負担する介護保険料が過大とならないよう、一定の公費負担(国・県・市町村)を行う。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]								
		・介護給付費の増大により、介護保険料、公費負担ともに増加している。								
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]								
	事業内容	・高齢化の進行、特に要介護状態に陥る可能性の高い75歳以上の高齢者の占める割合の増加等により、介護サービス受給者は増加している。								
[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]										
実施期間	H12 ~	根拠法令等	介護保険法第123条							
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H20)	達成状況			評価				
	・介護保険の財源及び制度の維持を図る。	・介護給付費に対する定率負担をする。	・介護給付費に対する定率負担を実施し、介護保険事業の安定的運営が図られた。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下				
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	19,777,745	21,002,503	21,945,146	国庫・県単	県単			
	決算額 (B)	千円	19,777,745	21,002,503		実施方法	負担金			
	B(H21はA)のうち一般財源	千円	19,777,745	21,002,503	21,945,146	歳出節別内訳等	・負担金:21,002,503			
	概算給与費	従事する職員数	人	0.10	0.10	0.10	(単位:千円)			
	概算事業費 (B(H21はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	715	708	708				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	サービス受給者数(累計)	人	943,062	本年7月に調査	-					
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・要介護となりやすい後期高齢者の人口に占める割合が高くなり、介護給付費は3年間で増大している。しかしながら、法定の定率負担が義務付けられた事業であるため、事業ニーズは横ばいであると判断される。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		・介護保険法により、県の介護給付費負担が義務付けられているため、有効性や効率性を高める余地は認められない。				
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	・介護給付費の適正化を一層推進し、介護給付費の増大の抑制を図る必要がある。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 07 05	中期総合計画主要施策番号	3-04			担当課	部・課	健康福祉部 健康長寿課		
事業名	認知症地域医療支援事業					内線	2436			
						E-mail	kenko-choju@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	・高齢化が進む中、認知症高齢者の増加が予想されており、認知症を早期発見し、適切なケアを行うため、高齢者が日頃から健康上の相談をする地域のかかりつけ医(主治医)に認知症に関する助言ができるサポート医を養成するとともに、かかりつけ医に対して、認知症に係る研修を実施し、地域で認知症の高齢者等を支える体制を整備する。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]								
		・認知症高齢者が増加しているが、かかりつけ医に認知症に係る知識(基礎知識、診断方法、治療とケア、介護との連携など)が不足している。								
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]								
・認知症専門医師によるかかりつけ医へのサポートが不足している。 ・かかりつけ医に対する認知症に関する研修機会が不足している。										
[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]										
・かかりつけ医に助言できる医師(サポート医)を養成する必要がある。 ・かかりつけ医の認知症への知識を深める必要がある。										
事業内容	・認知症サポート医養成研修の実施(県内医師8人を2日間の研修に派遣する。) ・かかりつけ医認知症対応力向上研修の実施(4時間の研修を県内4会場で実施する。)									
実施期間	H19 ~	根拠法令等	「認知症対策等総合支援事業の実施について(認知症地域医療支援事業)」厚生労働省老健局長通知							
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況			評価				
	・認知症に関する基礎知識を身につけ、日々の診療等で認知症の早期発見や介護と連携し適切な認知症ケアに結びつけるために、かかりつけ医が研修を受講し、認知症高齢者を支える体制を整備する。	・認知症サポート医研修 新たに8人の養成を行う。 ・かかりつけ医研修 新たに前年並み(120人)の受講を目指す。	・認知症サポート医研修 新たに8人の養成を行った。 ・かかりつけ医研修 県下4ヶ所で研修を開催したが、新たな受講者は45人とどまった。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下						
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	990	1,019	1,343	国庫・県単	国庫・県単			
	決算額 (B)	千円	823	1,019		実施方法	直接			
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	324	512	671	歳出節別内訳等 (単位:千円)	報償費:203 旅費:356 需用費 3 委託料:400 使用料:57		
	概算給与費	従事する職員数	人	0.10	0.10	0.10				
	概算給与費 (C)	千円	715	708	708					
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	1,538	1,727	2,051						
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	サポート医の養成	人	8	8	8					
	かかりつけ医への研修の実施(累計)	人	122(385)	45(430)	50(480)					
	サポート医フォローアップ研修	人			4					
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	研修内容に新鮮な話題を加え有効性を高めるとともに、研修会場数を見直すことにより効率性を高めることで、受講者増につなげる必要がある。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	認知症サポート医が最新の情報を習得できるようフォローアップの研修が必要である。また、かかりつけ医の研修においてもフォローアップ研修が活かされるように研修カリキュラムの工夫が必要である。さらに研修会場についても集約して開催するなど効率的に実施していく必要がある。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 07 08	中期総合計画主要施策番号	3-04	担当課	部・課	健康福祉部 健康長寿課		
事業名	認知症コールセンター事業			内線	2643			
				E-mail	kenko-choju@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	認知症高齢者や家族に対して様々な相談に電話で応じるほか、研修会等により認知症に関する情報を提供し、認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備する。						
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 認知症高齢者や介護する家族は、認知症の介護・医療・福祉に係る疑問や悩みを抱えているが、他者に相談できず、一人で抱え込んでしまうことが多い。						
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 身近に、気軽に相談できる機関が不足している。						
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 認知症高齢者や介護する家族が、身近に、気軽に相談できる窓口を提供し、悩みや疑問を一人で抱え込まない環境を整備する。						
事業内容	認知症コールセンターにおいて、認知症高齢者や家族に対して様々な相談に電話で応じるほか、認知症に関する情報を積極的に提供するため、相談事例を基に研修会等を開催する。							
実施期間	H21 ~	根拠法令等	「認知症対策等総合支援事業の実施について(地域支援体制構築等推進事業)」 厚生労働省老健局長通知					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況		評価		
	認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備する。	・認知症高齢者や家族に対して様々な相談に電話で応じる。 ・認知症に関する情報を積極的に提供するため、相談事例を基に研修会等を開催する。		・H21.8月にコールセンターを設置し、3月までに344件の認知症に関する相談に応じた。 ・コールセンターに寄せられた相談事例を基に松本市で研修会を開催し、県民・関係者約250名が参加した。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)	千円		3,484	4,588	国庫・県単	国庫・県単	
	決算額 (B)	千円		3,273		実施方法	委託	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円		1,531	2,294	歳出節別内訳等	需用費 372 委託料 2,901	
	概算 給与費	従事する職員数	人		1.00	1.00	(単位: 千円)	(新経済対策 3,273)
	概算 給与費 (C)	千円	0	7,078	7,078			
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	0	10,351	11,666				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
	コールセンター相談件数	件		374	600			
	研修会開催	回		1	1			
事業の課題	区分	判定・説明						
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 ・認知症の人やその家族に対しては、認知症の知識や介護技術に加え、精神面も含めた支援が重要である。			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括	・認知症の人が住み慣れた地域で安心して生活できる環境を整備するため、気軽に相談できる体制を整備し、研修会等により認知症に関する情報提供をしていく。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 08 05	中期総合計画主要施策番号	3-04			担当課	部・課	健康福祉部健康長寿課介護支援室	
事業名	国保連苦情処理・事業者適正化支援事業					内線	2445		
						E-mail	kaigo-shien@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・被保険者等からの苦情を受け付け、事実関係の調査を行うとともに、改善が必要な案件に対しては、事業者に対し指導助言を行うことにより介護保険制度を円滑に実施する。							
	事業の必要性	【現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)】 ・介護保険指定事業所及び利用者数は年々増加しているが、事業者に対する苦情も利用者から寄せられている。 ・一部の事業者には、サービスの内容に疑問を持たざるを得ない事例が散見される。							
		【原因分析(ギャップが発生している原因は何か)】 ・営利企業やNPO法人などの民間事業者の参入が可能であるため、異業種からの参入が多くなっている。 ・介護保険指定事業者の介護保険制度について、理解が不足している。							
		【課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)】 ・介護保険に関する苦情処理と事業者に対する指導及び助言により介護サービスの質を向上させる。							
事業内容	・苦情・相談窓口(国民健康保険団体連合会)で受け付ける介護保険に関する苦情の処理並びに事業者に対する必要な指導及び助言に要する経費を助成する。(補助率:【県】10/10以内)								
実施期間	H12 ~	根拠法令等	介護保険法第176条第1項第2号						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価	
	・介護保険に関する苦情処理と事業者に対する必要な指導及び助言により介護サービスの質の向上を図る。	・被保険者等から寄せられた苦情や相談全てに対応し、必要に応じて事業者に助言し、改善報告を求める。			・被保険者等から寄せられた相談、苦情全てに適切に対応した。また、必要な案件については事業者に対して指導し、改善報告を求めた。 (相談件数46件、苦情件数4件)			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分		単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)		千円	3,972	3,972	3,972	国庫・県単	県単	
	決算額 (B)		千円	3,966	3,966		実施方法	補助	
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	3,966	3,966	3,972	歳出節別内訳等	補助金:3,966	
	概算給与費	従事する職員数	人	0.10	0.10	0.10	(単位:千円)		
概算事業費 (B(H22はA)+C)		千円	4,681	4,674	4,680				
事業実績	内容		単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
	相談対処件数		件	78	46	46			
	苦情対処件数		件	4	4	4			
事業の課題	区分		判定・説明						
	事業のニーズの変化		増加	横ばい	減少		判定の説明	・介護保険指定事業所及び利用者数は年々増加していることから、事業のニーズは引き続き高いと判断される。 ・利用者に対し適正な介護サービスが提供されるためには、当該事業が円滑に実施されるよう県が支援する必要がある。	
	県の関与を見直す余地		余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括		・介護サービスの適切な提供を行うために、介護保険法で定められた苦情処理機関として相談・苦情に対応する体制を維持、支援していく必要があるが、今後より利用者等県民への制度周知を行う必要がある。 ・苦情処理機関として対応した相談や苦情を、介護保険指定事業所への指導や監査等に反映させていく。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	10 08 04	中期総合計画主要施策番号	3-07,5-07			担当課	部・課	建設部 住宅課	
事業名	県営住宅建設事業					内線	3654		
						E-mail	jutaku@pref.nagano.lg.jp		
						<p>事業の目的 国及び地方公共団体が協力して、健康で文化的な生活を営むに足る住宅を整備し、住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で賃貸し、県民生活の安定と社会福祉の増進に寄与する。</p> <p>事業の概要等</p> <p>事業の必要性</p> <p>[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・老朽化が著しく狭小な住宅の居住環境の向上のため建替を実施しているものの、建替が必要な県営住宅が多い状況で、居住環境の悪い住宅の解消ができていない。 <p>[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・建設から30年経過した老朽住宅が全体の半数以上を占めており、建替率が低い状況である。 <p>[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・県営住宅の建替については、老朽化が著しく最低居住水準を満たさない住宅の建替を計画するとともに、市街地などの立地条件のよい団地へ、郊外の団地を統合する方法で実施する。 <p>事業内容 建物の老朽化が著しく、最低居住水準を満たさない住宅の建替を計画的に行う。</p> <p>実施期間 S24 ~ 根拠法令等 公営住宅法、長野県住生活基本計画</p>			
成果と達成状況	事業の目指す成果		達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況		評価		
	・老朽化が著しく狭小な県営住宅の住環境の改善と既存住宅の有効活用を図るため、建設事業を推進する。		・建替の優先順位により計画した1団地24戸の県営住宅を居住環境向上のため建替を実施する。		・建替が行われた1団地24戸の県営住宅は居住環境が向上し、期待された効果が得られている。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分		単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)		千円	1,807,880	1,164,570	813,173	国庫・県単	国庫・県単	
	決算額 (B)		千円	1,675,378	1,164,567		実施方法	直接	
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	133,610	14,056	58,009	歳出節別内訳等	・工事請負費:1,079,485 ・委託料:55,669	
	概算給与費	従事する職員数	人	5.00	5.00	5.00	(単位:千円)		
	概算給与費 (C)		千円	35,745	35,390	35,390			
概算事業費 (B(H22はA)+C)		千円	1,711,123	1,199,957	848,563				
事業実績	内容		単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
	建設総戸数		戸	158	106	96	・完成後、入居開始した団地は、南松本団地(松本市)40戸、君石団地(塩尻市)36戸の計2団地76戸		
	新築着工戸数		戸	82	24	72			
	建設継続戸数		戸	76	82	24			
事業の課題	区分		判定・説明						
	事業のニーズの変化		増加	横ばい	減少		判定の説明 ・県営住宅と市町村営住宅が併設している団地の協働での建替や市町村移管を進めるための方策等を県の関与で更に検討する。		
	県の関与を見直す余地		余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括		<ul style="list-style-type: none"> ・既存住宅の有効活用のため、必要最小限の適正な建替・維持管理等が必要である。 ・県営住宅の建替については、市街地など立地条件のよい団地へ、郊外の団地を統合する方法で実施する。 ・県と市町村の役割分担の観点から、市町村移管を推進する。 							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 05 06	中期総合計画主要施策番号	3-06	担当課	部・課 健康福祉部 地域福祉課		
事業名	日常生活自立支援事業			内線	2329		
				E-mail	chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・認知症高齢者や知的障害者等が住み慣れた地域社会で自立した生活を送ることを支援するため、福祉サービスの利用援助や、利用に伴う日常的な金銭管理などの援助を行う。					
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・高齢者や障害者などの福祉サービスに関する利用契約件数の増加に比例して、その手続きに際して不利益を受けたり、トラブルに巻き込まれる可能性が高まっているが、判断能力を補う相談支援体制が十分でない。					
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・介護保険法及び障害者自立支援法の施行によって、福祉・介護サービスが原則として措置から契約方式に移行し、認知症高齢者や障害者自らが、判断能力の有無に関わらず契約の当事者とならざるを得ない。 ・身近な地域の中で自立して暮らすことに対する意識が高まり、入所施設利用者の地域生活移行が進んでいる。					
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・認知症高齢者や障害者が受ける福祉サービスの利用援助を行う生活支援員が必要である。 ・福祉サービスの利用援助契約を結んだ利用者と生活支援員をコーディネートするとともに、処遇困難な事例をフォローする専門員が必要である。					
事業内容	1 事業主体 長野県社会福祉協議会 2 事業内容 日常生活自立支援事業(〔国〕1/2、〔県〕1/2) ・県内20か所の基幹的社会福祉協議会(19市+木曾町)(以下「基幹の社協」という。)に専門員を配置し、生活支援員の活動をサポート ・生活支援員の資質向上のための研修の開催						
実施期間	H11 ~	根拠法令等	社会福祉法第81条 セーフティーネット支援対策等事業補助金交付要綱				
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況	評価		
	・認知症高齢者や障害者などが、福祉サービスを利用する際に不利益を受けたり、契約の相手方とトラブルを生じないよう、福祉サービスの利用手続きを代行することなどにより、地域で安心して自立した生活が営めるようになる。	・新規利用契約件数について、過去3年間の平均件数170件を目標とする。		・21年度の新規利用契約者数は201人であり、過去3年の平均件数170件を上回っており、目標を達成している。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要	
	最終予算額 (A)	千円	50,818	55,482	55,771	国庫・県単	国庫・県単
	決算額 (B)	千円	50,746	55,481		実施方法 補助	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	24,343	27,512		歳出節別内訳等 ・補助金:55,481 (単位:千円)	
	概算給与費	人	0.20	0.20	0.20		
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	52,176	56,897	57,187			
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績	
	相談・問合せ件数	件	15,312	15,807	16,000	成年後見制度移行のための契約締結審査会(9回)	
	契約件数	件	169	201	230	(1)審査件数 25件 (2)要成年後見制度移と判断された件数 23件 (3)審査後、市町村申立等により成年後見制度へ移行した件数(手続中含む) 8件	
	年度末有効利用契約件数	件	583	676	750		
事業の課題	区分	判定・説明					
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 ・相談・問合せ件数は年々増加しており、認知症高齢者や障害者の地域生活移行の機運とあわせて、ニーズは増加している。 ・社会福祉法の中で県の関与が明記されており、当面見直す余地はない。 ・ニーズの増加に比例して処遇困難ケースも増加傾向にある。現在利用契約を結んでいるケースの中に、成年後見制度利用が適当とされる事例も含まれていると考えられるため、引き続き成年後見制度移行のための契約締結審査会により、本事業との役割分担を進め、有効性を高める余地がある。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
課題の総括	・福祉サービスの利用が措置から契約に移行し、認知症高齢者の増加や障害者の地域生活移行が進む中、本事業の需要が増加している。 ・年度末有効利用契約件数の増加に見られるように、全体的な契約件数の増加とともに生活支援員にとって処遇困難なケースが増加し、それをフォローする専門員の負担が増加している。現在利用契約を結んでいるケースの中に、成年後見制度利用が適当とされる事例も含まれていると考えられるため、引き続き成年後見制度移行のための契約締結審査会により、本事業との役割分担を進め、有効性を高めるとともに、成年後見制度の普及啓発を図る必要がある。						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 07 07	中期総合計画主要施策番号	3-04			担当課	部・課	健康福祉部 健康長寿課		
事業名	認知症地域ケア研修事業					内線	2643			
						E-mail	kenko-choju@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	市町村が行う、地域の医療・福祉・介護関係者や自治会、行政機関等に対する研修を支援し、地域における認知症対策についての共通理解と体制づくりを促進する。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 認知症対策で医療・福祉・介護の連携がとれていない地域においては、自治会や行政機関等も含め、地域全体できめ細かな支援ができる体制づくりが進んでいない。								
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] これまで地域において医療・福祉・介護が連携したり、住民や関係機関のネットワーク化に係るノウハウ等を学ぶ研修の機会がなかった								
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 認知								
	事業内容	認知症に係る地域ケア研修を行う市町村に対して補助する。 (補助率:【国】1/2、【県】1/4、【市町村】1/4)								
実施期間	H21 ~	根拠法令等								
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況	評価						
	認知症高齢者とその家族が住み慣れた地域で安心して暮らせる環境を整備する。	・市町村が認知症対策に携わる専門職員に対する研修又はボランティア団体、自治会などに対する地域連携に関する研修を定期的、継続的に開催した場合、その開催経費に対して助成する。	・認知症高齢者の医療・福祉・介護に携わる地域の専門職研修及び地域ケアネットワーク研修を実施した8市町村に助成を行った。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下						
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円		1,179	1,266	国庫・県単	国庫・県単			
	決算額 (B)	千円		919		実施方法	間接			
		B(H22はA)のうち一般財源	千円		270	424	歳出節別内訳等	補助金 919		
	概算給与費	従事する職員数	人		0.10	0.10				
		概算給与費 (C)	千円		708	708				
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円		1,627	1,974	(単位:千円)				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	認知症地域ケア研修実施市町村	市町村		8	12					
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・自治会、警察、消防、事業所等による認知症高齢者を見守る体制づくりを進める市町村を支援する必要がある。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	・地域における認知症施策についての意識の向上と共通理解を推進するため、引き続き認知症地域ケア研修を行う市町村に対する支援を行う必要がある。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 05 07	中期総合計画主要施策番号	3-06	担当課	部・課	健康福祉部 地域福祉課
事業名	成年後見制度促進事業			内線	2329	
				E-mail	chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp	
事業の概要等	事業の目的	・認知症や知的・精神障害などで判断能力の不十分な者の財産管理・身上監護などを適切に行うための手段としての成年後見制度については、実際に住民の相談を受ける市町村及び地域包括支援センター並びに圏域障害者総合支援センターに成年後見制度に関する専門的知識を持った職員が不足しており、このことが制度普及を妨げる要因の1つになっていることから、市町村等の機能充実を図り、成年後見制度の活用を促進するため、担当者に対する助言・指導等支援を行うとともに、市町村等支援体制の構築に向けた調査・研究を行う。				
	事業の必要性	<p>[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]</p> <p>・認知症や知的・精神障害などで判断能力の不十分な者の財産管理等行う手段である成年後見制度について、相談支援体制が十分でない。</p> <p>[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]</p> <p>・介護保険法及び障害者自立支援法の施行によって、福祉・介護サービスが原則として措置から契約方式に移行し、認知症高齢者や障害者自らが、判断能力の有無に関わらず契約の当事者とならざるを得ない。</p> <p>・市町村、地域包括支援センター等で権利擁護業務を行っているが、社会福祉士が配置されていないところを中心に成年後見制度の利用が遅れており、市町村担当者等に対する専門的・技術的助言が必要。</p> <p>[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]</p> <p>・市町村等担当者に対する助言・指導等支援を行うとともに、市町村等支援体制の構築に向けた調査・研究を行うことにより、市町村等の機能充実を図る。</p>				
	事業内容	<p>1 事業主体 長野県社会福祉協議会</p> <p>2 事業内容</p> <p>(1) 市町村等に対する成年後見相談支援体制構築モデル事業</p> <p>(2) 関連団体による市町村等支援体制研究会開催</p>				
	実施期間	H21	根拠法令等	介護保険事業費補助金交付要綱、認知症対策等総合支援事業実施要綱		
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況		評価	
	・市町村等担当者に対する助言・指導等支援を行うとともに、市町村等支援体制の構築に向けた調査・研究を行うことにより、市町村等の機能充実を図る。	・モデル圏域において、成年後見等の相談対応及び司法書士等法律専門家の派遣を行うことにより、圏域市町村等の機能充実を図る。 ・成年後見制度普及と後見支援体制懇談会を、年3回開催し、制度普及及び支援体制のあり方について検討を行う。	・モデル圏域の長野・上伊那両圏域において、相談対応件数 504件、法律専門家派遣8回を行い、成年後見制度の必要性についてモデル圏域市町村の認識を得るとともに、成年後見制度に関する専門的相談機関の協働設置の動きにつながった。 ・成年後見制度普及と後見支援体制懇談会(3回開催)で検討した状況を、セミナーで発表し、市町村・地域包括支援センターから約330人の参加者があった。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要
	最終予算額 (A)	千円		4,895		国庫・県単 国庫・県単
	決算額 (B)	千円		4,890		実施方法 委託
	B(H22はA)のうち一般財源	千円		2,445		歳出節別内訳等
	概算給与費	従事する職員数	人		0.30	
	概算給与費 (C)	千円		2,123	(単位: 千円)	
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円		7,013		
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績
	成年後見等相談対応	件	-	504	-	・福祉権利擁護推進セミナー及び市町村等介護保険・高齢者福祉担当者会議において、成年後見制度普及と後見支援体制懇談会の検討結果を紹介し、成年後見制度の普及を図った。
	アドバイザー派遣件数	件	-	8	-	
事業の課題	区分	判定・説明				
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 (終了)	
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
課題の総括	・認知症高齢者の増加や障害者の地域移行が進む中、成年後見制度の需要は増加している。本事業については今年度限りのモデル事業ではあるが、引き続き成年後見制度の普及啓発及び市町村等の機能充実を図る必要がある。					

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 09 02	中期総合計画主要施策番号	3-12			担当課	部・課	企画部 生活文化課 消費生活室		
事業名	消費者の自立支援事業				内線		142 - 501			
					E-mail		shohi@pref.nagano.lg.jp			
事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 啓発・消費者教育を通じ、消費者自らの適切な選択を支援することで被害の未然防止を図る。 消費者団体が消費者の自主的な選択をフォローできるよう、支援する。 									
事業の概要	【現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)】 悪質な事業者の勧誘や取引行為、消費者側の関係情報の質・量の不足、並びに交渉力の格差などにより、消費者の自主的・合理的な選択の機会が狭められる場合があり、消費者被害が発生している。									
	【原因分析(ギャップが発生している原因は何か)】 悪質商法が後を絶たず、消費者関係法令による事業者規制の強化が図られてきているが、消費者自らが自立した消費者になる環境や機会が不足している。									
	【課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)】 消費者教育、情報提供等により、消費者の自立支援を推進し、消費者被害の未然防止を図る必要がある。									
事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 消費生活情報誌、啓発パンフレット等の作成、配布 多様な媒体を活用したタイムリーな注意喚起情報等の提供 消費生活講座(出前講座、消費者シンポジウム、その他の公開講座)の開催 消費生活協同組合の指導育成等 									
実施期間	S46 ~	根拠法令等	消費者基本法、長野県消費生活条例、消費生活協同組合法							
成果と達成状況	事業の目指す成果		達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況		評価		
	消費生活情報誌の発行や消費者教育講座の開催により消費者の自立支援を図る。 〔出前講座等延べ受講者数の目標をH20~24年度累計で65,000人とする。〕		H24年度の目標達成に向けて、消費者が適切な選択を行うための学習機会としての主催講座や出前講座等に13,000人程度の参加者を得る。			208回の出前講座等を開催し、14,881人の参加者を得、消費者意識の高揚と消費者被害の未然防止に寄与した。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分		単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)		千円	6,730	17,429	29,758	国庫・県単	県単		
	決算額 (B)		千円	6,496	16,989	-	実施方法	直接		
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	5,530	3,073	3,282	歳出節節内訳等	報償費:533 ・旅費:338 需用費:5,188 ・役務費:3,350 委託料:6,907 ・使用料:223 ・負担金:450		
	概算給与費		人	7.50	7.50	7.00	(単位:千円)			
概算事業費 (B(H21はA)+C)		千円	60,114	70,074	79,304					
事業実績	内容		単位	20年度	21年度	22年度(予定)				
	出前講座等開催回数		回	329	208	210	・広報誌、ホームページ、ラジオ番組、DVD制作、車内広告及びバナー広告などの媒体を活用した啓発を行い、消費者被害の未然防止と併せて消費生活センターの相談等の案内を行った。			
	出前講座等受講者数		人	17,133	14,881	14,700	・高齢者見守りハンドブックを作成し、県内の全ての民生委員に配布し、その半数に対してハンドブックに基づく研修を行った。 ・消費生活シンポジウムを開催し、252人の啓発が図れた。			
消費生活啓発資料延べ発行部数		部	560,750	731,100	979,800					
事業の課題	区分		判定・説明							
	事業のニーズの変化		増加	横ばい	減少	判定の説明 ・自立した消費者の育成及び消費者被害の未然防止のため、H21年度は消費者行政の活性化を図る、地方消費者行政活性化基金を活用して、従来の啓発事業に加え、ラジオ番組、DVD制作、車内広告及びバナー広告などの新たな取組みを実施し効果を得た。 ・事業実績を確認する中で、より一層の工夫・改善を行い、有効性を高める必要がある。				
	県の関与を見直す余地		余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括		高齢者や障害者、社会経験の浅い若者は被害に遭いやすく、深刻な被害を受ける場合があるため、消費者行政の活性化を図る、地方消費者行政活性化基金を活用し、当該基金の最終活用年度であるH24年度まで、引続き啓発効果が上がる事業を、今後も市町村及び関係機関と連携を図りながら展開していく必要がある。								

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	06 06 08	中期総合計画主要施策番号	2-08、3-05			担当課	部・課	商工労働部 労働雇用課	
事業名	職業紹介事業					内線	2477		
						E-mail	rodokoyo@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・障害者や母子家庭の母等、中国帰国者等の就職困難者の就業の確保・拡大を図るため、無料職業紹介事業を実施する。							
	事業の必要性	<p>[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用促進法において、民間事業者は常時雇用者の1.8%の障害者を雇用するよう義務づけられているが、法定雇用率の達成指導による法的な面での雇用促進を図っても、一定の理解は得られるが、実際の雇用に結びつけるのがなかなか難しい状況にある。 ・母子家庭の母等、中国帰国者については、地方事務所福祉課に配置されている母子就業等支援員及び引揚者特別生活指導員だけでは就職に結びつかないケースについて、地方事務所商工観光(建築)課に配置されている求人開拓員との連携により支援している。 <p>[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・企業側については、障害の状況に応じた担当可能な業務に関する理解が不足していたり、受け入れるだけの物理的な環境の整備が不十分な状況がある。 ・障害者側については、企業が求める職業能力が不十分であるなど、求人条件とのミスマッチが見受けられる。 <p>[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者雇用の促進においては、企業の業務を理解した上で、職域の提案や雇用事例、各種の支援策を提示して、個別具体的な対応をすることが重要であり、これまで就職した障害者の雇用事例を示したチラシ等を活用しながら、求人開拓員を通じて、障害者やその支援者(機関)と企業との相互理解を更に深め、就職に結びつけていくことが必要である。 							
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・各地方事務所が無料職業紹介事業所となり、保健福祉事務所サイドの生活相談等の中で生まれた就業希望者(求職者)と商工観光(建築)課サイドで発掘した求人案件をすり合わせて、求人開拓員が求人事業所との仲介をし、就職に結びつける。 ・求人開拓員による、就職困難者との職業相談、企業訪問による個々の状況に応じた求人開拓(主に従業員56人未満の企業)、求人企業への同行訪問、職業紹介状の発行及び職場定着に向けた支援を行う。 							
	実施期間	H16 ~	根拠法令等	職業安定法第33条の4					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価	
	求人開拓員による、職業相談を通じて、相談者の個別状況を把握し、それに合わせた求人開拓、求人企業への同行訪問、職業紹介状の発行を行い、就職困難者の就職促進を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・求人開拓員の一人当たり企業訪問件数をH20年度並み(520件)とする。 ・職業紹介事業による就職決定率(新規求職者に対する就職者数の割合)をH20並み(8.2%)とする。 			平成21年度実績は次のとおりであった。 <ul style="list-style-type: none"> ・求人開拓員一人当たりの企業訪問件数は574件であった。 ・就職決定率は経済状況の影響から9.2%であった。 			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)	千円	13,887	12,993	12,826	国庫・県単	県単		
	決算額 (B)	千円	12,871	11,951		実施方法	直接		
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	12,815	11,951	12,770	歳出節別内訳等	<ul style="list-style-type: none"> ・報酬: 8,764 ・共済費: 1,055 		
	概算給与費	千円	50,043	49,546	49,546	(単位: 千円)			
概算事業費 (B(H22はA) + C)	千円	62,914	61,497	62,372					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績			
	求人開拓員一人あたりの相談件数	件	1,055	1,463	1,470				
	企業訪問による求人開拓件数	件	433	597	600				
事業の課題	区分	判定・説明							
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	<ul style="list-style-type: none"> ・H20年度後半からの景気悪化に伴い雇用情勢も厳しい状況が続いており、母子家庭の母や中国帰国者を中心に就業を求める失業者が増加している。 ・障害者自立支援法の施行に伴い障害者の一般就労希望者が増加している。 ・ハローワークが接触しない小規模事業所(県内約9万箇所(全事業所の75%))については、県が求人開拓を行いきめ細やかな職業紹介を行う必要がある。 			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	<ul style="list-style-type: none"> ・求人開拓員が多くの小規模事業所を訪問し、更に多くの求人を開拓する必要がある。 ・障害者等の雇用促進に関しては、企業等を訪問する中で企業の業務を理解した上で、職域の提案や雇用事例、各種の支援策を提示して、個別具体的な対応をすることが重要であり、事業者並びに障害者等の求職者やその支援者(機関)双方の理解を更に深め、就職に結びつけていく事が必要である。 ・県の健康福祉部及びハローワーク等関係機関との連携を密にして雇用促進に努める。 								

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 09 15	中期総合計画主要施策番号	3-05	担当課	部・課	健康福祉部 障害者支援課
事業名	障害者ITサポートセンター運営事業			内線	2406	
				E-mail	shougai-shien@pref.nagano.lg.jp	
事業の概要等	事業の目的	・高度情報化社会の進展に伴い、情報のバリアフリー化を推進し、障害者の社会参加の促進を図るため、障害者からのITに関する利用相談への対応、情報提供を行い、IT活用能力の向上を図る総合的なサービス拠点を設置する。				
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・高度情報化社会に伴い、多様な社会参加や情報収集の機会が増えているが、まだまだ、IT活用によるコミュニケーションや情報収集、在宅就労等、有効に活用できる障害者が少ない。				
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・移動が困難な障害者や日常的なコミュニケーションを苦手とする障害者は、当初から社会参加をあきらめていたり、社会参加する場を持ちにくいいため、パソコンやインターネットを有効に活用する方法を学ぶ機会が得にくい。				
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・コーディネーターによる電話・メール等による相談体制とボランティア派遣による支援体制により、在宅障害者のIT活用を支えていく。 ・就労にむけたIT講座を開催し、職業訓練の基礎づくりをすることで、在宅就労等につながる可能性を高める。				
事業内容	・IT利用に関する相談対応や情報提供を行う。 ・パソコンボランティアを養成し、障害者の申請に応じて派遣する。 ・就労に向けたIT講座を開催する。					
実施期間	H15 ~	根拠法令等	障害者ITサポートセンター運営事業実施要綱			
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況	評価	
	・障害者の社会参加及び在宅就労ができるように、IT技術(パソコン等の情報技術)の向上を図る。	・障害者の状況に応じた相談や情報提供を行う。 ・要請に応じて、パソコンボランティアを派遣する。 ・パソコンボランティア養成、就労支援IT講座を県下4地区で8回開催する。		・電話相談195件、メール相談20件、計215件、来訪及び訪問132件等、前年度に比較し増加しており、相談内容は年々高度化の傾向が見られる。 ・パソコンボランティアを132回派遣し、適切な支援を行った。 ・県下4地区で計10回、IT講座を開催した。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要
	最終予算額 (A)	千円	4,703	4,671	4,671	国庫・県単 国庫・県単
	決算額 (B)	千円	4,703	4,671		実施方法 委託
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	2,352	2,336	2,336	歳出節別内訳等
	概算給与費	人	0.20	0.20	0.20	・委託料:4,671 (単位:千円)
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	6,133	6,087	6,087	
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績
	IT関連相談・情報提供件数	件数	267	347	300	障害者の就労に向けたIT講習会「ユニバーサルホームページ作成講座」を県下3会場で開催し、19人が参加した。
	パソコンボランティア派遣件数	件数	117	132	120	
事業の課題	区分	判定・説明				
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 在宅就労について、企業サイドとしての事業のニーズは増加しているとは言えない状況であるが、労働サイドの障害者、特に精神障害者からの相談が増加する等、ITによる社会参加や情報共有等の有効性の認識は高まっている。なお、ボランティア派遣については、緊急対応の派遣が難しく、電話やメールでの対応が増加している。また、企業への啓発活動により在宅就労の有効性を高めていく必要がある。	
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
課題の総括	・移動困難な障害者のITサポート支援は、今後、システムアップされるITソフトやコミュニケーション障害を持つ利用者への専門的な対応が必要で、ボランティアの質の向上がより重要となる。 ・在宅就業支援に関する支援施策が制度化され、在宅就業の可能性が高まっている中、IT関連の技能習得が在宅就業に有効であることが証明されつつある。そのため、現在実施している就労に向けたIT講座をより有効活用していくこと、また特に最近相談が増加している精神障害者に関しては、その特性から就労の継続性に課題が多く、就業支援関係者との連携の更なる強化が今後の課題となる。					

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	14 04 01	中期総合計画主要施策番号	4-01	担当課	部・課	教育委員会事務局 特別支援教育課		
事業名	職業教育、進路指導事業			内線	4378			
				E-mail	tokubetsu-shien@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	特別支援学校の児童・生徒に適切な進路指導や現場での実習等を行うことにより、卒業後の自立を促すとともに、地域での社会参加を進める。						
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 障害者雇用情勢や産業構造の変化、高等部生徒の増加や障害の多様化等により、特別支援学校の児童・生徒の一般企業への就職は厳しい状況にある。						
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・厳しい雇用情勢により就職が困難になっている。 ・障害者雇用に対する企業等の理解が十分でない。 ・地域の障害者雇用のニーズが変化してきている。						
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・他部局や障害者就業・生活支援センター等との連携により、障害者雇用に対する企業等の理解促進を図る必要がある。 ・生徒の職業観・就労意欲を育むため、生徒の現場実習の拡大を図る必要がある。 ・地域の障害者雇用ニーズに応じた職業教育を実施する必要がある。						
事業内容	・進路指導連絡協議会の開催による障害者雇用の情勢分析と理解促進 ・生徒のニーズに応じた現場実習の実施及び新たな職種や事業所等の就業先の開拓 ・盲・ろう学校における専攻科課程での職業教育の実施							
実施期間	H12 ~	根拠法令等	特別支援学校、中学校特別支援学級進路指導連絡協議会要綱 他					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況		評価		
	特別支援学校の児童生徒に適切な進路指導や現場での実習等を行うことにより、卒業後の自立を目指すとともに、地域での社会参加を進める。(特別支援学校高等部卒業予定数(400人)の就職者数の平成24年度目標を120人(就職率30%)とする。)	・生徒の現場実習先を1,000事業所を目標に拡大するとともに、地域のニーズに応じた職業教育を実施する。 ・特別支援学校高等部の卒業生(313人)の就職率を30%程度の93人とする。		・高等部生徒の現場実習を756事業所で行い、前年度並みの実習先を確保した。また、松本ろう学校専攻科における情報工学、デザイン等の職業教育を実施した。 ・特別支援学校高等部の卒業生の就職者数63人(20.1%)であった。経済状況の悪化により、就職者数は目標を下回った。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)	千円	7,444	6,516	25,137	国庫・県単	県単	
	決算額 (B)	千円	6,634	5,818		実施方法	直接	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	6,634	5,818	5,429	歳出節別内訳等(単位:千円)	報償費 3,134 賃借料 2,684	
	概算給与費	従事する職員数	人	0.30	0.30			
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	8,779	7,941	27,260				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)			
	高等部生徒の現場実習	事業所数	980	956	1,000	・就職希望者のうち、卒業後すぐに就職できない生徒については、障害者雇用支援センターでの訓練や就労移行支援事業等を利用するように指導している。		
	高等部生徒の就職者数	人	69	63	110			
進路指導連絡協議会の開催数	回	6	4	4				
事業の課題	区分	判定・説明						
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・県内の求人倍率が過去最低を記録するなど、昨今の厳しい経済情勢から、企業への就職は厳しい状況にあり、現場実習を通し、経験を積むことや自己の特性を理解すること等、障害者雇用への理解啓発の必要性は増加している。 ・地域の障害者雇用のニーズの変化に対応するため、就業に結びつくような現場実習先の開拓を行うなど、有効性を高める余地がある。また、就業先、実習先の拡大に向け、職場開拓の効率性を高める余地がある。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括	・障害者の自立と社会参加をめざし、生徒一人一人が自己決定、自己選択による進路選択の充実が求められている。特に、障害者雇用情勢や経済情勢の変化、生徒の障害の重度化、多様化等により、一般企業への就職は厳しい状況にある。よって、平成22年度より配置している就労サポーターを有効活用して、現場実習の充実や進路開拓の拡充を図る必要がある。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 09 18	中期総合計画主要施策番号	3 - 05			担当課	部・課	健康福祉部 障害者支援課	
事業名	福祉就労強化事業					内線	2404		
						E-mail	shogai-shien@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・工賃倍増5か年計画に基づき、障害者授産施設等の受注業務の拡大等の支援を行い、障害者授産施設等を利用する障害者の収入の増加を図り、社会保障給付等による収入と合わせて地域での自立した生活を促進する。							
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・障害者自立支援法の施設新体系移行が本格化し、施設等利用者の就労支援強化が求められているが、施設等利用者の収入は少なく、経済的自立には困難な状況にある。							
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・個々の授産施設等は工賃アップの必要性を認識していても、効果的な方策が分からなかったり、小規模で職員体制が脆弱な施設が多く、また利用者の障害程度も多様なことなどから、利用者の収入増加への計画的な取組が容易でない状況にある。							
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・工賃アップに関する施設のニーズを把握し、施設への個別支援の必要がある。また、民間活力を導入したノウハウの提供や、受注業務の増加に伴う作業所間の調整等の体制強化や作業所職員が営業活動に出るための支援が必要である。							
事業内容	委託により次の事業を実施(財源負担:【国】1/2、【県】1/2。ただし 〇項目は、ふるさと雇用再生特別基金10/10) ・工賃アップ推進員及び福祉就労コーディネーター配置 ・外部実践者営業技術活用支援 ・施設外授産活動等促進支援 ・工賃アップセミナーの開催 ・モデル事業の実施 ・販売促進員の配置(H21から)、授産製品のインターネット販売(H22から)								
実施期間	H19 ~	根拠法令等	障害程度区分認定等事業費補助金交付要綱、福祉就労強化事業補助金交付要綱、ふるさと雇用再生特別基金						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価	
	・障害者授産施設等を利用する障害者の収入の増加を図り地域での自立した生活を促進する。 工賃倍増5か年計画(H19~H23)(H23:平均工賃 22,000円以上、3万円以上の事業所を30か所以上)	・23年度末の目標達成に向けて、平均工賃の引上げと3万円以上の事業所を着実に増加させる。 (H20:平均工賃10,771円、3万円以上事業所 2か所)			・平均工賃は12,279円、3万円以上の事業所は3か所であり、景気後退の影響が続く中で前年を上回る実績となった。セミナー等を通じ約6割の施設が計画を策定して工賃アップに取組んでおり、次年度以降につながる成果を得ることができた。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)	千円	43,585	46,408	54,686	国庫・県単	国庫・県単		
	決算額 (B)	千円	42,870	45,947		実施方法	直接、委託		
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	21,124	20,590	21,659	歳出節別内訳等(単位:千円)	・謝金: 126 ・旅費: 29 ・委託料: 45,792		
	概算給与費	人	0.10	0.10	0.10				
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	43,585	46,655	55,394					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績			
	工賃アップ推進員(授産活動活性化支援員)の配置	人	5	5	5	・セミナーや個別支援を通じ、71事業所が計画を策定し工賃アップに取組む			
	施設外授産活動等促進支援	日	1,142	1,197.5	1,320	・1施設でコンサルタントの導入によるモデル事業を実施			
	外部実践者営業技術等活用支援	回	96	95	170	・共同受注等強化、ブランド構築の支援等			
販売促進員の設置	人	-		2	4				
事業の課題	区分	判定・説明							
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・一昨年来の景気後退が、障害者授産施設等の授産活動に引き続き大きな影響を及ぼしており、事業の活性化ニーズは高いことから引き続き県の積極的な支援が必要			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		・施設間連携、地域・企業との連携による面的展開については、さらなる強化が必要			
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		・今後一定数の工賃アップ成功事例が創出されれば、他施設のモデルとなり、取組の加速化が期待できる。			
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	・21年度は「工賃倍増5か年計画」の中間年として、施設における計画策定の取り組みやモデル事業の展開、さらに景気回復により事業が減少した施設への支援、施設商品カタログの作成・ホームページ掲載等を積極的に展開したが、経済情勢の悪化は引き続き授産事業全体に深刻な影響を及ぼしており、工賃収入確保のマイナス要因となっている。 ・22年度は、計画策定施設の中である程度取組が進んでいる施設を重点的に支援することにより、一定数の成功事例を創出し、取り組みが遅れている施設のモデルとする。また販売促進員を増員し、販売の強化も図る。								

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	06 04 03	中期総合計画主要施策番号	2-08,3-05	担当課	部・課 内線 E-mail	商工労働部人材育成課 2992 ~ 2994 jinzai@pref.nagano.lg.jp	
事業名	障害者民間活用委託訓練事業						
事業の概要等	事業の目的	・地域の多様な企業等の委託先を活用し、障害者の能力、適性及び地域の障害者雇用ニーズに対応した機動的な職業訓練の実施により、障害者の職業能力適性を高め、就職を促進する。					
	事業の必要性	【現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)】 ・生計維持が可能な就職につながる障害者向けの職業訓練の機会が少ない。					
		【原因分析(ギャップが発生している原因は何か)】 ・企業等の障害者雇用に対する理解が不足している。 ・障害者の訓練受講ニーズと企業側の訓練受入ニーズとのミスマッチが生じている。					
		【課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)】 ・障害者の態様に応じた多様な職業訓練、実習訓練受入企業の開拓など職業能力開発の機会を確保する必要がある。					
事業内容	・企業・社会福祉法人・NPO法人・民間教育訓練機関等へ委託し、ITホームページ、オンデマンド印刷、介護実務などの職業訓練を行う。						
実施期間	H16 ~	根拠法令等	職業能力開発促進法				
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況		評価	
	障害者の職業訓練機会を確保するとともに、受講者の就職を促進する。	過去3年間(H18~20)の実績の平均を踏まえて、就職者数120人を目標とする。		景気後退を受け、企業実習が難しく、H21年度の実績は、受講終了者数 271人、就職者数 109人であった。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要	
	最終予算額 (A)	千円	49,750	58,180	73,776	国庫・県単 国庫	
	決算額 (B)	千円	48,366	53,363		実施方法 委託、直接	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	0	0	0	歳出即別内訳等	
	概算 給与費	従事する職員数 概算給与費 (C)	人 千円	0.60 4,289	0.60 4,247	0	・報酬: 9,807 ・委託料: 41,024
	概算事業費 (B(H22はA) + C)	千円	52,655	62,427	73,776	(単位: 千円)	
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	左記以外の21年度の実績	
	訓練受講者数	人	258	269	310		
	訓練コース数	コース	20	18			
	就職者	人	92	79			
事業の課題	区分	判定・説明					
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 ・受講ニーズの高さに変化はないが、景気後退を受け企業実習が難しく受講者数が減少しているが、訓練機会の確保を図り有効性を高める余地がある。 ・H21からはコーディネーターと別にトレーナーを配置するなど、ニーズに沿ったきめ細かい対応を実施し更に効果的な取組を行い、効率性を高める余地がある。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
課題の総括	・障害者の身近な場所で障害の態様に即した多様な訓練を選択できるよう、引き続き4地区に障害者職業訓練コーディネーターを、また、伊那技術専門学校にトレーナーを配置し、きめ細かい支援を行う必要がある。 ・企業内での訓練については、障害者総合支援センター等の外部の支援機関との連携を図るなど、定着支援の強化を検討する必要がある。						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 09 16	中期総合計画主要施策番号	3-05			担当課	部・課	健康福祉部 障害者支援課	
事業名	障害者相談支援事業					内線	2403		
						E-mail	shogai-shien@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・障害者(児)及びその家族等を対象に、3障害(身体、知的、精神)対応の相談支援窓口を設置し、障害者が地域で安心して暮らせるよう総合的に支援する。							
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・地域で生活する障害者やその家族は、福祉サービスの利用、就労など日常生活全般にわたって様々な不安を感じている方が多く、安定した生活を継続していくための、継続的な支援を必要としている。							
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・地域で安心して暮らしたいというニーズを持ちながら、その実現にあたっては、障害に起因する様々な困難を抱えている。また、地域によっては十分な障害福祉サービスが供給できないなど社会資源が不足している地域も多い。							
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・障害がある方のニーズを把握し、その実現に向けて、困難を克服していけるように支援する必要がある。また、社会資源が不足している地域においては、新たな社会資源の開発などを行っていく必要がある。							
事業内容	・圏域ごとに障害者総合支援センターを設置し、コーディネーター等の人的配置(療育コーディネーター、就業支援ワーカー、生活支援ワーカー、再チャレンジ支援ワーカー、障害ごとのコーディネーター(市町村事業)など)を行い、障害者等の相談支援を行う。 (補助率:コーディネーター等設置事業 県1/2・市町村1/2、市町村相談支援機能強化事業 国1/2・県1/4・市町村1/4)								
実施期間	H16 ~	根拠法令等	障害者自立支援法第78条						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況			評価			
	・障害種別を問わず、ワンストップで相談支援サービスを提供する。	・一定の相談件数を実績として確保し、相談に適切に対応する。	・21年度の相談支援件数は114,741件であり、いずれも適切に対応した。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下			
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)	千円	286,948	238,255	246,107	国庫・県単	国庫・県単		
	決算額 (B)	千円	278,664	234,398		実施方法	直接・補助・委託		
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	219,756	195,367	191,887	歳出節制 内訳等	報償費:5,651、旅費:442、需用費:135、役務費:97、委託料:191,179、使用料:279、補助金:36,615		
	概算給与費	従事する職員数	人	0.50	0.50	0.50	(単位: 千円)		
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	3,575	3,539	3,539			
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績			
	相談支援述べ回数	回	105,392	114,741	100,000				
	コーディネーター等配置数	箇所	47	47	51				
事業の課題	区分	判定・説明							
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・相談支援に対するニーズは依然として高く、専門性の高い相談支援を引き続き実施する必要がある。 ・相談支援従事者の資質向上を図るための研修を実施し、より質の高いサービスを提供することにより、事業の有効性向上を図るとともに、センター代表者や各コーディネーター及びアドバイザーごとの会議を随時開催することにより、効率性を高めて速やかな課題解決等を図る。			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	・障害者が地域で安心して生活していく上で、相談支援事業に対するニーズは依然として高いことから、県としては障害者自立支援法により、県が担うこととされた分野において引き続き相談支援事業を実施していく必要がある。 ・より質の高いサービスを継続的に提供していくためには、相談支援事業に従事する者の資質向上を図る必要がある。								

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 07 21	中期総合計画主要施策番号	3-01	担当課	部・課 健康福祉部 健康長寿課 内線 2644 E-mail kenko-choju@pref.nagano.lg.jp		
事業名	心の健康づくり対策事業						
事業の概要等	事業の目的	<ul style="list-style-type: none"> 平成10年以降、全国で12年連続自殺者数が3万人を超えるという現状に鑑み、地域の自殺対策の強化を図るとともに、心の健康問題に対する正しい理解を促進するための各種啓発事業を推進し、自殺者数の減少を図る。 高校生を対象に精神に関する正しい知識の普及を図る。 					
	事業の必要性	<p>[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 平成20年における県内の自殺者数(人口動態統計)は538人であり、前年より46人増加している。全国と同様に高い水準で推移しており、状況はより一層厳しくなっている。 精神疾患に対する若者の知識の不足。 <p>[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺は背景にさまざまな社会的要因があり、多様かつ複合的な原因及び背景を有している。 「自殺」について関心が希薄である。 「自殺を考えている人は悩みを抱えながらもサインを発している」といわれているが、周りが気づいていない。 <p>[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]</p> <ul style="list-style-type: none"> 自殺予防対策をさらに進め、自殺者数の減少を図る必要がある。 精神疾患は20歳代前半から増加することから、若者に対し精神疾患に関する正しい知識の普及を図る必要がある。 					
	事業内容	<ul style="list-style-type: none"> 自殺対策緊急強化事業補助金による市町村支援 かかりつけ医うつ病対応力向上研修、自殺対策連絡協議会等、各種会議及び研修会の実施 若者向け心のバリアフリー事業の実施(高校への当事者講師の派遣) 					
	実施期間	H18 ~	根拠法令等	自殺対策基本法第4条ほか			
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況	評価			
	<ul style="list-style-type: none"> 地域の自殺対策の強化を図り、各種啓発事業等を通じて、平成22年度までに自殺者数を480人以下に減少させる。 高校生への精神疾患に関する知識の普及を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 目標達成に向けて、自殺者数の減少に努める。 高校へ当事者講師を派遣する(10校)。 	<ul style="list-style-type: none"> 平成21年11月までの自殺者数は484人で、前年同月比で19人減少した。 9高校へ当事者講師を派遣し、精神疾患への理解が進んだ。 	<ul style="list-style-type: none"> a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下 			
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要	
	最終予算額 (A)	千円	705	241,503	68,507	国庫・県単 国庫・県単	
	決算額 (B)	千円	591	15,266		実施方法 直接	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	493	642	332	歳出節別	
	概算給与費	従事する職員数	人	1.00	1.00	1.00	内訳等
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	7,149	7,078	7,078	需用費 2,882 委託料 2,100 補助金 8,636
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績	
	自殺対策緊急強化事業補助金	市町村数	-	15	38	<ul style="list-style-type: none"> 「自殺対策緊急交付金」により、「長野県自殺対策緊急強化基金」を創設。基金の活用により、自殺の実態調査・研究、相談支援、人材養成などを実施するとともに「長野県自殺対策推進計画」を策定(H22.3) 	
	かかりつけ医うつ病対応力向上研修事業	人	-	107	200		
	こころのバリアフリー事業(講師派遣)	校	9	9	10		
事業の課題	区分	判定・説明					
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 <ul style="list-style-type: none"> ・経済状況の悪化等の影響もあり、自殺者数や措置入院者数は高い水準で推移しており、事業のニーズは増している。 ・精神障害者に対する理解が不十分である。 ・平成23年度を期末とする自殺対策緊急強化事業及び昨年策定した長野県自殺対策推進計画に基づいて、自殺対策や各種啓発事業を強力に実施し、有効性を高める必要がある。 		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
課題の総括	<ul style="list-style-type: none"> ・自殺は、多様かつ複合的な原因を背景としており、関係者の連携の下、対策事業を実施していくことが重要 ・かかりつけ医心の健康対応力向上研修(H21かかりつけ医うつ病対応力向上研修)の実施により、行政と医療機関、精神科医とそれ以外の医師の連携強化を図る必要がある。 ・平成22年4月設置の「自殺予防情報センター」において、保健・福祉・医療・労働・教育・警察等関係機関と連携を図る必要がある。 ・精神障害に関する理解を深める必要がある。 						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 09 14	中期総合計画主要施策番号	3-05			担当課	部・課	健康福祉部 障害者支援課	
事業名	グループホーム等整備事業					内線	2406		
						E-mail	shogai-shien@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・障害者が地域で暮らす生活の場(グループホーム)の設置を促進する。							
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]							
		・入所施設の入所者や精神科病院に入院する者等が地域で生活するための生活の場が不足している。							
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]							
	事業内容	・社会福祉法人等がグループホームを整備する際の建設費等の負担が大きいため、整備が遅れている。							
[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]									
実施期間	H14 ~	根拠法令等	障害者グループホーム等施設整備費補助金交付要綱等、障害福祉計画						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況			評価			
	・障害者が自ら望む地域で生活の場を確保する。 (障害福祉計画における目標値: ・23年度末障害者グループホーム定員数 2,246人分)	・13か所のグループホームの施設整備を行う。	・13か所の整備を行い、新たに68人の定員が確保され、23年度までの目標に向け、着実に整備を進めている。 (H22.4.1現在の定員数1,729人)			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下			
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)	千円	224,263	172,729	162,983	国庫・県単	国庫・県単		
	決算額 (B)	千円	211,811	169,982		実施方法	補助		
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	82,173	8,008	44,551	歳出節別内訳等	補助金:169,982		
	概算給与費	従事する職員数	人	0.20	0.20	0.20			
	概算給与費 (C)	千円	1,430	1,416	1,416	(単位:千円)			
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	213,241	171,398	164,399					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績			
	施設整備箇所数(実数)	か所	21	13	25				
	整備箇所の定員数(実数)	人	126	68	143				
事業の課題	区分	判定・説明							
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・引き続き、地域生活に移行する障害者の生活の場を確保する必要があるため、ニーズは横ばいである。 ・国庫補助事業の採択に伴う調整を行った。			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	・20年度からの国庫補助事業の創設に伴い、採択枠の確保や効率的な整備を行うため、優先される条件等を設定し、整備を進めているが、グループホームの報酬単価の改定や、今後の障害者自立支援法の見直しによるニーズの変化が予想されるため、事業者の動向等の把握や今後の整備の方向性を検討する必要がある。								

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 07 09	中期総合計画主要施策番号	3-05	担当課	部・課 健康福祉部 健康長寿課	
事業名	精神障害者退院支援事業			内線	2643	
				E-mail	kenko-choju@pref.nagano.lg.jp	
事業の概要等	事業の目的	・精神科病院に入院している者のうち、受入れ条件が整えば退院が可能な精神障害者が、地域で安心して生活できる支援体制を構築する。				
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・地域に出て安心して生活することができずにいる精神科病院入院中の退院可能精神障害者がいる。				
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・医療と保健・福祉の連携体制が整っていない。 ・地域の受け入れ体制(生活の場・相談する場・昼間の活動の場等が不足)が整っていない。				
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・受け入れ体制の整備と医療福祉の連携体制の構築を図り、精神科病院に入院する退院可能精神障害者の支援を行う必要がある。				
事業内容	精神科病院と地域の福祉関係機関等による支援体制を構築し、精神科病院に入院している方の退院支援を行う。 精神障害者退院支援コーディネーターの配置 関係職員の人材育成のための研修会の実施 地域理解促進のための普及啓発の実施					
実施期間	H15 ~	根拠法令等	精神障害者退院支援事業実施要綱 長野県障害福祉計画			
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況	評価	
	・精神科病院に入院している精神障害者が自らが望む地域で生活をする。 (障害福祉計画における目標値: ・23年度末 230人(H18~23累計)の退院を目指す。)	・23年度末の目標達成(230人)に向けて、退院者を着実に増加させる。		・精神科病院入院者のうち、245人を支援し、53人が退院した。(H18からの累計189人) ・この事業の実績以外のものも含む退院者数の累計は(調査中:6月中旬)人で、障害福祉計画の目標達成に向けて順調に推移している。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要
	最終予算額 (A)	千円	38,997	38,504	38,054	国庫・県単 国庫・県単
	決算額 (B)	千円	38,030	37,338		実施方法 直接、委託
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	7,568	15,029	15,194	歳出節別内訳等
	概算給与費	従事する職員数 人	0.10	0.10	0.10	報償費:544 旅費:163 需用費:80 役務費:24 委託費:36,520 使用料:7
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C) 千円	715	708	708	(単位:千円)
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績
	支援対象者数	人	247	245	250	・関係職員の技術向上のための研修会実施(年3回) ・普及啓発等の研修・講演会の実施(年46回)
	退院者数(累計)	人	71(136)	53(189)	60	
事業の課題	区分	判定・説明				
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 ・当該事業により退院支援コーディネーターの活動が認知されてきた。支援対象者数は横ばいで、ニーズも同様の傾向にある。 ・障害者自立支援法において、県の実施する事業として位置づけられており、県の必須事業として20年度より特別対策事業が創設された。	
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり		
課題の総括	・障害福祉計画において、23年度までに230人の退院を図るため19年度から配置したコーディネーターの役割が精神科病院等に認知されつつある。病院と地域の障害福祉サービス事業所等の関係者がそれぞれの役割を確認しながら、連携して退院支援を行う体制の基盤が構築されてきた。今後は、居住の場に関する支援を更に充実していくことに加えて、医療分野において、緊急時の対応の整備、新たな長期入院者を増加させない取組等も必要となってくる。					

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	10 07 06	中期総合計画主要施策番号	2-02,4-04,5-07			担当課	部・課	建設部 都市計画課
事業名	都市公園事業(公共【都市計画】)					内線	3355	
						E-mail	toshikei@pref.nagano.lg.jp	
事業の概要等	事業の目的	公園利用者が安全で快適に利用することができるよう、また災害時に緊急避難地、防災拠点地として活用できるよう、既存公園施設の大規模な改修、改善を行う。						
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 老朽化が著しい公園施設の改修・改善が必要となっており、施設がバリアフリー化されていないことから高齢者等が利用しにくい状況となっている。また、都市内の大規模なオープンスペースとして緊急避難地、防災拠点としての機能の維持が求められている。						
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 公園利用者の安全性を最優先に、バリアフリー-新法への適合も合わせた計画的な改修・改善が必要である。また、災害時ににおいて緊急避難地や防災拠点として機能の維持を図る改修の考慮が必要である。						
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 公園利用者の安全の確保、高齢化社会において幅広い年代層の利用や住民のニーズに対応するため、また、災害時の緊急避難地や活動拠点として機能を回復させることが必要である。						
事業内容	県都市公園の老朽化施設等の大規模な改修工事を行う。 補助率 通常 (国:1/2 県:1/2) 地域・自立活性化交付金 (国:45/100 県:55/100)							
実施期間	H20 ~ H24	根拠法令等	都市公園法第2条の3、第12条の2					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況		評価	
	既存公園施設を健全な状態に改修・改善を行うことにより、住民福祉の増進に寄与するとともに、防災機能の向上を図る。	既存公園施設の改修・改善を行い、公園施設機能の維持・向上に努める。平成21年度は、駒場公園プールのバリアフリー化を含めた大規模改修、松本平広域公園陸上競技場のトラック舗装改修、飯田運動公園他2公園のバリアフリー化を行う。			駒場公園についてはプールのバリアフリー化を含めた大規模改修、松本平広域公園については陸上競技場のトラック舗装改修、飯田運動公園他2公園については園路等のバリアフリー化を実施し、公園施設機能の維持・向上や公園利用者の安全性・快適性が図られた。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)	千円	141,000	191,589	421,000	国庫・県単	公共	
	決算額 (B)	千円	109,412	143,971		実施方法	直接	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	46,756	44,999	61,550	歳出節別内訳等	1箇所当平均工事期間:3.5年(H20~H24) (H22への繰越額:47,618)	
	概算給与費	従事する職員数	人	5.00	5.00	5.00	(単位:千円)	
概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円						
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	109,412	143,971	421,000				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
	事業実施箇所数	箇所	3	5	5			
事業の課題	区分	判定・説明						
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・当該公園は県有施設であり、公園利用者の安全・安心を確保するため、公園施設の改修・改善を行う必要がある。 ・建設後20年以上経過した公園施設も多く、バリアフリー等の改修・改善工事の必要性は高い。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括	・老朽化の著しい公園施設の改修・改善工事が今後の課題である。 ・遊具の安全基準の改定を踏まえ、公園施設の安全性を最優先に、バリアフリー-新法への適合も合わせた計画的なリニューアル(改修・改善工事)と、引き続きコスト縮減に取り組んでいく必要がある。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 04 07	中期総合計画主要施策番号	3-04,3-05,5-06,5-10			担当課	部・課	企画部 交通政策課		
事業名	地方バス運行対策費補助事業					内線	3734			
						E-mail	kotsu@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	乗合バス路線のうち、通勤・通学・通院等に不可欠な広域的幹線路線の運行欠損(運行赤字)費、車両購入費への助成を行うとともに、事業者が費用削減や経営改善を行った場合に助成することにより、更なる経営効率化を図り、路線の維持・存続を図る。								
	事業の必要性	<p>[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]</p> <p>複数市町村にまたがる広域的幹線路線は、一定数の利用者があり、県民の生活に密着しているため、その維持・存続が課題となっているが、運行欠損額は増加している。</p> <p>[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]</p> <p>車社会の進展などによる運賃収入の減少や原油高等の影響により運行コストが増大する一方、バス事業者にとっては、人件費の削減や対象経費の見直し等により赤字分の削減に努めてきているが、こうしたバス事業者の努力に対する評価も必要である。</p> <p>[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]</p> <p>広域的幹線路線が休止されれば県民の生活に多大な影響を及ぼすことから、厳しい経営が続く事業者に対し、国・県が、運行欠損費及び車両購入費に直接助成することに加え、運行事業者が経営改善を行った場合に一定の助成を行い意欲を高めることで、路線の維持・存続を図る必要がある。</p>								
	事業内容	<p>対象者:乗合バス事業者</p> <p>対象経費:運行欠損費、事業者の経営改善努力(インセンティブ補助)、車両購入費</p> <p>対象路線:複数市町村にまたがり、広域行政圏の中心都市等へアクセスするもの</p> <p>補助率:[国]1/2、[県]1/2(協調補助)</p>								
	実施期間	S47 ~	根拠法令等	地方バス運行対策費補助金交付要綱						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価		
	乗合バス路線のうち、通勤・通学・通院等に不可欠な広域的幹線路線の維持・存続を図る。	広域的幹線路線としての機能が確保されていること。			地域の利用実態に合わせ、路線内の一部系統の見直し等が行われたものの、県民生活に多大な影響を及ぼすような大幅な変更はなく、広域的幹線路線の機能が確保されている。また、30系統において、事業者の自主的な努力等による経営改善が図られた。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	110,503	122,404	99,926	国庫・県単	国庫・県単			
	決算額 (B)	千円	110,503	122,404		実施方法	補助			
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	110,503	111,566	99,926	歳出節別内訳等	補助金:122,404 (新経済対策 10,838)			
	概算給与費	従事する職員数	人	0.20	0.20	0.20	(単位:千円)			
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	1,430	1,416	1,416				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	路線維持費補助対象路線	系統	32	34	34	20年度収支改善計画を策定し、収支改善に取り組んでいる6系統全てが改善につながった。				
	経営改善促進支援事業対象路線	系統	26	30	24					
	車両購入台数	台	3	5	3					
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	<p>・バスは、自らの移動手段を持たない人々にとって必要不可欠な交通手段であり、事業のニーズは高い。</p> <p>・複数市町村にまたがる広域的幹線路線は、国と協調して維持・存続を図る必要がある。</p> <p>・事業者及び関係市町村と連携した収支改善計画の策定及び振り返り(評価)を確実に行っていくとともに、経営改善の成果に対し助成することにより、事業者の意欲を高め、欠損額の縮減に向けて継続した努力を促す必要がある。</p>				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	乗合バス事業については、今後も厳しい経営状況が予想されていることから、県民生活に影響が大きい広域的な幹線路線については引き続き補助を行い路線を維持していく必要がある。また、事業者及び関係市町村と連携した収支改善計画の策定及び振り返り(評価)の確実な実施を求めつつ、経営改善の成果に対し助成を行い事業者の意欲を高めることで、経営改善努力を促し欠損額の縮減に努めていく。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 04 08	中期総合計画主要施策番号	3-04,3-05,5-06,5-10			担当課	部・課	企画部 交通政策課	
事業名	人・環境にやさしい利用促進型バス導入事業					内線	3734		
						E-mail	kotsu@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	人や環境にやさしい低床・低公害型バスを導入し、バスの利用促進及び公共交通に対するイメージアップを図るとともに、併せて地球温暖化防止に資する。							
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 乗合バスは、高齢者や学生などの重要な交通手段であり、地球温暖化防止の観点からも利用促進が必要であるが、車社会の進行、少子高齢化の進行などにより、利用者の減少に歯止めがかからず、また、近年の規制緩和による競争の激化で、ますます経営が厳しくなっており、複数の事業者で路線の廃止や見直しに至っている。							
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] バスの利用促進に向けて、高齢者、障害者等が利用しやすいようバスの低床化や環境に配慮した低公害バスの普及が必要であるが、これらを満たすバスの導入には多額の費用がかかり、バス事業者の負担が大きい。							
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 低床・低公害型バスの導入に対して国・市町村と協調して支援することで、バスのバリアフリー化及び低公害化を促進し、バスの利用促進を図る。							
事業内容	対象者:乗合バス事業者 対象経費:ノンステップ型優良ハイブリッドバス車両購入費 補助限度額:通常車両価格との差額に1/4を乗じた額 補助率:【国】1/2、【県】1/4、【市町村】1/4(協調補助)								
実施期間	H21 ~	根拠法令等	人・環境にやさしい利用促進型バス導入事業補助金交付要綱						
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価	
	バスのバリアフリー化及び低公害化を促進し、バスの利用促進を図るとともに地球温暖化防止に資する。	県内の低床型バス及び低公害型バスの普及率を向上させる。			3事業者6台の低床・低公害型バスの導入支援を行うことにより、バスのバリアフリー化及び低公害化を促進し、バスの利用促進を図るとともに地球温暖化防止に資することが出来た。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)	千円		13,290	4,430	国庫・県単	国庫・県単		
	決算額 (B)	千円		13,290		実施方法	補助		
	B(H22はA)のうち一般財源	千円		4,900	4,430	歳出節別内訳等	補助金:13,290 (新経済対策 8,390) (単位:千円)		
	概算給与費	従事する職員数	人	0.20	0.20				
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	1,416	1,416				
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績			
	低床・低公害バス購入補助台数	台			6	2			
	低床型バス県内普及率	%	12.9	16.2					
	低公害バス県内普及率	%	8.2	10.4					
事業の課題	区分	判定・説明							
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・公共交通としてのバスには、バリアフリー化や利便性の向上、低公害化の推進が従来から求められている。 ・バスは地域住民にとって重要な公共交通機関であり、バス事業者の経営支援及びバスの利用促進を図るため、国や沿線市町村と協調しながら支援することが必要である。			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	公共交通機関であるバスを維持継続させるため、低床・低公害型バスの導入に対して国・市町村と協調して支援することで、バス事業者の負担を軽減するとともに、バスのバリアフリー化及び低公害化を促進し、バスの利用促進を図ることが必要である。								

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 04 04	中期総合計画主要施策番号	3-04,3-05,5-10			担当課	部・課	企画部 交通政策課	
事業名	利用者にやさしい駅舎の整備事業						内線	3739	
							E-mail	kotsu@pref.nagano.lg.jp	
事業の目的	平成22年度を目標に、鉄道事業者が行う鉄道駅のバリアフリー設備整備事業の支援を行うことにより、鉄道事業者の取組を促進し、高齢者・障害者等の移動の円滑化を促進する。								
事業の概要等	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 平成18年12月施行の「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」に基づく基本方針により、平成22年までに1日平均乗降客数5000人以上の駅について、バリアフリー設備の整備を行うこととされた(努力目標)が、県内における対象駅のバリアフリー化率は、71.4%(平成20年度末)と整備が進んでいない。								
	[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] バリアフリー化設備は多額の費用がかかり、鉄道事業者にとって負担が大きい。								
	[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] バリアフリー化設備の整備に対し支援することで、鉄道事業者の負担を軽減するとともに、県内駅のバリアフリー化を促進し、高齢者・障害者の利便性を向上させる。								
事業内容	鉄道事業者が実施するバリアフリー設備整備事業に対する補助 (補助対象駅:1日当たりの乗降客5000人以上の鉄道駅) (補助対象設備:ホームにエレベーターあるいはエスカレーターどちらか一方) (補助率:【県】1/6(上限額:10,000千円)、【国】1/3、【市町村】1/6)								
実施期間	H20 ~ H21	根拠法令等	利用者にやさしい駅舎の整備事業補助金交付要綱						
成果と達成状況	事業の目指す成果		達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況		評価	
	鉄道駅のバリアフリー化設備整備を行うことにより、県内における対象駅のバリアフリー化率の向上を図るとともに、高齢者・障害者等の移動の円滑化、利便性の向上を促進する。 (1日平均乗降客数5000人以上の鉄道駅のバリアフリー化率:H22 100%(14駅))		鉄道事業者のバリアフリー化設備整備を支援し、県内における対象駅のバリアフリー化率の向上を図る。			長野県内における1日当たりの乗降客数が5,000人以上のすべての駅のバリアフリー化が図られた。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分		単位	20年度	21年度	22年度	21年度の概要		
	最終予算額 (A)		千円	20,000	36,700	-	国庫・県単	国庫・県単	
	決算額 (B)		千円	20,000	15,119	-	実施方法	補助	
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	20,000	15,119	-	歳出節別内訳等	補助金:15,119 (新経済対策 20,000)	
	概算給与費	従事する職員数	人	0.20	0.20	-	(単位:千円)	(H22繰越額:20,000)(2駅分)	
概算給与費 (C)		千円	1,430	1,416	-				
概算事業費 (B(H22はA)+C)		千円	21,430	38,116	-				
事業実績	内容		単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
	エレベーターの設置駅		駅	2	4	-			
	(エレベーター設置数)		基	4	7	-			
乗降客数5000人以上の県内駅のバリアフリー化率		%	71.4	100	-				
事業の課題	区分		判定・説明						
	事業のニーズの変化		増加	横ばい	減少	判定の説明	(終了)		
	県の関与を見直す余地		余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地		余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括		当初予定したすべての駅において整備が完了した。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 07 17	中期総合計画主要施策番号	3-01	担当課	部・課	健康福祉部 健康長寿課		
事業名	エイズ・性感染症相談・検査、普及啓発事業			内線	2640			
				E-mail	kenko-choju@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	エイズ・性感染症に関する正しい知識と早期検査の大切さを普及啓発し、エイズ・性感染症の発生予防及びまん延防止を図るとともに、HIV感染者・エイズ患者に対する医療提供体制の確保を図る。						
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・長野県は、全国的にもHIV感染者、エイズ患者の発生が多い状況にある。 ・若年層から中高年層まで幅広い年代でHIV感染者、エイズ患者の発生が継続している。 [原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・エイズ・性感染症に関する正しい知識の啓発が不足している。 ・エイズ患者は、HIV感染を知らないまま、発症後に発見されるケースが多い。						
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・正しい知識や早期検査の重要性について幅広く啓発していく必要がある。 ・HIV検査を希望される方の利便性を向上するため、検査受付体制をより充実させる必要がある。 ・感染者・患者の方が適切な医療が受けられるよう、医療機関の診療機能に応じた医療提供体制を整備する必要がある。						
	事業内容	・エイズ・性感染症に関する正しい知識の普及啓発を実施 ・保健所における匿名・無料による相談受付、迅速検査の実施 ・HIV・エイズ診療体制の実態調査及び医療従事者研修会の実施 補助率【国】1/2、【県】1/2						
実施期間	S62 ~	根拠法令等	感染症法、エイズ予防指針、性感染症に関する特定感染症予防指針					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況		評価		
	・エイズ・性感染症に関する正しい知識と早期検査の重要性に関する普及啓発を図る。 ・一般の医療機関におけるHIV感染者・エイズ患者に対する医療提供体制の基盤づくりを図る。	・啓発資料を作成し、エイズ予防ウィーク(6月)と世界エイズデー(12月)に合わせ啓発活動を行う。 ・出前講座を年間70回程度実施する。 ・HIV・性感染症無料検査を実施する。 ・全医療機関を対象としてHIV・エイズ診療体制実態調査を実施する。 ・HIV・エイズ診療に関する医療従事者向け研修会を開催する。		・6月に予定していた「エイズ予防ウィーク」が新型インフルエンザ対応のため実施できなかった。 ・出前講座を46回開催し、4,090名が受講した。 ・保健所においてHIV検査2,076件、性感染症検査3,234件を実施し、検査前後の相談時に感染予防の啓発を行った。 ・1,357医療機関を対象に調査を実施し、55.9%の回答率が得られ、エイズ患者の受診動向を把握することができた。 ・医療従事者感染症対策研修会を開催し、HIV診察に関する最新知見の普及を図った。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)	千円	13,051	12,223	11,129	国庫・県単	国庫・県単	
	決算額 (B)	千円	13,051	12,101		実施方法	直接	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	6,526	6,051	5,565	歳出節節内訳等		
	概算給与費	従事する職員数	人	11.00	11.00	11.00	需用費: 9,637	
	概算事業費 (B(H22はA) + C)	概算給与費 (C)	千円	78,639	77,858	77,858	委託料: 939	役務費: 769
概算事業費 (B(H22はA) + C)	千円	91,690	89,959	88,987	(単位: 千円)			
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
	出前講座実施回数	回	67	46	70	・エイズ治療拠点病院において無料迅速検査(検査試薬は県負担)を実施し、717件の受検があった。		
	HIV検査件数(暦年、長野市保健所分除く)	件	3,125	2,076	2,750			
医療従事者研修会参加人数	人	221	28	100				
事業の課題	区分	判定・説明						
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 ・国内のHIV感染者/エイズ患者は年々増加しており、早期発見のために検査へのニーズは高い。また、感染者・患者に対する医療提供の確保を図る必要がある。 ・検査陽性者へのケアは、専門知識を有する医師、保健師等が担う必要があり、人権に配慮したきめ細かな対応が必要とされる。 ・新型インフルエンザ対応のため、保健所における啓発キャンペーンが実施できなかった。H22は例年並の検査件数の見込みになる。			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括	・感染予防と感染者の早期発見を図るため、幅広い普及啓発を実施し、時間外・休日検査等の継続により検査受診機会の充実が必要である。							

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 05 08	中期総合計画主要施策番号	3-07			担当課	部・課	健康福祉部 地域福祉課	
事業名	中国帰国者定着自立促進事業					内線	2319 (2319)		
						E-mail	chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp		
事業の概要等	事業の目的	・中国帰国者に対し言葉や生活習慣の違いによる困難や悩みごとの相談・指導を行うことにより、孤立化を防ぎ地域での定着及び自立の促進を図る。 ・自らの意志に反して長期間中国に残留を余儀なくされたことにより、日本での生活基盤が十分築けないことに対し、県として慰藉を行う。							
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] ・多くの帰国者が高齢化を迎えているが、老後の生活への備えが十分に築けていないことや日本語の習得が進まず、安定した職業に就くことが困難であったり、地域にも溶け込めず孤立した生活となる傾向がある。 [原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] ・長く中国に残留を余儀なくされたため、戦後の高度経済成長の恩恵を享受することができなかったことや、帰国したときには中高年となっており、義務教育を受ける機会がなかったことなどにより日本語の習得が大変困難な状況にある。							
	事業内容	[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] ・中国帰国者が高齢化する中で、老後の生活の安心のため、気軽に相談・指導や日本語教育を受けられる体制が必要である。 ・地域において安心して生活を送るためには、帰国者により身近な市町村が主体となって支援策を実施していく必要がある。							
	実施期間	S51 ~	根拠法令等	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)			達成状況			評価	
	・生活、就労及び日本語教育の相談・指導並びに日常生活における通訳支援、中国帰国者愛心使者事業給付金の給付等により帰国者の自立した生活の促進を図る。	・中国帰国者支援相談員等による生活・就労相談や日本語指導等を実施するとともに、自立支援通訳による通訳支援、中国帰国者愛心使者事業給付金の給付等により、帰国者の自立した生活への支援を行う。			・中国帰国者支援相談員(5人)、自立指導員(8人)、自立支援通訳(7人)による生活・就労相談及び日本語指導等を実施した。 ・中国帰国者愛心使者事業給付金の給付(延156人)を行った。 ・市町村担当者研修会(約50人参加)を開催し、市町村における支援策の推進を図った。			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下	
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要			
	最終予算額 (A)	千円	112,165	100,063	100,941	国庫・県単	国庫・県単		
	決算額 (B)	千円	109,971	94,222		実施方法	直接		
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	37,288	25,551	26,135	歳出節別内訳等	・報酬:11,043 ・共済費:1,673 ・報償費:2,768 ・旅費221 ・委託料:7,572 ・負担金:11 ・扶助費:70,934		
	概算給与費	千円	29,311	29,020	29,020	(単位:千円)			
概算事業費 (B(H22はA) + C)	千円	139,282	123,242	129,961					
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績			
	中国帰国者支援相談員相談件数	件	5,830	6,779	6,500	・長野県日中友好協会へ委託して県内7箇所 で日本語教室を実施、計446日開催、延2,134 人が受講した。			
	自立指導員、自立支援通訳派遣	回数	230	723	250				
中国帰国者愛心使者事業給付者	人	20	14	11					
課題	区分	判定・説明							
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・平成20年度から地域における生活支援の実施主体が原則として県から市町村へ移ったことから、県事業については、引き続き市町村の援護施策を支援していく方向へ重点を置いて実施していく必要がある。			
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり					
課題の総括	・帰国者により身近な市町村が生活相談や日本語指導、交流事業等を実施していく上で、効果的な支援策が推進できるよう、引き続き県中国帰国者支援相談員による相談・支援や市町村担当者の資質向上を図るための研修会等を実施していく。								

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	04 05 10	中期総合計画主要施策番号	3-07			担当課	部・課	健康福祉部 地域福祉課		
事業名	生活保護費					内線	2320(2320)			
						E-mail	chiiki-fukushi@pref.nagano.lg.jp			
事業の概要等	事業の目的	・憲法第25条に規定する理念に基づき、国民の最低限度の生活の保障と自立助長を図る。								
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)]								
		・高齢や傷病等の事情から生活に必要な収入が得られず、生活に困窮している世帯がある。								
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)]								
事業内容	・企業の雇用形態の変化による非正規雇用の増大や年金だけでは必要な生活費を賄えない等の事情を抱えた世帯がある。									
	[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)]									
実施期間	・保護に必要な世帯に必要な保護を行うとともに、自立助長を図る必要がある。									
	S25 ~	根拠法令等	生活保護法第71条							
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況			評価				
	・保護に必要な世帯に必要な保護を行うとともに、自立の助長を図る。	・収入状況や生活状況を把握し、保護の要否判定及び保護費の支給を行うとともに、必要な者に対して就労に関する相談・指導援助を行う。	・保護に必要な世帯に必要な保護を行った。 (21年度被生活保護人員:1,302人)			a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下				
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要				
	最終予算額 (A)	千円	2,096,306	2,191,478	2,140,870	国庫・県単	国庫・県単			
	決算額 (B)	千円	2,042,479	2,185,152		実施方法	直接			
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	474,712	532,819	529,835	歳出節別内訳等 (単位:千円)	・扶助費:2,185,152			
	概算給与費	従事する職員数	人	27.30	33.00					34.00
	概算給与費 (C)	千円	195,168	233,574	240,652					
概算事業費 (B(H22はA)+C)	千円	2,237,647	2,418,726	2,381,522						
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績				
	被生活保護人員	人	1,141	1,302	1,255					
事業の課題	区分	判定・説明								
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・経済動向や社会情勢の変化により被保護人員の増減はあるが、事業のニーズに変化はなく、生活保護法の規定により、保護に必要な世帯に必要な保護を行う必要がある。				
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり						
課題の総括	・経済動向や社会情勢の変化により被保護人員の増減はあるが、引き続き保護に必要な世帯に必要な保護を行うとともに、保護世帯の自立助長に努める必要がある。 ・特に20年秋以降の雇用経済情勢の悪化に伴う離職者等の増加に対応するため、一層の制度の適切な運営に努める必要がある。									

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 07 02	中期総合計画主要施策番号	5-03	担当課	部・課	企画部 人権・男女共同参画課	
事業名	長野県人権政策推進基本方針策定事業			内線	3743		
				E-mail	jinken-danjo@pref.nagano.lg.jp		
				事業の目的			社会情勢の変化に適切に対応した人権政策をより総合的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組んでいくため、長野県人権政策推進基本方針を策定する。
事業の概要等	事業の必要性			[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 平成15年に長野県人権教育・啓発推進指針を策定し、様々な人権教育・啓発活動に取り組んできたが、依然として差別、虐待、いじめなど様々な人権侵害が存在する。 [原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 少子・高齢化、国際化、情報化の進展など、社会経済情勢の変化に伴う新たな課題が生じてくるなど、人権問題は複雑化、多様化している。 [課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 人権政策の基本的な考え方や方向性を明らかにし、人権施策を総合的・効果的に推進し、様々な人権課題の解決に向けて取り組む必要がある。			
	事業内容			・長野県人権政策推進基本方針の策定 ・人権政策審議会の開催			
	実施期間	H19 ~	根拠法令等	人権政策審議会条例			
	成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)	達成状況	評価		
	人権が尊重される社会の実現を図るため、人権施策の基本的な考え方や方向性を示す長野県人権政策推進基本方針を策定する。	県民、審議会等から意見を幅広く聴いて、長野県人権政策推進基本方針を策定する。	県民に意見募集を行うとともに、計2回審議会を開催し、長野県人権政策推進基本方針を策定した。	a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下			
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要	
	最終予算額 (A)	千円	1,618	1,079	520	国庫・県単 国庫・県単	
	決算額 (B)	千円	1,533	1,016		実施方法 直接	
	B(H22はA)のうち一般財源	千円	1,142	258	388	歳出節別内訳等	
	概算給与費	従事する職員数	人	1.00	1.00	0.40	・報酬:166 ・需用費:693 ・役務費:74 ・使用料:51
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	7,149	7,078	2,831	
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績	
	審議会の開催	回	8	2	2	・県民意見の募集 (応募件数 34個人・団体 189件) ・長野県人権政策推進基本方針の策定	
事業の課題	区分	判定・説明					
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明 今後は長野県人権政策推進基本方針に基づき、市町村、関係団体等との連携・協力により、人権政策の一層の推進を図る必要がある		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり			
課題の総括	長野県人権政策推進基本方針の周知徹底に努めるとともに、人権政策を総合的に推進する。併せて、審議会に意見を求めるとともに、政策評価制度を活用して事業の点検・評価を行っていく。						

平成22年度事務事業評価シート (21年度実施事業分)

事業番号	02 03 01	中期総合計画主要施策番号		担当課	部・課	企画部 政策評価課		
事業名	政策評価推進事業			内線	3723、3724			
				E-mail	seisaku-hyoka@pref.nagano.jp			
事業の概要等	事業の目的	県民の視点に立った成果重視の県政の推進を図るとともに、県政に関して県民に対する説明責任を遂行する。						
	事業の必要性	[現状(事業の目的との間にどのようなギャップがあるか)] 社会経済システムの急速な変化や、県民の価値観やライフスタイルの多様化が進行する中、行政施策や行政運営全般の質的向上や、県民ニーズに的確に対応した施策の形成能力の向上が必要であるほか、県民に対する説明責任も求められている。						
		[原因分析(ギャップが発生している原因は何か)] 従来の行政運営において、往々にして予算の確保等に重点が置かれ政策を実施効果の観点から評価することは軽視されがちである。また、政策が実際にどのような効果を生み出したかということについて住民への説明責任が不十分、という問題があった。						
		[課題の特定(事業の実施により解決しようとする課題は何か)] 効果的な県政を推進するシステムとして、県が行政活動を自ら評価し、企画立案作業等に活用していくという「計画(PLAN) - 実践(DO) - 評価(CHECK) - 改善(ACTION)」の行政のマネジメントサイクルを確立する必要がある。						
事業内容	・中期総合計画主要施策等評価の実施 ・事務事業評価の実施 ・公共事業評価(個別箇所評価、事後評価)の実施							
実施期間	H13 ~	根拠法令等	長野県基本計画の議決等に関する条例、長野県政策評価要綱					
成果と達成状況	事業の目指す成果	達成度(期待どおり)の判定基準(H21)		達成状況		評価		
	政策評価及び公共事業評価を実施し、県民の視点に立った成果重視の県政を推進するとともに、県民への説明責任を遂行する。	・中期総合計画主要施策等評価を実施し、当該計画の着実な推進に活用する。 ・事務事業評価を実施し、事業の見直しや改善等に活用する。 ・公共事業評価を実施し、個別箇所の採択決定や取組方針の検討等に活用する。		・当該計画に掲げた44主要施策等の適切な評価を実施し、評価で明らかになった課題等はH22年度当初予算等今後の取組に活用され、中期総合計画の着実な推進が図られた。 ・給与費等を除く1,009事業の適切な評価を実施し、評価で明らかになった課題は今後の取組みに活用された。 ・公共事業については、22年度実施予定の個別箇所929箇所、及び完了後一定期間が経過した27箇所を対象に評価を行い、個別箇所の採択決定等に活用された。		a.期待以上 b.期待どおり c.やや下回る d.期待以下		
事業コスト	区分	単位	20年度	21年度	22年度(当初)	21年度の概要		
	最終予算額 (A)	千円	1,102	1,322	1,491	国庫・県単	県単	
	決算額 (B)	千円	1,007	897		実施方法 直接		
	B(H22はA)のうち一般財源		千円	1,007	897	1,491	歳出節別内訳等	・報償費:473 ・旅費:313 ・需用費:74 ・役務費:7 ・使用料:30
	概算給与費	従事する職員数	人	4.00	4.00	4.00		
	概算事業費 (B(H22はA)+C)	概算給与費 (C)	千円	28,596	28,312	28,312	(単位:千円)	
事業実績	内容	単位	20年度	21年度	22年度(予定)	左記以外の21年度の実績		
	事務事業評価の実施	事業	1,012	1,009	1,100	総合計画審議会(中期総合計画政策評価部会)において、中期総合計画主要施策等評価書原案(県の自己評価)について審議し、県の自己評価についての意見(第三者評価)を決定した。		
	公共事業評価(箇所評価)の実施	箇所	1,002	929	950			
	公共事業評価(事後評価)の実施	事業	26	27	21			
事業の課題	区分	判定・説明						
	事業のニーズの変化	増加	横ばい	減少	判定の説明	・21年度から中期総合計画推進のための新たな政策評価制度をスタートしたところであり、ニーズは依然として高い。 ・主要施策等評価について、達成目標の指標のうち実績値のないもの等については、補足的な数値を用いることにより、評価の有効性を高める必要がある。 ・総合計画審議会(中期総合計画政策評価部会)の効率的な運営を図る必要がある。		
	県の関与を見直す余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	有効性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
	効率性を高める余地	余地なし	当面余地なし	余地あり				
課題の総括	中期総合計画主要施策等評価については、達成目標の指標のうち実績値のないもの等については、補足的な数値を用いることにより、評価の精度を上げていく必要がある。 また、挑戦プロジェクトの進捗状況の分析については、より分野横断的な分析を行い、主要施策評価との明確な区別をつける必要がある。							